

令和2年3月定例会

# 横芝光町議会会議録

令和2年 2月25日 開会

令和2年 3月6日 閉会

横芝光町議会

## 令和2年3月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第1号（2月25日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第25号、報告第1号の上程、説明	12
休会の件	72
散会の宣告	73

### 第2号（2月28日）

議事日程	75
本日の会議に付した事件	75
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	76
開議の宣告	77
一般質問	77
森川貴恵君	77
宮菌博香君	94
川島富士子君	109

山崎義貞君	127
休会の件	143
散会の宣告	143

### 第 3 号 (3月6日)

議事日程	145
本日の会議に付した事件	147
出席議員	147
欠席議員	147
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	147
職務のため出席した者の職氏名	147
開議の宣告	148
諸般の報告	148
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	148
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	148
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	149
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	150
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	150
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	151
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	152
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	153
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	154
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	154
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	155
議案第12号審議(質疑・討論・採決)	155
議案第13号審議(質疑・討論・採決)	165
議案第14号審議(質疑・討論・採決)	168
議案第15号審議(質疑・討論・採決)	168
議案第16号審議(質疑・討論・採決)	170
議案第17号審議(質疑・討論・採決)	170

議案第18号審議（質疑・討論・採決）	173
議案第19号審議（質疑・討論・採決）	174
議案第20号審議（質疑・討論・採決）	212
議案第21号審議（質疑・討論・採決）	213
議案第22号審議（質疑・討論・採決）	213
議案第23号審議（質疑・討論・採決）	214
議案第24号審議（質疑・討論・採決）	214
議案第25号審議（質疑・討論・採決）	215
陳情の件	215
閉会の宣告	217
署名議員	219

3 月 定 例 会

(第 1 号)

## 令和2年3月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和2年2月25日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第1号ないし議案第25号、報告第1号について(町長 施政方針、提案理由説明)  
日程第 5 休会の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君



---

**◎開会の宣告**

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより令和2年3月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

---

**◎開議の宣告**

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

5番 宮 菌 博 香 議員

11番 川 島 仁 議員

を指名します。

---

**◎会期の決定の件**

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月9日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月9日までの14日間と決定しました。

---

**◎諸般の報告**

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。



次に、陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました継続審査の陳情1件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の総務経済常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月7日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年3月定例会について、川島勝美議員。

[16番議員 川島勝美君登壇]

○16番(川島勝美君) おはようございます。

去る2月7日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案されました案件は、5議案であります。

議案第1号は、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,210万7,000円と定めるものであります。

議案第2号は、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。

当町の負担金は7,660万1,000円で、その内訳は火葬場事業費1,152万円、清掃事業費6,508万1,000円と定めるため、組合格約第16条第2項の規定により提案したものであります。

議案第3号は、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてであります。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,307万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,896万3,000円とするものであります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため提案いたしましたものであります。

議案第5号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例その他の関係条例について、所要の条文の整理をいたしたく

提案いたしましたものであります。

提案されました5議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔16番議員 川島勝美君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月13日に開催された八匠水道企業団議会令和2年2月定例会について、越川一雄議員。

〔7番議員 越川一雄君登壇〕

○7番（越川一雄君） 去る2月13日に開催されました八匠水道企業団議会令和2年2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された議案は、追加議案を含む議案5件であります。

議案第1号は、八匠水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため提案したものであります。

議案第2号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、八匠水道企業団職員定数条例その他の関係条例について、所要の条文の整理をいたし提案したものであります。

議案第3号は、令和元年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の補正並びに資本的支出の補正であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を5億1,081万円減額し、14億320万円とするとともに、支出の水道事業費用を573万6,000円減額し、12億2,825万3,000円とするものであります。

また、資本的支出の補正は、資本的支出を578万円減額し、10億9,418万5,000円とするものであります。

この結果、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6億9,509万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するもので

あります。

議案第4号は、令和2年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を1万5,568戸、年間総給水量を410万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を14億5,563万7,000円、支出は水道事業費用を12億1,078万1,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が3億3,224万2,000円で、資本的支出が8億6,339万1,000円であります。

この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億3,114万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第5号は、八匠水道企業団監査委員の選任についてであります。

本案は、八匠水道企業団監査委員の石田勝一氏から辞職願が提出され、これを承認したので、新委員に小川博之氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第5項及び八匠水道企業団規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案された5議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、八匠水道企業団議会令和2年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 越川一雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月17日に開催された令和2年東総衛生組合議会3月定例会について、鈴木輝男議員。

〔10番議員 鈴木輝男君登壇〕

○10番（鈴木輝男君） それでは、報告させていただきます。

去る2月17日に開催されました令和2年東総衛生組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案されました案件は、4議案であります。

議案第1号は、令和2年度東総衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,523万3,000円と定めるものであります。

前年度と比較して、歳入歳出で大きく増額になった科目は、歳入で、繰入金が1億857万6,000円に、組合債が2億3,840万円となりました。

歳出では、衛生費が7億409万1,000円となりました。

議案第2号は、東総衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に

ついてであります。

本案は、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的として、新たな一般職の非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が令和2年4月から施行されることに伴い、制定するものであります。

議案第3号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、関係する当組合の条例を一括して改正するものであり、改正の趣旨は、議案第2号同様、会計年度任用職員制度の創設によるものであります。

議案第4号は、東総衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第16条において、一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない者を定めた欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことに伴い、本条例中第15条第2項の引用条文の整理を行うものであります。

提案された4議案は、原案どおり可決されました。

以上、令和2年東総衛生組合議会3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 鈴木輝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月17日に開催された令和2年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） おはようございます。

去る2月17日に開催されました令和2年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案8件であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

個人情報の不正な提供等を行った者に対する罰則を設け、個人情報保護に対するより厳格な体制を構築すべく本条例の規定を整備するため、提案されたものです。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、勤勉手当及び住居手当の改定による所要の改正を行うため、提案されたものです。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年度及び令和3年度に係る保険料率を改定するとともに、保険料軽減措置の規定を改正するため、提案されたものです。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の改定についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る所要の改定を行うため提案されたものです。

議案第5号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,045万円とするものであります。

議案第6号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53億2,101万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,525億7,397万7,000円とするものであります。

議案第7号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,717万円とするものであります。

議案第8号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,521億2,889万6,000円とするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和2年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月20日に開催された令和2年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会について、宮菌博香議員。

〔5番議員 宮菌博香君登壇〕

○5番（宮菌博香君） 去る2月20日に開催されました令和2年山武郡市広域水道企業団議会

2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、4議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について）であります。

本案は、継続費の総額及び年割額をそれぞれ変更するもので、349万8,000円増額し、3億9,380万円とするものです。年割額は、令和元年度分で228万8,000円、令和2年度分は121万円増額するものです。

議会にお諮りする時間的余裕がないため、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、本会議に報告し、承認を求めるものです。

議案第2号は、山武郡市広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項が一部変更となったため、条例の改正を行うものであります。

議案第3号は、令和元年度山武郡市広域水道企業団事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の収入では、補助金の確定などにより、水道事業収益で2,802万6,000円を減額するものです。

支出では、営業費用において、修繕費の増額などにより、水道事業費用で5,308万5,000円を増額するものです。

資本的収入及び支出の収入では、国庫補助の対象となる工事を繰り越したことなどにより、資本的収入で9,290万1,000円増額するものです。

支出では、建設改良工事の契約額が確定したことなどにより、資本的支出で2億4,581万1,000円を減額するものです。

議案第4号は、令和2年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を6万4,965戸、年間総給水量を1,819万4,000立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を53億36万円とし、支出は水道事業費用を48億1,307万5,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を4億5,864万1,000円とし、資本的支出を24億5,017万8,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19億9,153万7,000円は、当年度

分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するもの  
あります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、令和2年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月21日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年3  
月定例会について、庄内賢一議員。

〔8番議員 庄内賢一君登壇〕

○8番（庄内賢一君） 去る2月21日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年  
3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、報告1件、議案7件であります。

報告第1号は、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）であり  
ます。

本件は、救急支援出動中における消防自動車の物損事故について、地方自治法第292条の  
規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定  
により議会に報告するものであります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度  
任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用  
職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕が  
なかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令  
和元年12月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を  
求めるため提案いたしましたものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについて（地方公務員法及び地方自治法の一  
部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、匝瑳市横芝光  
町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例その他の関係条例について、所要の条文  
の整理をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の  
規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和元年12月27日に専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしましたものでありま

す。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについて（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）であります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例その他の関係条例について、所要の条文の整理をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和元年12月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしましたものであります。

議案第4号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の勤勉手当の支給割合、給料表及び住居手当の改正をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和元年12月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしましたものであります。

議案第5号は、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を10億2,974万9,000円といたしたく提案したものであります。

議案第6号は、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしましたものであります。

当町の分担金は3億8,030万2,000円で、分担割合は40.43%とするものであります。

議案第7号は、令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ658万6,000円を追加し、令和元年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,060万5,000円といたしたく提案いたしましたものであります。



提案されました報告1件、議案7件は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和2年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、2月21日に開催された令和2年第1回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号ないし議案第25号、報告第1号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第25号及び報告第1号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和2年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本年度も残すところあと僅かとなりましたが、おかげをもちまして、計画いたしました諸事業はおおむね順調に進捗しており、こうして3期目の任期最後の定例会を迎えられました。改めて、議会をはじめ町民の皆様方のご理解とご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

暖冬となりました今年は、春の訪れも早いと言われており、梅の花も満開となっておりますが、冷える日もございますので、皆様方にはくれぐれもご自愛くださるようお願い申し上げます。

それでは、議会開会に当たり、令和2年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、令和2年度当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向であります。令和2年度予算においては、経済の好循環をさらに持続・拡大させていくこと、そして、持続的かつ包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立を目指し、3つの視点、①潜在成長率の引上げによる成長力の強化、②成長と分配の好循環の拡大、③誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりを重視して取組を推進すること

としており、編成された国の一般会計予算案の総額は、過去最大の102兆6,580億円となりました。

国予算案には、消費税増収分を活用した幼児教育・保育の無償化や予防・健康づくりの取組の抜本的強化のほか、マイナンバーカードを活用した消費活性化策、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」の着実な実行などに係る経費が盛り込まれており、いずれも町の行財政運営に大きく影響するものでありますので、予算成立の動向を注視し、的確に対処してまいり所存であります。

このような状況の下、当町の新年度予算案につきましては、来月に町長選挙を控えていることから、継続している事業や経常的経費を中心とした骨格予算として編成することといたしまして、その予算規模は、一般会計が104億2,000万円、国民健康保険特別会計が28億2,600万円、後期高齢者医療特別会計が3億700万円、介護保険特別会計が25億2,200万円、農業集落排水事業特別会計が5,470万円、東陽食肉センター特別会計が1億9,500万円、病院事業会計が収益的収支では16億9,300万円、資本的収支では、収入が1億6,082万3,000円、支出が2億116万4,000円となりました。それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は163億2,470万円で、今年度当初予算と比較すると率で2.7%、金額で4億2,810万円の増額予算となりました。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

昨年8月7日には人事院から、また10月9日には千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員、千葉県職員の給与等に関する勧告等が行われました。

いずれの勧告も、民間給与との較差等に基づく令和元年度における給与改定を内容としております。

人事委員会を設置していない当町といたしましては、この勧告にのっとり、給与改定に関連する条例改正案を提案させていただいたところでございます。

続いて、企画空港課関係についてであります。 「成田空港の更なる機能強化」に係る進捗状況につきましては、1月31日、国土交通省より成田国際空港株式会社に対して「成田空港の更なる機能強化」に係る航空法に基づく変更許可が出されました。今後、騒防法及び騒特法の告示に係る事務手続が進み、新たな区域指定告示がされることと思われま。

これにより、町が受ける空港からの影響は格段に大きくなりますので、環境対策につきまして、騒防法第1種区域拡大に伴う防音工事等に関する住民説明会や、騒特法告示に伴う移

転対象となる地区への説明など、関係機関と連携を図り、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。また、拡大される見込みの空港周辺対策交付金の使途内容につきましても、しかるべき時期に議会へ相談させていただきたいと思っております。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります。第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が今年度末をもって終了することから、第1期での取組を継承しつつ町の新たな飛躍に向けた一步を踏み出すため、第2期創生総合戦略の策定作業を進めております。

第2期創生総合戦略では、「成田空港の更なる機能強化」に伴い、増加が見込まれる就業者等を当町へ定住するよう促しながら人口を増やしていくことを視野に入れて、これまで行ってきた子育て支援策を継続するとともに、当町に住むことに魅力を感じられるよう、戦略期間5年間の具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）を設定し、これまで同様に各事業の進捗管理を行いながら地方創生に取り組んでまいります。

次に、令和元年12月より運行を開始しました横芝光町役場・横芝駅と成田国際空港間のバス運行事業についてであります。運行当初の12月の乗車人員は1,430人で1日平均は46.1人、1月は1,276人で1日平均は41.2人となっており、想定していたより厳しい実績となりました。

今後も乗車人員が増えるよう、利用者・関係者等のご意見を頂きながら、工夫を凝らし周知に努めてまいります。

続いて、住民課関係についてであります。旅券交付事務の権限移譲につきまして、令和元年6月議会で答弁させていただいたとおり、戸籍謄抄本の取得と旅券の申請・交付が1か所で済み、町民の利便性が向上し、町民サービスにつながることから、千葉県と協議を進め、令和2年10月1日から旅券事務を開始する予定となりました。

開始に向けて、必要な事務機器等の購入のための予算を計上し、本定例会に提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、産業課関係についてであります。令和元年の台風等により被害を受けた農業用ハウス等の復旧につきましては、長期の対応が必要な状況にありますので、引き続き被災農業者に対する支援を行ってまいります。

次に、持続可能な農業の実現に向けて、今年度を実施しました人・農地プランの実質化に向けたアンケート調査を基に、集落・地域での話し合いを活発化させ、地域と共に担い手不足や耕作放棄地などの問題解決を図ってまいります。

有害鳥獣駆除事業につきましては、駆除隊と連携し、農作物の被害防止や、以前、豚コレラと言われていた豚熱（CSF）対策などの家畜疾病対策の強化を図るとともに、ジャンボタニシ等の病害虫による水稻被害の低減対策を推進してまいります。

次に、企業誘致についてであります。昨年制定した横芝光町企業立地促進条例や圏央道延伸などの効果により企業からの問合せが増えておりますので、町内への誘致、そして町内雇用の増加に結びつくよう適切に対応してまいります。

続いて、都市建設課関係についてであります。まず被災住宅に対する支援につきまして、台風第15号からの一連の災害により被災された住宅の屋根または外壁等の修繕を行う費用に対して、国の支援に加え、県と町で上乗せ支援する被災住宅修繕緊急支援事業の相談・受付窓口を開設しているところで、今後も、被災された方々が一日も早く修理を行い、住宅再建を進めるための支援をしてまいります。

次に、県道横芝下総線についてであります。上町三差路の渋滞緩和や歩行者の安全向上のため、国道126号から坂田池前交差点までの約1.1キロメートルを、昭和63年から千葉県山武土木事務所が県道横芝下総線バイパス事業として進めてきたところで、このたび来月3月7日に開通する運びとなりました。

これもひとえに、事業主体である千葉県山武土木事務所をはじめ、この事業に携わった多くの関係者の皆さんに心から感謝申し上げます。

また、開通日に併せ、町主催の開通式を開催することといたしましたので、議員各位にもご臨席賜りますようお願いいたします。

次に、町の道路事業についてであります。町の一体性の向上を図るため、東西方向の連絡道路を中心に幹線道路網の整備を進めております。

町道I-14号線道路改良事業につきましては、木戸地先長塚地区の県道横芝停車場白浜線の交差点において、事業主体である千葉県山武土木事務所が平成29年度から交差点改良事業を進めているところであり、令和2年度に完成する予定と伺っておりますので、新年度予算では、県道交差点から東側の道路改良工事費を予算計上させていただきました。

次に、町道I-10号線道路改良事業につきましては、宮川地先古屋地区の都市計画道路であります。交通量も多く改良要望の多かった路線であり、平成30年度より用地を先行して取得しているところで、一部補償費による移転が行われたところでございます。新年度も引き続き用地及び補償費を予算計上させていただきました。

このほか、経年による劣化や損傷が進んでおります舗装や橋梁につきましても、計画的か

つ効率的に修繕を行ってまいります。

続いて、福祉課関係についてであります。近年、我が国の人口は、平成20年度をピークとして、以降は減少に転じております。そのような中で、平均寿命が延伸し、高齢化が急速に進行しており、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者、併せて病気や障害、経済的事情等により支援を必要とする方もさらに増加して、地域社会を取り巻く環境が大きく変容することが見込まれております。

当町においては、全国平均よりも早く高齢化が進展しており、令和元年12月末の高齢化率は35.9%に達し、令和7年度には38%と高齢化率が大きく上昇し、超高齢社会を迎えようとしております。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、必要な支援体制の充実に向けて、今後さらに工夫を重ねながら取り組んでまいります。

現在、令和3年度を初年度とする横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けてニーズ調査を進めております。この計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の上位計画の位置づけとなり、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることができる実効性のあるまちづくりを進めることを目的として、横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定してまいります。

今後も、全ての住民が年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らしていくことができる地域社会づくりができるよう、地域住民の地域福祉に対する理解と協働、地域住民全てで支えられる地域福祉の充実に向けて、より一層努めてまいります。

次に、障害福祉関係についてであります。「横芝光町障害者福祉計画」の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が令和2年度で終了することから、上位計画となる地域福祉計画との整合性を図りながら、新たに令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画、児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画を策定するとともに、平成30年度から令和5年度を計画期間としている障害者基本法に基づく第3次障害者基本計画の改定を行い、障害福祉分野における課題に取り組むとともに、一人ひとりの実情に応じた相談支援体制の充実・強化及び適切なサービスの提供に努めてまいります。

次に、介護保険事業関係についてであります。現在、令和3年度を初年度とする第8期介護保険事業計画の策定に向けてニーズ調査を進めております。調査結果等を踏まえた事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、介護保険サービスの充実及び介護予防事業等の一層の推進を図り、併せて介護保険財政の健全運営に努めてまいります。

続いて、健康こども課関係についてであります。子育て世代包括支援センターにつきましては、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を図るものであります。相談業務、訪問業務、産前産後サポート事業、産後ケア事業を支援体制の柱に据え、本年4月の円滑な開設に努めてまいります。

次に、昨年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生が確認され、感染拡大が続いております新型コロナウイルス感染症についてであります。潜伏期間の長さや軽い初期症状や無症状病原体保有者が確認されていることから、日本国内でも感染患者が増加している状況となっております。このことから、当町においても2月4日に新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置し、全戸に回覧にて注意喚起をいたしました。今後も関係機関との連携を強め、引き続き情報収集及び情報提供に取り組んでまいります。

続いて、教育課関係についてであります。小学校統合準備につきましても、大総小・横芝小及び南条小・東陽小それぞれの統合準備委員会において、統合を円滑に行うため必要な準備に係る協議を重ねてまいりました。

校名変更となる光小学校については、校章や校旗が決定し、また校歌につきましても、横芝光町出身で東陽小学校の卒業生である音楽家の方から、横芝光町へ恩返しをしたいと校歌作成の申出があり、ご厚意により校歌を作成していただいたところであります。

大総地区及び南条地区のスクールバス運行計画につきましても、統合準備委員会、教職員、保護者のご協力をいただき、安全で効率的な運行計画を作成しているところであります。4月からの運行に向け、教育委員会、各学校及び運行事業者と一層の連携を図り、子供たちが安心して通学できる体制を整えてまいります。

また、横芝小学校と光小学校につきましても、両校において新たなスタートとなる4月6日に統合式を行う予定となっております。

次に、横芝小学校建設推進についてであります。1月27日の議会議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、横芝小学校の建設候補地が決定したことから、建設に伴う拡張用地の取得に向け、土地所有者との交渉を進めているところであります。新年度につきましても、建設に伴う基本構想の作成に係る公募型プロポーザルの実施に向け、審査委員会の開催や審査基準の作成等の準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、社会文化課関係についてであります。町民会館の空気調和設備機器が年数経過により機能が著しく低下しているため、機能を回復すべく設計監理費と工事費を新年度予算に計上させていただきました。

また、光B&G海洋センターにつきましても、年数経過により施設の老朽化が著しいため、大規模修繕をすべく設計監理費と工事費を新年度予算に計上させていただきましたので、ご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。本年1月末現在のと畜頭数は特に豚の減少が著しく、昨年同期と比較して8,636頭減の8万6,284頭で、マイナス9.1%となりました。

夏の猛暑や豚流行性下痢等によると畜頭数減少に伴う減収により、非常に厳しい運営状況ではありますが、衛生的で安全な食肉を生産していくとともに、経費削減に努め、今後も引き続き関係者と協力をしながら努力してまいりたいと考えております。

なお、大変な脅威となっている豚熱対策につきましては、ウイルスの拡散を防止するため、交差汚染防止対策マニュアルを作成し、防疫体制の強化を図っているところであります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明申し上げます。

運営状況でございますが、1月末現在の延べ患者数は、外来につきましては3万3,142人と、昨年と比較しますと258人減少しておりますが、これは大型連休と台風15号の影響により、開院日数が昨年より6日少なかったことによるものであり、1日当たりの外来患者数は166.5人と、昨年と比較して3.6人と僅かながら増えております。しかしながら、入院につきましては、3階病棟等改修工事により入院患者を抑制したことで、延べ患者数で1万7,187人、病床利用率は56.5%と、昨年と比較しますと患者数で3,904人、利用率で12.4ポイント減少しております。また、患者数の減少により、医業収益も昨年度と比較し減収となる見込みであります。

非常に厳しい運営状況ではありますが、施設の改修などにより、患者サービスと収益の向上が図られるものと考えております。

そして、回復期にある患者の在宅復帰に向けた支援を強化するための地域包括ケア病床の増床や、訪問看護ステーションの開設により、病床機能並びに町における在宅医療の体制の強化が図られたことから、近隣の中核病院をはじめ開業医などの医療機関や福祉事業者等と連携を深め、地域医療構想並びに地域包括ケアシステムの構築に向け、地域病院としての役割を担ってまいりたいと考えております。

職員一丸となり、病めるものに優しい医療の提供と安定運営に努めてまいりますので、議員各位にはさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和2年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり、計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位にはさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和2年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 横芝光町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用法律名等が変更となったため、横芝光町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用箇所の整理を行う必要が生じたため、横芝光町監査委員条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正に伴い、任期付職員の育児休業等に関する規定について所要の改正が必要となることから、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町附属機関に関する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定による横芝光町の附属機関を明確にするとともに、統一性を図るべく、横芝光町附属機関に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を見直すとともに、新たな職と報酬の額を定め、及び農地利用最適化に係る活動の実績等に応じて月額報酬に対する加算を行うため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員に



ふさわしい方法で行うため、横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じ、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第10号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより所要の改正が必要となったため、横芝光町印鑑条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第11号 町道路線の認定についてであります。本案は、主要地方道横芝下総線バイパスの完成に伴い、旧道部分について千葉県より移管されるため、町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第12号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、主要な歳入の決算見込みのほか、将来にわたり安定的に事業を推進するため、公共施設総合管理基金及びふるさとまちづくり基金への積立てや国民健康保険特別会計繰出事業等、主要事業の歳出決算見込みに立った調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億8,513万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億5,663万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、本案は、被保険者の減少等に伴う国民健康保険税額の減額と、交付決定等に基づく国及び県の補助金、負担金及び交付金の調整並びに保険給付費の増額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億3,048万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,462万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号 令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、本案は、後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健康診査費等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ602万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,719万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、本案は、総務費、保険給付費の実績見込みによる調整と、これに伴う国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ273万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,902万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第16号 令和元年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、本案は、給与改定に伴う人件費の増額及び決算見込みに立った調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,889万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第17号 令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてですが、本案は、と畜頭数の減少に伴う事業収入及び繰越金等の調整並びに施設管理費の工事請負費の確定による減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ26万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,446万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第18号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）についてですが、本案は、国民健康保険調整交付金等の交付決定見込みによる補助金の増額やエックス線機器等の医療機器購入の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入を569万円増額し、収入総額を18億949万円とするとともに、資本的収支予算の収入を78万6,000円減額し、収入総額を2億7,717万円、支出を321万2,000円減額し、支出総額を3億8,101万円とすべく提案したものであります。

議案第19号 令和2年度横芝光町一般会計予算についてですが、令和2年度予算は、

持続可能な行政基盤を確立するため、第2次総合計画に掲げられた「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、重点施策を明確化した中で各事業の優先順位を的確に定め、限られた財源を効果的に配分できるよう編成いたしました。

なお、今回の予算は町長選挙が執行予定であることから、政策的経費を除きたいいわゆる骨格予算として編成することとし、施設維持費をはじめとする経常的経費や新町建設計画に基づいて実施する合併特例事業債に係る事業のほか、継続して実施している事業を中心に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、税率改正による法人町民税の減額を見込んだほか、たばこ税についても、税率改正や健康増進法の一部改正により消費本数の減が見込まれることから、予算額は25億6,512万円を見込みました。

また、最も大きな割合を占める地方交付税は、令和2年度で終了となる合併算定替えの段階的縮減の影響を考慮した一方で、高齢者福祉費、小学校費等の増額や、地方財政計画において令和元年度比2.5%増の予算額が確保されていることから、予算額は29億8,000万円を見込みました。

このほか、地方消費税交付金は消費税率の引上げを考慮し4億8,140万円と増額、国庫支出金は社会資本整備総合交付金の増等により10億688万8,000円、寄附金はふるさと納税の寄附額の見込みから6,001万円と増額、繰入金は公共施設総合管理基金を2億5,100万円、町債は合併特例事業債や臨時財政対策債の減等から5億4,280万円を見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金3億6,000万円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、本庁舎の耐震補強工事や町民会館空気調和設備機能回復工事、光B&G海洋センター改修工事のほか、公共施設の維持管理に係る経費など、継続している事業の実施に要する経費を予算計上しております。

産業土木分野では、地域産業の活性化を図るため、県営土地改良負担金事業などの促進のほか、安全で快適な道路環境づくりのため、町道I-10号線道路改良工事、町道I-14号線道路改良事業などの幹線道路の整備事業、生活道路維持のため舗装修繕事業等について予算を計上しました。

また、子育て支援として町立保育所運営経費、保育委託事業、児童クラブ運営経費などの予算を計上しております。

その他、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基

盤の整備などを加え、第2次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたところであります。

議案第20号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてであります。令和2年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,600万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、国民健康保険税について、被保険者数の減少などに伴い5億5,457万4,000円としたほか、療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金や特別交付金等の県支出金を20億4,978万8,000円、繰入金を1億7,578万8,000円見込みました。

歳出においては、最近の医療費動向を勘案し、保険給付費に20億1,404万7,000円を計上したほか、県が支出することとなる市町村の医療費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の財源となる国民健康保険事業費納付金に7億3,594万円を計上しました。また、特定健康診査・保健指導等については、関係部局の連携により積極的に推進すべく5,198万4,000円を保健事業費に計上し、被保険者のさらなる健康保持・増進を図ろうとするものであります。

議案第21号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。令和2年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億700万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分98.9%とし、後期高齢者医療保険料2億1,624万9,000円を見込んだほか、一般会計からの繰入金を事務費繰入金と保険基盤安定繰入金とで7,827万1,000円、諸収入を1,247万2,000円見込みました。

歳出においては、その95.2%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金を合わせた2億9,232万1,000円を計上しました。このほか、総務費261万1,000円、保健事業費1,024万7,000円を計上したところであります。

議案第22号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計予算についてであります。令和2年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,200万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を4億1,933万6,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を5億7,122万8,000円、支払基金交付金を6億5,808万円、県支出金を3億6,888万7,000円見込んだほか、一般会計から3億8,065万8,000円、介護給付費準備基金から1億2,200万円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び介護保険事業計画等から推計し、前年度

当初予算対比で8.4%増の23億7,104万2,000円を計上しました。主な保険給付費は、介護サービス給付費21億9,347万9,000円、介護予防サービス給付費2,915万5,000円を計上しております。

また、地域支援事業費は、地域包括支援センター運営費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症総合支援事業費等を見込み、前年度当初予算対比で3.4%増の1億1,584万8,000円を計上したところであります。

議案第23号 令和2年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。令和2年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,470万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の変動等を見込み853万8,000円、前年度繰越金は令和元年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,515万9,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費562万7,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託料、修繕料及び汚泥処理手数料等1,283万9,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,523万4,000円と予備費100万円を計上したところであります。

議案第24号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてであります。令和2年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,500万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、と畜頭数を、豚については豚流行性下痢の影響を考慮し10万2,000頭、牛についてはと畜頭数の推移から3,300頭で見込みました。

歳出においては、老朽化した施設の適正な稼働を図り、枝肉及び内臓への異物混入を防止し、衛生的で安全な食肉を生産できるよう予算編成をしたところであります。

議案第25号 令和2年度横芝光町病院事業会計予算についてであります。病院経営は、慢性的な医師不足の影響により依然として厳しい状況が続いておりますが、病院長の下、職員一丸となり、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され地域に密着した医療を展開すべく予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに16億9,300万円、資本的収支予算では収入が1億6,082万3,000円、支出が2億116万4,000円を計上したものであります。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で、1日平均の患者数を入院で76人、外来で172人を見込み計上し、支出については必要最小限の経費を計上したところであります。

資本的収支予算では、収入で非常用発電装置整備事業等に係る企業債及び一般会計繰入金等を計上し、支出では、非常用発電装置の整備工事並びに医療機器等の更新、企業債償還金を計上したところであります。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和2年1月9日午後1時10分頃、千葉市美浜区新港177番地先の路上で発生した横芝光町職員と相手方との車両物損事故に関し、損害賠償額14万3,385円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時45分とします。

（午前11時32分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時44分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第1号ないし議案第3号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第1号 横芝光町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは1ページとなります。黄色の議案関係資料1ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

本案は、条例で引用しております法律名称が変更となったため、条例の一部改正を行うも

のでございます。

黄色の議案関係資料 1 ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改めるものであります。これは、引用しております法律の一部改正に伴い、条文の整理が必要となったためであります。

議案関係つづり 3 ページをご覧くださいと思います。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、議案第 1 号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第 2 号 横芝光町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは 5 ページとなります。黄色の議案関係資料つづり 2 ページも併せてご覧をいただきたいと思います。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用箇所の整理を行う必要が生じたため、横芝光町監査委員条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

黄色の議案関係資料 2 ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第 8 条中「第 243 の 2 第 3 項」を「第 243 の 2 の 2 第 3 項」に改めるもので、これは、引用しております地方自治法の一部改正に伴い引用箇所の整理を行う必要が生じたためであります。

それでは、議案つづりの 7 ページをご覧くださいと思います。

附則として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、議案第 2 号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第 3 号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは 9 ページ、黄色の議案関係資料つづりは 3 ページとなりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

本案は、横芝光町一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の改正に伴い、任期付職員の育児休業等に関する規定について所要の改正が必要となることから、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の議案関係資料 3 ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。

本案は、令和元年12月議会定例会でご承認をいただき、改正をいたしました横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による条文整理が必要となったための改正でございます。

短時間勤務の任期付職員は育児休業を取ることができないが、フルタイムの任期付職員は育児休業を取ることができるため、関連規定を追加するもので、第2条、育児休業法第2条第1項で定める、これは育児休業をすることができない職員、これを第3号として、「横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」を追加するものでございます。

次に、フルタイム任期付職員が育児休業を取得する際、給料月額を勤務時間に応じて減額することができる規定を追加するもので、第14条の次に第14条の2とし、次の1条を加えるもので、任期付フルで採用されている職員の育児短時間勤務職員または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給料の減額に関する規定が必要となったことから、その読替規定を定めるものでございます。

3ページ及び4ページに記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議案つづり12ページのほうにお戻りをいただきたいと思います。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第1号から議案第3号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前 11時 51分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時 59分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第4号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第4号 横芝光町附属機関に関する条例の制定に



ついて、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづり13ページ、黄色の議案関係資料は5ページとなりますので、併せてご覧ください。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定による横芝光町の附属機関を明確にするるとともに統一性を図るべく、横芝光町附属機関に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

黄色の議案関係資料5ページに条例の概要を記載してございますので、これにより説明をさせていただきます。

まず、1といたしまして趣旨ですが、この条例は、法律または条令に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、当町の執行機関の附属機関として条例で設置する町長その他の執行機関について、個々に定められていた条例を一本化し、横芝光町の附属機関を明確にするるとともに統一を図るべく、横芝光町附属機関に関する条例を制定するものであります。

2といたしまして、附属機関の定義としましては、執行機関の行政執行のため、または行政執行に伴い必要な調停、審査、諮問または調査のための機関であります。調停などの意味については記載のとおりでありますので、ご確認を願います。

3といたしまして、今回、当該条例で規定する附属機関を、6ページをご覧くださいと思います。町長の附属機関は22機関、教育委員会の附属機関は5機関となります。

4といたしまして、今回の当該条例の制定により、同様の内容を規定していた個別条例の6条例を附則により廃止をいたします。

5といたしまして、この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

それでは、ピンクの議案つづり15ページをご覧くださいと思います。条例の説明でございます。

第1条では、趣旨を定めております。第2条では設置を、町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌する。設置します附属機関は、先ほど説明をいたしました一覧表に掲げた町長部局22機関、教育委員会部局5機関となります。第3条では委嘱等を、第4条では会長、副会長等を、16ページをお願いいたします。第5条では会議を、第6条では委任事項を定めております。

附則として、第1項で、施行期日を令和2年4月1日から施行するとしております。第2項では、この条例の施行に伴い、同様の内容で規定されていた個別条例6条例を廃止するも

のであります。

17ページをお願いいたします。第3項では経過措置を定め、「この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体の委員である者は、この条例の施行の日に、別表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。」としております。

第4項では、既に諮問された事案で答申していないものはそれぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、継続中の調査、審議その他の手続はそれぞれ新附属機関がしたものとみなすとしております。

第5項では、会長若しくは委員長などの役職も、新附属機関の互選により定められたものとするものでございます。

18ページから45ページまでは別表で、町長の附属機関として22機関、2といたしまして教育委員会の附属機関として5機関を定めております。後ほどご確認をいただければと思います。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第5号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづり47ページ、黄色の議案関係資料7ページを併せてご覧をいただきたいと思います。

本案は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を見直すとともに新たな職と報酬の額を定め、及び農地利用最適化に係る活動の実績等に応じて月額報酬に対する加算を行うため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

黄色の議案関係資料7ページをお願いします。新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず第1条、趣旨の中で引用しております地方自治法の規定が、会計年度任用職員制度の導入により、第203条の2第4項の規定が1項繰り下がり、第203条の2第5項となったことによるものであります。

改正前の第4項は、「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」で、改正後は、第4項に「地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。」というパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給できる旨の規定が追加されたことによるものであります。

次に、別表4の項中、農業委員会委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬について、当町では導入していなかった月額報酬に対する加算額の支給に関する規定を整備し、令和2年度から支給すべく、加算額年額24万円以内で町長が定める額を追加するものであります。

次に、別表8の項、9の項、新旧対照表8ページをお願いいたします。10の項、11の項、12の項、13の項中引用しております国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で引用する法令の条文が改正され、条文の整理が必要となったため改正するものであります。

次に、別表23の項「交通安全指導員」、24の項「防犯指導員」を削り、次に29の項「社会教育指導員」を「公立保育所嘱託医」に、「年額12万1,000円」に改め、同項を27の項とし、報酬額につきましては24の項「学校医」と同額といたしました。

次に、30の項を28の項とし、31の項を29の項とし、32の項を30の項とし、33の項「行政総務員」、9ページをお願いしたいと思います。34の項「消費生活相談員」、35の項「幼児交通安全教育指導員」を削り、36の項を31の項とし、37の項から、10ページをお願いいたします。42の項までを5項ずつ繰り上げるものであります。

議案つづり51ページをご覧くださいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第6号 横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづり53ページ、黄色の議案関係資料11ページを併せてご覧ください。

本案は、地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うため、横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の議案関係資料11ページをお願いいたします。新旧対照表により説明をさせていただきます。

第2条に次の1項を加え、**「2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」**としております。

具体的な手順につきましては、別途内部規定として要綱を定めることとしておりますが、現行の一般職採用時に行っている町長の面前での宣誓及び宣誓書の署名、提出による方法ではなく、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように規定することとしており、宣誓書に署名したものを提出することで足りるものとするなどの取扱いを想定しております。

ピンクの議案つづり55ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第7号ないし議案第9号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第7号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは57ページ、黄色の議案関係資料12ページも併せてご覧をいただきたいと思います。

本案は、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号から議案第9号は関連する部分がございますので、先に黄色の議案関係資料12

ページ、給与等に関する条例の改正案の概要により説明をさせていただきます。

まず、13ページをお願いいたします。

人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与等の勧告に基づき改正を行うものであります。

1点目として、若年層に重点を置いた月例給の引上げ改定、改定率は0.14%。参考に、役場の行政職給料表1及び2で引上げの対象となるのは、行政職給料表1では4級主査までとなります。対象人員は68人を見込んでおります。

2点目として、期末手当及び勤勉手当は、年間支給月数を0.05か月引き上げ、現行年間4.45か月を4.5か月とするものであります。令和元年度は、12月勤勉手当を現行の0.925か月を0.975か月とするものであります。令和2年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.95か月とするものであります。改正の概要を表にさせていただきますので、後ほどご確認をお願いします。

3点目として、住居手当の支給対象となる家賃の下限及び手当額の上限を引き上げるものであります。1として支給対象となる家賃額、現行1万2,000円を超える額を1万6,000円を超える額に、4,000円引き上げるものであります。2といたしまして住居手当の上限を、現行2万7,000円を2万8,000円に、1,000円引き上げるものであります。

今回の改正により、家賃額が1万6,100円未満は住居手当がゼロ円となり、1万6,100円から5万9,000円未満は住居手当額が引下げとなります。この改正に伴い経過措置が設けられており、令和2年3月31日に住居手当が支給され、かつ4月1日以降も当該住居を借り受けている職員で、改正に伴い、住居手当額が2,000円を超える減額がされた場合は、経過措置として、令和3年3月31日までの間、改正前の住居手当額から2,000円を控除した額を支給するものであります。

4点目として、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎額に規則で定める手当を加えるもので、対象となる職員は医療技術職のみであります。

5点目として、①1点目の適用期日は平成31年4月1日から、②の適用期日は令和元年12月1日とし、4月から改定実施日前日までの給料は改定後の給料の内払いとし、差額分を令和2年3月中に別途支給する予定であります。また、給料の増額改定に伴う時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当の差額分も併せて支給予定であります。

6点目といたしまして、③、④の適用日は令和2年4月1日となります。

以上が一般職の職員に関する給与改定の概要となります。

この一般職の給与の改定に併せ本条例を改正するもので、議案関係資料つづり12ページに

記載してございますので、ご確認を願います。

それでは、議案つづり59ページ並びに議案関係資料14ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第1条で令和元年度の改定を規定しておりまして、第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改めるとし、令和元年度は12月期を0.05か月分引き上げるものであります。

第2条で令和2年度の改定を規定しており、第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改めるとし、6月期及び12月期の期末手当を2.25か月とするものであります。

附則として、第1項で施行期日を定め、第1号で第1条の規定は公布の日から施行し、第2号で第2条の規定は令和2年4月1日から施行するとしております。

第2項で、第1条の改正規定は令和元年12月1日から適用するとし、第3項では期末手当の内払いを規定しております。

次に、議案第8号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは61ページとなります。黄色の議案関係資料12ページも併せてご覧ください。

本案は、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

改正の概要につきましては、議案関係資料12ページに記載してございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

それでは、議案関係つづり63ページ、併せて議案関係資料16ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第1条で令和元年度の改定を規定しておりまして、第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改めるとし、令和元年度は12月期を0.05か月分引き上げるものであります。

第2条で令和2年度の改定を規定しており、第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改めるとし、6月期及び12月期の期末手当を2.25か月とするものであります。

附則として、第1項で施行期日を定め、第1号で第1条の規定は公布の日から施行し、第2号で第2条の規定は令和2年4月1日から施行するとしております。

第2項で、第1条の改正規定は令和元年12月1日から適用するとし、第3項では期末手当

の内払いを規定しております。

次に、議案第9号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは65ページとなります。黄色の議案関係資料つづり13ページも併せてご覧ください。

本案は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。改正の概要につきましては、議案関係資料13ページに記載してございますので、ご確認を願います。

議案つづり67ページ、併せて議案関係資料18ページをご覧いただきたいと思います。

第1条で令和元年度の改定を規定しており、第27条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるとし、67ページから86ページまでは、別表第1及び別表第2の給料表の改正となりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

議案つづり86ページをお願いいたします。併せて議案関係資料つづり45ページをご覧いただきたいと思います。

第2条では令和2年度の改定を規定しており、第2条、給料の種類は削除し、これは会計年度任用職員制度導入に伴い給与に関する条例を見直したところ、国及び千葉県の給与に関する定義の方法と異なっていたことから、統一を図るべく、第2条及び第4条を改正するものであります。

さらに、第6条の改正は、会計年度任用職員制度導入により、1時間当たりの給与月額を算出するに当たり、給料を定義する必要が生じたためであります。

第14条は、住居手当の改正を規定しております。

87ページをお願いいたします。

第21条、勤務時間1時間当たりの給与額の算出は、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に、規則で定める手当を加えるとしており、対象となる職員は医療技術職のみであります。

次に、第24条第4項中「給料の調整額の月額並びに」を削るとするもので、これは第4条で新たに給料の定義を定めたことから削るものであります。

第27条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」とするもので、これは、令和2年度は6月期及び12月期均等に100分の95とし、年間支給率を合計で100分の190とするものであります。「及び給料の調整額の月額の合計額」を削るもので、これは、第4条において新

たに給料の定義を定めたことから削るものであります。

87ページをご覧ください。

附則として、第1項で施行期日を定め、第1号で第1条の規定は公布の日から、第2号で第2条及び附則第4項「住居手当に関する経過措置の規定」は、令和2年4月1日から施行するとしております。

第2項で、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和元年12月1日から適用するものとしております。

第3項は給与の内払い。88ページをお願いいたします。第4項は住居手当に関する経過措置を、第5項では委任を定めております。

以上、議案第7号、議案第8号及び議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 議案第10号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり89ページから91ページと、黄色の議案関係資料では50ページから51ページとなりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより所要の改正が必要となったため、横芝光町印鑑条例の一部を改正するものであります。

それでは、ピンク色の議案つづり91ページをお願いします。併せて黄色い議案関係資料50ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。新旧対照表によりご説明いたします。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）」に改めます。

第5条第1号中「備考欄に記載されている」を「備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改



めます。

第6条第1項第4号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調製する住民票にあっては、記録)」を削り、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改めます。

ピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、91ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長(鈴木克征君) 議案第11号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長(川島敏彦君) 議案第11号 町道路線の認定についての詳細をご説明申し上げます。

ピンク色の議案つづり93ページをお開きください。

本案は、道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、95ページをご覧ください。

認定路線につきましては記載の1路線、I-28号線でございます。町長から提案理由説明で申し上げましたとおり、主要地方道横芝下総線バイパスの完成に伴い、旧道部分について千葉県より移管されるため、町道路線の認定をするものでございます。

黄色の議案関係つづり、最後のページになりますが、52ページをご覧ください。

町道I-28号線認定箇所についてご説明いたします。

図面の位置関係ですが、上が北方向となっております。青い点線が3月7日に開通予定の主要地方道横芝下総線バイパスでございます。赤色の線が今回の町道路線の認定箇所でございます。起点は赤い丸印、国道126号の本町交差点から上町三差路を経由し、終点は矢印の坂田池交差点で、延長は1,690.9メートルでございます。

ピンク色の議案つづりに戻りまして、95ページをご覧ください。

認定路線、整理番号1、路線名I-28号線は、起点を横芝字東松ケ枝861-20、終点を坂田池字坂田池1-1といたしまして、延長は1,690.9メートル、幅員は6.1メートルから14.5

メートルとするものでございます。

以上で、議案第11号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第12号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、別冊の議案つづり、ご用意をお願いいたします。

それでは、別冊になっております一般会計補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,513万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億5,663万6,000円とし、第2条では、継続費の変更を目的に継続費補正を、第3条では、繰越明許費の追加を目的に繰越明許費補正を、第4条では、地方債の変更を目的に地方債補正を行おうとするものでございます。

2ページから6ページにつきましては、第1表、歳入歳出予算補正となります。内容は事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

7ページをお願いします。

第2表は継続費補正です。3款1項社会福祉費の社会福祉総務事務費で、地域福祉計画策定業務を契約実績により総額及び年割額を補正するものです。

第3表は繰越明許費補正です。本補正予算において追加設定いたします2事業は、台風被災からの復旧関連事業でございます。いずれの事業も、国及び県の補正予算による事業採択を待って事業執行するものでございまして、補助金の交付決定の遅れなどにより年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

第4表は地方債補正です。地方債の借入れを予定しておりました記載の3事業につきまして、事業費の見込みが立ったことから、限度額を補正しようとするものでございまして、いずれも記載の方法、利率、償還の方法には変更ございません。内容につきましては、歳入の22款町債で申し上げます。

8ページから10ページは、事項別明細書の総括でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

歳入歳出の内容について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、本補正予算は、歳入歳出ともに各事業において、実績あるいは実績見込みによる調整が主な内容となっております。

11ページをお願いいたします。初めに歳入でございます。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税及び 3 項 2 目軽自動車税環境性能割は、それぞれ決算見込みによる減額調整です。

3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、8 款自動車取得税交付金、9 款環境性能割交付金は、いずれも県通知等に基づく減額調整です。

11 款 1 項 1 目地方交付税は、普通交付税は交付決定により、特別交付税は交付見込みから、それぞれ増額するものです。

12 ページ、13 款分担金及び負担金、1 項 1 目消防費分担金は、防災行政無線戸別受信機の設置件数の増加による増額でございます。

2 項 2 目民生費負担金は、利用者の減少によるデイサービス事業利用者負担金及び児童クラブ利用者負担金の減額です。

14 款使用料及び手数料、1 項 4 目商工使用料は、屋形海岸駐車場を無料にしたことによる減額でございます。

15 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金は、実績見込みにより介護給付・訓練等給付事業負担金が増額となった一方で、国民健康保険基盤安定負担金が国の交付決定により、また、児童手当交付金が支給対象人数の減少により、それぞれ減額するものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金は、旧成田シャトルバスの廃止に伴う精算によりまして、地方創生推進交付金が減額となった一方で、個人番号カード交付事務費補助金で、申請支援用機器等の購入に係る補助金と個人番号カード関連事務委任交付金の交付見込みによりまして増額となったものです。

2 目民生費国庫補助金は、交付見込みにより地域生活支援事業総合補助金が増額、補助基準額の改正により子ども・子育て支援交付金も増額、保育所等整備交付金は、白浜保育園の施設改修工事に係る事業費が確定したことにより減額するものです。

3 目衛生費国庫補助金から 5 目教育費国庫補助金は、それぞれ交付決定額や実績見込みによる調整でございます。なお、教育費国庫補助金のへき地児童生徒援助費等補助金は、スクールバス購入に係る補助金です。

13 ページ、16 款県支出金、1 項 1 目総務費県負担金及び 2 目民生費負担金も、国庫補助金

同様、いずれも交付決定や実績見込みによる調整でございます。

2項1目総務費県補助金は、実績見込みによる航空機騒音対策事業に係る住宅防音工事事業補助金等の減額、2目民生費県補助金は、開設準備経費等支援事業交付金が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において応募事業者がなかったこと、また、小規模多機能型居宅介護事業所においては事業費が確定したことにより減額するもので、その他の事業はいずれも国庫補助金同様、実績見込みによる調整でございます。

3目衛生費県補助金は、健康増進事業補助金で、基本健康診査における貧血検査や尿検査など、町独自検査が新たに補助対象となったことなどから増額となったものの、補助率の改正によりまして、地域自殺対策強化事業費補助金が減額、実績見込みによりまして、浄化槽設置事業補助金と住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金がそれぞれ減額となったものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、農業委員会交付金が追加交付になった一方で、事業要望の取下げにより、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金と環境保全型農業直接支払交付金が皆減、14ページ、農業次世代人材投資資金は新規就農者の実績により、減額となったものでございます。

5目商工費県補助金は、千葉県消費者行政推進事業補助金で、補助単価の改正による減額です。

3項1目総務費委託金は、4節統計調査費委託金で、説明欄に記載の各統計調査の実績による調整、5節選挙費委託金は、本年度執行されました参議院議員選挙と千葉県議会議員選挙の実績により減額するものです。

17款財産収入、1項1目財産貸付収入は、契約実績額による駅前広場駐車場用地賃借料の増、2目利子及び配当金は、説明欄に記載のそれぞれの基金利子の見込額による調整です。

2項2目物品売払収入は、インターネット購買により売却した庁用車1台、消防ポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車1台の売払収入です。

18款寄附金、1項1目一般寄附金は、台風災害支援金やふるさと納税寄附額の実績見込みによる増額です。

15ページ、19款繰入金、1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金及び5目農業集落排水事業特別会計繰入金は、各会計の精算による調整です。

2項1目財政調整基金繰入金は、年度末に向けて財源のめどが立ったことによる減額調整です。

5目教育振興基金繰入金は、奨学資金貸付金の実績見込みによる減、7目地域振興基金繰入金は、台風被災による産業まつりや町民体育祭の中止のほか、令和元年度充当事業の精査による調整、9目公共施設総合管理基金繰入金は、役場本庁舎耐震補強工事設計業務委託及び町民会館空調改修工事設計業務委託、町体育館改修工事における事業費の確定による調整です。10目地方創生基金繰入金は、令和元年度充当事業の精査による調整、11目ゆめ基金繰入金は、奨学資金給付金の実績見込みにより減額するものでございます。

20款繰越金は、本補正予算の財源に前年度繰越金を充てるものでございます。

21款諸収入、3項1目奨学資金貸付金収入は、繰上げ返済などの実績見込みによる返還金の調整です。

5項1目空港周辺対策交付金は、養護老人ホーム坂田苑のデイサービス事業の休止に伴う空港周辺対策普通交付金の減額でございます。

16ページ、6項1目学校給食費負担金は、児童・生徒数及び休校等による食数の実績見込みによる調整です。

7項1目雑入は、説明欄記載の各費目について、収入実績や交付決定など決算見込みに立った額の調整です。

22款町債、1項1目総務債は、町道改良事業4路線及びスクールバス運行事業に係る合併特例事業債で実績見込みによる減額、2目農林水産業債は、県営基盤整備事業篠本新井地区負担金や県営かんがい排水事業両総南条支線地区負担金など、事業の進捗状況による町負担金の調整によりまして、公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債のそれぞれを減額し、3目土木債は、町道2路線の道路改良事業のほか、舗装・修繕事業に係る決算見込みにより、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業債のそれぞれを減額するものでございます。

17ページから歳出でございます。

本補正予算の給与費関係につきましては、各科目におきまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告に基づく調整を行っております。給料月額につきましては、本年度4月に遡及して積算したほか、期末勤勉手当は年間4.45か月から4.5か月に改正して積算をしております。また、共済組合負担金につきましても給与改定に基づく調整でございますので、各費目での説明は省略をさせていただきます。

それでは、説明欄の黒丸ごと、事業ごとにご説明をさせていただきます。

1款議会費、1項1目議会費の議員報酬は、議員期末手当が人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告に基づき0.05か月分増額となったものの、改選議員に係る支給割

合により減額となり、議員共済会負担金は再計算による調整、一般職給与費は給与費改定による調整でございます。議会だより発行事業は発行ページ数による減額、議会調査活動費は交付実績見込みによる減額です。

2款総務費、1項1目一般管理費の特別職給与費は、人事院勧告等に基づく増額、一般職給与費は人事院勧告等に基づき増額となる一方で、退職職員に係る人件費等の調整による減額、18ページ、一般管理事務費は庁舎総合案内業務委託の契約実績による減額です。

4目広報広聴費は、町ホームページ運用事業でホームページ再構築業務委託の契約実績による減額です。

5目財政管理費は、財政管理事務費で、公会計支援業務委託の契約実績による減額と利子収入に係る減債基金積立金の減額をいたしまして、ふるさと納税推進事業では、寄附金の増額見込みから返礼品や事務費に係る経費を増額するものでございます。

7目財産管理費は、財産管理事務費で、公共施設の計画的な改修等に備えるため公共施設総合管理基金に新規積立てをし、本庁舎維持管理事業は、災害対応に係る庁舎電気使用料の実績見込みによる増額、本庁共用事務備品管理事業も、災害対応に係る資料作成の増加など実績見込みによるコピー機使用料の増額。本庁共用庁用車管理事業は、更新した共用庁用車1台の購入実績による減額、その他財産管理（臨時）事業は、町有地の不動産鑑定手数料と測量業務委託料の実績額による減額です。

8目企画費は、広域行政事業で、山武郡市広域行政組合負担金の額確定による減額。生活路線バス運行事業は、燃料費や車両関係費用など運行経費の実績見込みによる増額。地方創生対策事業及びご当地アプリ開発事業は、いずれも事業実績による減額です。

9目地域安全対策費は、指導員の制服購入に係る消耗品費などの実績見込みにより、交通安全指導及び啓発事業と、20ページの防犯指導及び啓発事業をそれぞれ減額するものでございます。

10目地域振興費は、コミュニティ活動育成事業補助金の事業採択実績によりコミュニティ活動育成事業が減額、基金積立金は、ふるさと納税寄附金のうち、寄附目的が未指定であった寄附金の総額から返礼品等に係る経費を差し引いた額をふるさとまちづくり基金に積み立てるものでございます。

11目空港対策費では、空港対策事務費を防音工事家屋・固定資産税補助金管理システム作成委託料及び同システム保守管理委託料の契約実績から減額し、航空機騒音障害防止対策事業から、21ページ、航空機騒音測定事業までの各事業についても、それぞれ実績見込みから

減額するものです。

12目情報管理費は、住民情報系電算管理事業で、子育て包括支援センター用パソコンほか周辺機器の購入実績による減額です。

2項1目税務総務費は、給与改定による調整です。

22ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費は、一般職給与費が給与改定による調整、住民基本台帳ネットワークシステム事業は、個人番号カード申請支援に係る消耗品、タブレット等の備品購入費、個人番号カードの発行枚数増加による個人番号カード関連事務委託金の追加でございます。

4項2目参議院議員選挙費、3目千葉県議会議員選挙費、5目町議会議員選挙費は、いずれも各選挙の執行実績による調整です。

5項統計調査費は、給与改定及び各種統計調査等の実績に基づく調整です。

25ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、一般職給与費で給与改定による調整、社会福祉総務事務費では戦没者追悼事業委託料、地域福祉計画策定業務委託料など契約実績による減額、国民健康保険特別会計繰出事業では国民健康保険基盤安定負担金の交付決定等による減額、外出支援サービス事業は実績見込みによる減額です。

2目老人福祉費及び26ページ、3目障害者福祉費は、説明欄記載の各事業の決算見込みに立った調整です。

27ページ、4目国民年金事務費は給与改定による一般職給与費の調整。5目後期高齢者医療費は後期高齢者医療広域連合事務費負担金で、平成30年度分の精算等による減額、後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金の交付決定等による減額でございます。

2項1目児童福祉総務費は、子ども・子育て支援事業で、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託の契約実績による減額、子ども・子育て支援交付金事業では、地域子育て支援拠点事業補助金、延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金のそれぞれ実績見込みによる調整です。

2目児童措置費は、児童手当の支給実績見込みによる児童手当給付事業の減額です。

28ページ、4目保育所費は、一般職給与費で給与改定による調整、すこやか保育支援事業では予備保育士設置事業補助金で1歳児の入所実績による減額、保育委託事業では、子ども・子育て支援システム改修委託の契約実績による減額と白浜保育園室外機更新工事費の確定に伴い、保育所等整備補助金を減額するものです。

5目学童保育費は、国・県支出金の補助基準額の改正及び利用者負担金の減額に伴う財源

振替です。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費は、給与改定による一般職給与費の調整、子育て支援事業では子育て日用品助成金の実績見込みによる減額です。

29 ページ、2 目予防費、3 目健康づくり費、4 目健康増進対策費は、それぞれ実績見込みによる調整です。

6 目環境衛生費は、給与改定による一般職給与費の調整、不法投棄防止対策事業、浄化槽設置促進補助事業、30 ページの再生可能エネルギー推進事業は、それぞれ実績見込みによる減額です。

7 目上水道費は、給水原価の確定により八匠水道企業団と山武郡市広域水道企業団、それぞれの負担金が減額となったものです。

5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費は、給与改定による調整です。

2 目農業総務費は、給与改定による一般職給与費の調整、「もつ」のもつ魅力を活かそう事業では、各種イベント等への参加実績による消耗品費あるいは特産品 P R イベント委託料の減額です。

3 目農業振興費は、需給調整推進対策奨励事業で需給調整の実績見込みによる減額、31 ページ、産業まつり助成事業と農業振興会活動補助事業は産業まつりの中止による減額、姉妹町姉妹都市交流事業では千曲市との交流事業が中止、松田町との交流事業が縮小となったことによる減額、地域園芸活性化事業から農地中間管理機構事業につきましては、申請の取下げや要望がなかったことなど、各事業の実績見込みによる減額です。

5 目農地費は、県営基盤整備事業で、事業費の確定により篠本新井地区負担金の減額、32 ページ、農業集落排水事業特別会計繰出事業で給与改定による給与費分の調整、県営土地改良負担金事業で用水路工事区間の延長に伴う両総南条支線地区負担金の増額、団体営土地改良負担金事業で事業費の確定による茂原西部地区負担金の減額、地域排水管理事業では原方地先の大根土地改良区補助用排水改良事業で負担割合に基づく町負担金の追加、大布川排水機場管理事業と東部排水機場管理事業は事業費の確定による減額、木戸排水機場管理事業と屋形排水機場管理事業、33 ページの新井排水機場管理事業は、いずれも大雨等による機場の稼働時間増加に伴う光熱水費の増、機構営土地改良負担金事業は成田用水施設改築事業負担金で、施設の老朽化対策及び耐震対策等の実施に係る新規負担金です。負担割合は、国が 75%、県が 23%、市・町が 2% となっております。

33 ページ、6 目農道整備事業費は、広域営農団地農道整備事業で、広域農道事業費負担金



の国庫負担金決定に伴い町負担金の減額です。

2項1目林業振興費は、森林管理事業で、森林クラウド使用料の減額分を森林環境基金積立金で調整をするものです。

6款商工費、1項1目商工振興費は給与改定による一般職給与費の調整、34ページ、中小企業振興資金利子補給事業と消費生活相談窓口事業は、それぞれ実績見込みによる減額です。

2目観光費は、海水浴場開設事業で木戸浜海水浴場を開設しなかったことによる開設経費の減、屋形海岸駐車場管理事務費では、駐車場を無料開放したことによる施設管理委託料の皆減によるものでございます。

35ページ、7款土木費、2項3目道路新設改良費は、給与改定による一般職給与費の調整、舗装修繕事業は契約実績による減額、町道Ⅰ－7号線道路改良事業から36ページの町道Ⅱ－36号線道路改良事業までの各道路改良事業は、国庫補助金の採択基準の厳格化や採択率の低下による減額でございます。木戸台地先の町道A122号線道路改良事業は土地改良費の実績見込みによる減額でございます。

8款消防費、1項1目常備消防費は、常備消防事業で横芝光消防署建設用地測量業務委託料の契約実績による減額です。

37ページ、2目非常備消防費は、消防団活動費で、消防団員登録者数の確定による団員報酬の減額と、消防防災施設強化事業補助金の不採択による消防団員基準装備、消耗品費の減額でございます。

3目消防施設費は、防災行政無線戸別受信機分担金の増収に伴う財源振替で、4目災害対策費は、災害対策事業で給与改定による時間外勤務手当の調整をするものです。

9款教育費、1項2目事務局費は、給与改定等による特別職給与費と一般職給与費の調整、事務局事務費で学校教育バス賃借料が実績見込みにより減額となる一方、奨学資金貸付返還金の実績額により、教育振興基金積立金を増額するものです。その他38ページにかけて、説明欄に記載の各事業の実績見込みや契約実績等に基づき調整するものでございます。

2項1目学校管理費は、給与改定による一般職給与費の調整、小学校施設維持管理事業では、大総小学校屋内運動場屋根防水改修工事に係る設計・監理委託料とその他の施設営繕工事費を、実績見込みにより減額するものでございます。

39ページ、3項2目教育振興費は、中学校情報教育推進事業で、情報教育用コンピューターシステム賃借料を契約実績により減額するものです。

4項1目社会教育総務費は、給与改定及び職員の退職に係る一般職給与費の調整、社会教

育総務事務費で庁用車更新に係る備品購入費を契約実績により減額するものです。

3目共同利用施設費は、町民会館維持管理事業で館内漏水工事に係る修繕料を追加するものです。

4目図書館費は、給与改定による一般職給与費の調整、図書館一般設備維持管理事業で排煙窓の修繕料の追加、図書館貸出管理事業で図書館カウンター業務委託料を契約実績により減額するものです。

40ページ、5項1目保健体育総務費は、体育祭開催事業で町民体育祭の中止による委託料の減額、オリパラ普及振興事業では、2020東京オリンピック・パラリンピック講演会の実績見込みにより講師謝礼を減額するものです。

2目体育施設費は、横芝光町体育館一般管理事業で町体育館屋根防水工事の契約実績による減額、その他施設一般管理事業では橋場区児童遊園のトイレ撤去に係る工事費を追加するものです。

3目学校給食費は、給与改定による一般職給与費の調整、学校給食事務費で給食調理業務委託料の契約実績による減額、給食費無料化に係る学校給食費負担金助成金を児童・生徒数及び食数等の精査により減額、学校給食賄材料購入事業でも児童・生徒数及び食数等の精査により需用費を減額、学校給食センター施設維持管理事業では、調理室内の吸気フィルター枠の交換のほか、調理室天井排煙装置等の修繕料と調理機器の分解清掃業務委託料を追加するものです。

41ページ、10款災害復旧費、3項2目公立学校災害復旧費は、日吉小学校屋内運動場屋根補修工事や横芝中学校シェルター撤去工事など、台風15号及び19号により被災した学校施設の災害復旧工事費について、契約実績により減額するものです。

4項1目民生施設災害復旧費も、台風15号により被災した上堺保育所の通園バスの車庫シャッターや空調機器に係る修繕料について、契約実績により減額するものです。

11款公債費、1項1目元金は、臨時財政対策債及び合併特例債の利率見直しにより元金償還金を増額し、2目利子は本年度の償還見込みにより減額調整するものです。

42ページから44ページは給与費明細書、45ページは継続費に関する調書、46ページは地方債残高に関する調書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第12号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 2 時 25 分とします。

（午後 2 時 1 2 分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 2 5 分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第13号及び議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 議案第13号及び第14号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第13号の令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第13号の補正予算書をお願いいたします。

1 ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,048万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,462万7,000円とするものでございます。

2 ページから3 ページは第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。歳入からご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税は、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分で754万7,000円、滞納繰越分で102万4,000円、それぞれ実績見込みにより、合計で857万1,000円の減額としたものでございます。

5 款国庫支出金、1 項国庫補助金77万円の増額計上は、国保賦課システム改修業務委託分で一般会計繰入金から科目変更したものでございます。

6 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金ですが、1 節の普通交付金が6,870万円の増額です。これは、歳出で療養諸費及び高額療養費を増額したため、全額が普通交付金として交付されるためであります。

2 節の特別交付金は、説明欄のとおり、保険者努力支援分が交付決定により171万円の減額です。特別調整交付金市町村分は3,015万8,000円の増額、県繰入金 2 号分が99万9,000円の増額です。それぞれ交付見込みによるもので、東陽病院へ繰り出したします。特定健康診査等負担金につきましては、交付額決定により120万5,000円減額となるものでございます。それぞれを相殺しまして、6 款県支出金全体では9,694万2,000円の増額でございます。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、決算見込みや交付決定などにより、1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で349万1,000円の減額、2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で171万5,000円の減額でございます。3 節の職員給与費等繰入金95万4,000円の減額は、国保賦課システム改修業務委託分を国庫補助金へ科目変更を行うためです。これらを合わせまして、全体では616万1,000円を減額するものでございます。

次に、9 款 1 項 1 目前年度繰越金については4,498万6,000円の増額です。前年度繰越金留保分から計上するものでございます。

次に、10 款 諸収入、4 項 雑入ですが、1 目一般被保険者第三者納付金は実績見込みにより100万円の増額、3 目一般被保険者返納金についても、医療機関の返還金などの実績見込みにより149万9,000円の増額とし、合わせて249万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費については、一般職の給与改定に伴う 3 万6,000円の増額と、電算処理委託料のうち、国保賦課システム改修業務の委託契約額が確定したことにより22万円を減額するものでございます。

続いて、2 款 保険給付費、1 項 療養諸費6,378万円と 2 項 高額療養費1,029万7,000円は、それぞれ実績見込みにより不足が生じるおそれがあるため増額計上しました。

次に、9 ページをお願いします。

5 款 保健事業費の保健衛生普及費は、レセプト点検委託料の契約単価が確定したことなどから28万7,000円の減額、2 項 特定健康診査等事業費は、事業実績により353万8,000円の減額でございます。

次に、6 款 基金積立金、1 項 1 目 財政調整基金積立金ですが、財政運営のさらなる健全化を図るため、決算見込みの剰余金2,896万1,000円を積立て予定としました。今回の積立てにより基金残高は2 億4,200万4,000円となる見込みです。

続いて、8 款 諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金ですが、これは平成30年度に

おける国保税額の更正減額による見込額30万円を増額するものでございます。

続いて、10ページをお願いします。

3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金については、歳入の6款1項県補助金でご説明いたしました特別調整交付金市町村分及び県繰入金2号分で、国保会計で受入れをして東陽病院へ繰り出したします。東陽病院の医師等の確保支援や救急受入れ体制等に対し交付されるもので、3,115万7,000円を増額計上するものでございます。

以上、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出ともに1億3,048万6,000円の増額補正でございます。

なお、11ページ及び12ページは給与費明細書でありますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

引き続き、議案第14号の令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第14号の補正予算書をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ602万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,719万4,000円とするものでございます。内容につきましては、国保特別会計同様、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

初めに、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金については、1節事務費繰入金は、人件費で給与改定により6,000円の増額になります。2節の基盤安定繰入金は、県からの交付決定通知により826万7,000円の減額となります。相殺しまして826万1,000円を減額するものでございます。

次に、6款繰越金、1項1目繰越金372万3,000円につきましては、前年度における収支差額の発生による今年度への繰越分でございます。

次に、7款諸収入、4項1目後期高齢者広域連合受託事業収入であります。実績見込みにより、健康診査事業分等の148万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般職給料の給与改定によるもので6,000円の増額でございます。

続いて、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金がありますが、保険料納付金が274万7,000円の増額、保険基盤安定納付金は決定通知に基づき826万7,000円を減額するもので、相殺しまして552万円を減額するものでございます。

次に、3 款保健事業費、1 項 1 目後期高齢者健康診査費についてですが、後期高齢者の健康診査受診者数の実績等により148万4,000円を減額するものでございます。

最後に、4 款諸支出金、2 項 1 目他会計繰入金であります。これについては、前年事務費繰入金の精算で97万6,000円の増額です。歳入 6 款の前年度繰越金を財源としております。

以上、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出ともに602万6,000円の減額補正でございます。

なお、8 ページ、9 ページは給与費明細でありますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第13号及び議案第14号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第15号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきます。

別冊の介護保険特別会計補正予算議案つづりとなりますので、ご用意願います。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第 1 条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,902万3,000円とするものでございます。

第 2 条では継続費の補正をしております。

補正の主な内容としましては、第 8 期介護保険事業計画策定業務委託に係る入札結果の残、各種介護サービス費用に係る保険給付費の実績見込みによる調整と、これに伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金からの定率による事務負担金及び基金繰入れ並びに繰越金の残額と第三者求償実績等、それぞれの実績に対する増減額の補正及び歳入における介護給付費準備

基金の取崩し額の減額による財源振替をするものであります。

2 ページ、3 ページの第1表は、歳入歳出予算補正の款項別の表となりますので、後ほどご覧ください。

4 ページの2表は、第8期介護保険事業計画策定業務の委託料が入札により安価になったことから、継続費を補正したものでございます。

5 ページ、6 ページは事項別明細書の総括となりますので、後ほどご覧ください。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

3 款国庫支出金全体では3,174万2,000円の減額となります。

内訳につきましては、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金で3,733万5,000円の減額、2 項国庫補助金、1 目調整交付金で540万9,000円の増額、4 目システム改修費補助金で17万4,000円の増額につきましては、交付見込額に基づき補正するものであります。

8 目介護保険災害臨時特例補助金1万円の増額につきましては、台風19号により被災した方に対して保険料及び利用料の減免を実施した場合に国より交付されるものであり、3名の方に減免措置をしております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費負担金で3,223万7,000円の減額、5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金で1,661万6,000円の減額につきましては、それぞれの交付見込額により減額補正するものであります。

6 款1 項1 目1 節介護給付費準備基金利子2万6,000円は、当該年度分の基金利子が確定したことにより増額補正するものであります。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目その他一般会計繰入金、1 節職員給与費13万7,000円の増額は給与改定によるものです。2 節事務費繰入金230万8,000円の減額は、介護保険事業計画策定業務委託料の確定による減額及びシステム改修による増額を補正するものであります。

8 ページをご覧ください。

2 項1 目1 節介護給付費準備基金繰入金4,400万円の減額につきましては、各種事業の実績見込額に対して介護給付費準備基金の取崩し額が確定したことから、減額補正するものであります。

9 款繰越金、1 項1 目繰越金1億2,840万5,000円は、前年度の給付費精算後及び財源調整

後の残高を全額繰越金として繰り入れるものであります。

11款諸収入、3項雑入、4目第三者納付金107万4,000円の増額につきましては、国保連合会から納付されます交通事故等の第三者行為による求償実績に伴い増額補正するものであります。

以上、歳入合計は273万9,000円であります。

続いて、9ページ、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費199万7,000円の減額につきましては、1項1目一般管理費、1節の一般職給与費13万7,000円の増額と2節の一般管理費、介護保険システム改修の実績による22万8,000円の増額と、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料236万2,000円を減額する必要があることから補正するものであります。

2款保険給付費、1項1目介護サービス給付費57万4,000円の増額につきましては、居宅介護サービス計画給付費であります。要因としましては、認定者数の増加に伴いサービス利用者が増加し、居宅介護サービス計画給付費が伸びたことにより増額補正をするものであります。

2項1目介護予防サービス給付費50万円の増額補正も、認定者数の増加に伴い、介護予防サービス計画費の利用者が増加したことによるものであります。

続いて、10ページをご覧ください。

3項1目審査支払手数料は、介護給付費準備基金繰入金減額による財源振替でございます。

4項1目高額介護サービス費176万3,000円につきましては、要介護認定者の増加に伴い、サービス利用の実績見込みの伸び及び多様化により1人当たりのサービス料が増えたこと、また、所得に応じた負担限度額を超えて負担した利用料については、超過した部分の利用料を還付することとされているため、高額介護サービス費の増額補正が必要となりました。

5項1目高額医療合算介護サービス費は、介護給付費準備基金繰入金減額による財源振替でございます。

7項1目特定入所者介護サービス費187万3,000円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用の実績見込みが増えたことと、世帯分離などにより負担限度額認定対象者が増加したため、増額補正が必要となりました。

7項3目特定入所者介護予防サービス費は、介護給付費準備基金繰入金減額による財源振替でございます。

以上、2款保険給付費の補正合計額は471万円となります。



続いて、11ページをご覧ください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金の補正につきましては、当該年度分の基金利子が確定したことにより、当初より2万6,000円を増額し基金へ積み立てるものであります。令和元年度末基金残高は2億5,731万2,000円となります。

つきましては、1款総務費の減額補正と2款保険給付費、4款基金積立金の増額補正により、歳出補正総額は273万9,000円であり、補正後予算額は24億5,902万3,000円となります。

以上をもちまして、令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第16号について、産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、議案第16号 令和元年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊となっております議案第16号をご覧くださいと思います。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条の記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,889万5,000円と定めるものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げますので、6ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、3款1項1目一般会計繰入金は、人事異動に伴う人件費分に5万5,000円を増額し、4,793万5,000円とするものでございます。

4款1項1目、前年度繰越金は124万円を増額し、224万円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴い、一般職給与費を5万5,000円増額し、543万1,000円とするものでございます。

5款1項1目一般会計繰出金ですが、歳入歳出決算見込みにより、留保分の124万円を増額し、一般会計へ繰出しを行おうとするものでございます。

以上、令和元年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 向後和彦君登壇〕

○食肉センター所長（向後和彦君） 議案第17号 令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

別冊の補正予算書、議案第17号の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条に定めましており、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,446万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目事業収入は1,543万1,000円を減額し、1億4,313万5,000円とするものであります。内訳といたしまして、1節食肉センター使用料1,223万2,000円の減額は、と畜頭数を1月末現在の実績から推計し、今年度の豚のと畜頭数を1万3,000頭減の10万2,000頭と見込み、計上したものであります。2節冷蔵庫使用料93万3,000円の減額、3節カット室使用料48万円の減額、4節ボイル使用料178万6,000円の減額につきましては、それぞれ豚のと畜頭数の減少と稼働実績を考慮し計上したものであります。

2款1項1目と畜検印押印委託金につきましても、豚と畜頭数の減少を考慮し23万8,000円の減額計上したものであります。

3款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金6,000円を追加し7,000円とするものです。

4款1項1目繰越金は、事業収入及びと畜検印押印委託金の減収を補うため、前年度繰越金939万7,000円を増額計上したものであります。

また、6款2項1目財政調整基金繰入金につきましても、同様に600万円を増額計上したものであります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は17万3,000円を増額し、8,416万9,000円とするもので、給与改定に伴い増額するものでございます。

2款1項1目施設管理費は、財源振替でございます。

2款1項2目施設整備費は、豚内臓処理室壁改修工事の額の確定により、44万6,000円を減額し443万7,000円とするものであります。

4款1項1目積立金は、財政調整基金に7,000円を追加し8,000円とするものであります。

8ページ、9ページにつきましては給与明細書となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、議案第17号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第18号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第18号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の病院事業会計補正予算書をお願いいたします。

1ページであります。第1条は総則、第2条は業務の予定量の補正で、（4）の主なる建設改良事業費の資産購入費、補正前の額5,907万9,000円を321万2,000円減額し、合計を5,586万7,000円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の補正で、収入の1款3項医業外収益で、補正前の額5億9,109万4,000円に569万円を補正し、合計を5億9,678万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は資本的収入及び支出の補正で、収入の1款1項企業債は、補正前の額1億4,370万円を2,690万円減額し、合計を1億1,680万円に、3項補助金では、補正前の額2,000円に2,611万4,000円を補正し、合計を2,611万6,000円とするものでございます。

支出では、1款1項建設改良費で、補正前の額1億9,342万8,000円を321万2,000円減額し、合計を1億9,021万6,000円とするものでございます。

なお、この補正により、財源として使用する過年度分損益勘定留保資金の額を1億626万6,000円から1億384万円に改めるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第5条は企業債の補正で、一般X線撮影F P D装置の更新に係る借入れの限度額を2,310万円から1,900万円に、プラズマ滅菌器は購入機器の変更により、起債の目的を過酸化水素ガス滅菌器に改め、当該機器の更新に係る借入金の限度額を1,060万円から870万円に、病棟

等改修工事に係る借入金の限度額を1億1,000万円から8,910万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

次に、第6条は重要な資産の取得及び処分の補正で、取得する財産の種類、器械備品のうち、プラズマ滅菌器の名称を過酸化水素ガス滅菌器に改めるもので、数量につきましては補正前と同様でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

5ページの補正予算説明書をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入であります。1款3項2目1節の補助金は569万円の補正で、国民健康保険特別交付金の医師等の確保支援事業が100万円、救急患者受入れ体制支援事業が369万円及び国民健康保険調整交付金の国保診療施設運営費で100万円でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、1款1項1目1節の企業債2,690万円の減額は、一般X線撮影F P D装置及び過酸化水素ガス滅菌器の購入並びに病棟等改修工事の契約額及び補助金額の決定に伴う減額補正で、3項1目1節国県補助金の2,547万円は、国民健康保険調整交付金の直営診療所施設整備分で、内訳は一般X線撮影F P D装置275万円と病棟等改修工事2,272万円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2目2節その他補助金の64万4,000円は、成田国際空港株式会社の教育施設等騒音防止対策事業助成金で、病棟等改修工事のうち増築棟部分の防音工事に係る助成金でございます。

次に、支出の1款1項2目1節の器械備品購入費321万2,000円の減額は、一般X線撮影F P D装置と過酸化水素ガス滅菌器の購入契約額の決定に伴うものでございます。

以上で、議案第18号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第19号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） それでは、議案第19号 令和2年度横芝光町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

令和2年度横芝光町一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ104億2,000万円と定めようとするものでございます。

本日は、別冊となっておりますこちら、大きく資料1と印字をされております資料のほう

を使わせていただきます。よろしく願いをいたします。

なお、過日の議会議員全員協議会での予算書での説明と内容が重なるところもございますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、3ページをお願いいたします。

歳入の対前年度比較表でございます。款ごとの主な内容につきましては、4ページから6ページにその内容を記載してございますが、増減額及び増減率の大きい款を中心に要因を申し上げたいと思います。

1款町税は総額で25億6,512万円となりまして、額で2,056万1,000円の減額、歳入全体に占める割合も24.6%に低下をいたしました。税目別には、軽自動車税で400万円余りの増額が見込めるものの、個人町民税、法人町民税、固定資産税、町たばこ税、これらの各税目で減額見込みとなっております。なお、各税目の徴収率、こちらは前年度同率で見込んでおります。

6款法人事業税交付金、法人住民税の減収分を、法人事業税、こちら県税なんですけれども、この県税を原資として町に交付される新しい交付金でございます。1,000万円の皆増となっております。

7款地方消費税交付金は、昨年10月から地方消費税率が改正されたことに伴い、県の試算を参考といたしまして前年度比8,160万円の増額を計上いたしました。

なお、元年度に交付されました保育無償化の地方負担分であります子ども・子育て支援臨時交付金、こちらの相当額約5,000万円ございましたが、これは令和2年度以降、本交付金の増額分を充てることとなっております。

9款環境性能割交付金、こちらは令和元年度は半年分の積算期間でございました。これが令和2年度は通年ベースの算定となりますことから、県の試算額を参考といたしまして、前年度比約倍増の2,330万円を計上いたしました。

10款地方特例交付金は、令和元年度限定で交付されました子ども・子育て支援臨時交付金の皆減によりまして、対前年度比4,810万円の減額となっております。

11款地方交付税は、普通交付税で4,400万円、特別交付税で2,000万円の増額を見込み、地方交付税全体では、前年度比6,400万円増の29億8,000万円を計上いたしました。

13款分担金及び負担金は、教育費負担金が、町民会館空調設備機能回復工事に対するN A Aからの助成金1,600万円により増額となったものの、利用者の見込数から保育所入所児童保護者負担金や児童クラブ利用者負担金等で減額となりまして、民生費負担金が減額となる

ことから、款総額では前年度比1,961万3,000円の減額を計上いたしました。

15款国庫支出金は、前年度比1億2,096万1,000円の増額です。スクールバス購入に係る教育費国庫補助金で減額となった一方で、土木費国庫補助金で、道路改良工事などの社会資本整備総合交付金や昨年の台風被災住宅修繕支援等に係る防災・安全社会資本整備交付金が増額となったものです。

16款県支出金は、前年度比8,111万円の増額です。地域密着型サービス等整備事業交付金などの皆減により民生費県補助金が減額となっている一方で、農用地の集積化を促進するための農業経営高度化支援事業補助金の皆増により、農林水産業費県補助金が大幅な増額となりました。

18款寄附金は、元年度実績見込みから、ふるさと納税の寄附額を前年度比2,000万円の増を見込み、6,001万円を計上しました。

19款繰入金は各基金の繰入金で、前年度比1億6,660万3,000円の増額です。主な基金では、財政調整基金が3億6,000万円、公共施設総合管理基金が2億5,100万円、文化スポーツ振興基金が1億700万円などです。役場庁舎耐震工事や横芝光消防署用地取得費、町民会館空調機能回復工事には公共施設総合管理基金を、光海洋センター改修工事には文化スポーツ振興基金を充てる予定としております。

21款諸収入は、前年度比2,783万2,000円の増額ですが、増額の要因は、光海洋センター改修工事に対するB&G財団修繕助成金3,000万円が皆増したためです。なお、諸収入の内訳では、空港周辺対策交付金が4億5,000万円、学校給食費負担金が9,451万2,000円など、これらが主なものとなっております。

22款町債は、前年度比1億1,580万円の減額です。合併特例事業債は道路改良事業に、農業基盤整備事業債は経営基盤整備事業等の負担金に、道路橋梁整備事業債は道路舗装修繕事業等に、防災基盤整備事業債は消防車両整備事業に充てる予定としております。

なお、地方交付税の補完的な性格を持ちます臨時財政対策債の発行額は、近年、縮減傾向にあります。

7ページをお願いいたします。

目的別歳出の対前年度比較表でございます。款ごとの主な内容につきましては7ページから9ページに記載をしておりますが、増減理由を中心に今日は申し上げたいと思います。

1款議会費は、議員報酬及び一般職給与費による増額でございます。

2款総務費は、前年度比8,187万5,000円の減額です。減額の要因は、会計年度任用職員に

係る人件費、ふるさと納税推進事業、庁舎耐震補強工事に係る本庁舎改修事業、横芝光号成田便運行に係る生活路線バス運行事業、また、国勢調査費などで増額となりましたが、地域振興基金積立金1億円の皆減や横芝駅前情報交流館管理事業、こちらを商工費へ組み替えたことなどから減額となっているものでございます。

3款民生費は、前年度比9,542万6,000円の減額で、歳出総額に占める割合は29.4%となりました。減額の要因は、障害者福祉計画策定委託料や後期高齢者医療広域連合負担金、臨時職員保育士を会計年度任用職員とする変更に係る一般給与費等で増額となりましたが、介護施設等整備事業や子ども・子育て支援事業計画策定業務の皆減、児童手当給付費や保育所入所児童委託料等の減額によるものでございます。

4款衛生費は、前年度比747万円の減額です。一般給与費や風疹の追加的対策費、各一部事務組合負担金等で増額となりましたが、減額の要因は、東陽病院事業会計繰出金を4億2,000万円とし、前年度より3,000万円縮減したことによるものです。

5款農林水産業費は、前年度比1億210万8,000円、率で25.7%の増です。増額の要因は、「もつ」のもつ魅力を活かそう事業や地域園芸活性化事業、農産物販路開拓モデル事業などで減額となりましたが、大布川排水機場ストックマネジメント事業負担金の増額や農用地の集積を促進する農業経営高度化支援事業補助金の大幅な皆増によるものです。

6款商工費は、前年度比1,106万6,000円の増額です。事業の効率化を図るため、企画費からニューツーリズム開発促進事業と横芝駅前情報交流館管理事業を組み替えたことによるものです。

7款土木費は、前年度比1億9,626万2,000円、率で36.5%の増です。増額の要因は、駅前広場進入路改良工事費、小田部町営団地排水整備に係る大規模修繕事業、これらが皆減となりましたが、計画的に整備を進めている寺方地先町道Ⅰ－7号線、横芝地先町道Ⅰ－8号線、宮川地先町道Ⅰ－10号線、木戸地先Ⅰ－14号線等の道路改良事業費のほか、都市計画策定事業や台風被災住宅の修繕緊急支援事業等の費用を計上したことによるものです。

8款消防費は、前年度比3,783万8,000円の増額です。団員数の改正による団員報酬や消防車両整備事業で減額となりましたが、横芝光消防署用地取得及び補償費や避難所用照明器具、発電機購入に係る災害用備品整備事業の増額によるものです。

9款教育費は、前年度比2億1,404万9,000円の増額です。増額の要因は、閉校する大総小及び南条小の管理事業費の皆減などによる小学校学校管理費や児童・生徒の減少による学校給食費では減額となりましたが、町民会館の空調設備機能回復工事による共同利用施設費や、

光しおさい公園温水プールの大規模改修による体育施設費での増額によるものです。なお、町民会館の空調設備機能回復工事にはN A Aの助成金を、光しおさい公園温水プールの大規模改修にはB & G財団の助成金をそれぞれ見込んでおります。

11款公債費は、前年度比3,841万7,000円の減額です。平成16年度借入れの臨時地方道整備事業債や平成21年度借入れの合併特例事業債の償還が令和元年度で終了したことから、元金、利息ともに減額となりました。なお、公債費は当面、11億円台で推移するものと推計をしております。

13款予備費は、3,000万円で前年度と同額計上です。

10ページをお願いいたします。10ページは歳出の性質別増減表になります。

主な項目を申し上げますと、1、人件費の増は、会計年度任用職員制度の開始や、国保、後期、介護の特別会計に属する職員給与費等を一般会計に組み替えたことなどによるものでございます。

2、扶助費の減は、対象者の減少から児童手当費や保育所入所児童委託料などの減額によるものです。

4、物件費の減は、賃金、スクールバス購入費、本庁舎耐震補強等設計委託料、町民会館空気調和設備機能回復工事設計委託料等の皆減によるものです。

6、補助費等の増は、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の皆増や横芝光号成田便運行費補助金、各一部事務組合の負担金等の増額によるものです。

7、積立金の減は、地域振興基金の利子以外の増資の皆減によるものです。

9、普通建設事業費の増は、主要町道の道路改良事業や横芝光消防署改築事業、町民会館維持管理事業、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業等の増額によるものです。

11、繰出金の減は、国保、後期、介護の各特別会計繰出金で、職員給与費分を除いたことによるものです。

恐れ入ります、ここで18ページをお開き願います。特別会計等繰出金の状況のページでございます。令和2年度から、人件費につきましては一般会計で総括的に計上することとしたために、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金は、担当職員の給与費分が皆減となっております。

それでは、恐れ入ります、続けさせていただきます16ページ、こちらは人件費と物件費の内訳、17ページは一部事務組合負担金の状況、18ページは今ご覧いただきました特別会計等繰出金の状況、19ページは基金現在高見込みの状況、20ページは会計別予算の状況となっ



ております。また、21ページから25ページは主な歳入の説明、26ページから47ページは款項目別に歳出の主要事業を抽出したものでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で、議案第19号 令和2年度横芝光町一般会計予算案の説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時35分とします。

（午後 3時21分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時34分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第20号及び議案第21号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） それでは、議案第20号及び議案第21号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第20号の令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料2の令和2年度当初予算案の概要をお願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。左から2列目の太枠部分が令和2年度当初予算案の予算額及び構成比で、前年度予算と比較した表になっています。

令和2年度の当初予算総額は、歳入歳出それぞれ28億2,600万円で、前年度当初予算と比較しますと、額で6,600万円、率で2.3%減を見込んでおります。減額の要因といたしましては、被保険者数の減少などが主な要因となっております。

それでは、上段の表、歳入の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、一般被保険者分と退職被保険者等分で被保険者数の減少などから、前年度当初予算と比較して、額で5,835万9,000円、率で9.5%減となる5億5,457万4,000円を計上しました。

6款県支出金は、歳出の療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金と保険者努力支

援分特別調整交付金、県繰入金や特定健康診査等負担金などの特別交付金等で、前年度当初予算と比較して、額で1,627万5,000円、率で0.8%増となる20億4,978万8,000円を計上しました。

8款繰入金は、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、出産育児一時金等に係る一般会計からの繰入金で、前年度当初予算と比較して、額で5,628万8,000円、率で24.3%減となる1億7,578万8,000円を計上しました。

9款繰越金は、令和元年度からの繰越金で、前年度当初予算と比較して、額で3,235万1,000円、率で309.5%増となる4,280万3,000円を計上しました。

10款諸収入は、国民健康保険税の延滞金、交通事故に係る医療費請求、いわゆる第三者納付金などの雑入等で、前年度当初予算と同額となる301万4,000円を計上しました。

続きまして、歳出について、下段の表、歳出の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款総務費は、事務費を主とする総務管理費のほか、徴税費、運営協議会費で、令和2年度より一般職給与費を一般会計予算に計上することから、前年度当初予算と比較して、額で4,537万7,000円、率で71.9%減となる1,777万7,000円を計上しました。

2款保険給付費は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費で、近年の医療費動向や前年度の給付実績を考慮し、前年度当初予算と比較して、額で1,216万3,000円、率で0.6%増の20億1,404万7,000円を計上しました。

なお、療養諸費及び高額療養費については、歳入6款県支出金、普通交付金の全額が財源で、同額となっております。

3款国民健康保険事業納付金は、県が支出することとなる市町村国保医療費、後期高齢者支援金等分及び介護納付金の財源となるもので、県の通知により、額で3,260万4,000円、率で4.2%減の7億3,594万円を計上しました。

5款保健事業費は、医療費通知やレセプト点検業務などの保健衛生普及費、糖尿病予防や人間ドック委託業務などの疾病予防費、特定健康診査等事業費、特定保健指導事業費で、前年度当初予算と比較して、額で48万1,000円、率で0.9%減となる5,198万4,000円を計上しました。

8款諸支出金は、保険税還付金や保険給付費等交付金償還金及び東陽病院への繰出金等で、前年度当初予算と比較して、額で88万9,000円、率で41.8%増となる301万6,000円を計上しました。

9款予備費は、前年度当初予算と比較して61万1,000円、率で16.0%減となる321万1,000

円を計上しました。

次の2ページから4ページは予算案の概要、次の5ページは平成26年度から平成30年度までの国保医療費の動向を掲載してございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

引き続き、議案第21号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料3の令和2年度当初予算案の概要によりご説明申し上げます。

1ページをお願いします。表につきましては、先ほどの国保特別会計と同様の構成となっておりますので、よろしくお願いたします。

令和2年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億700万円で、前年度当初予算と比較して、額で2,600万円、率で9.3%増額となりました。増額の要因といたしましては、75歳を迎え、後期高齢者医療保険制度に加入となる被保険者数の増加などが主な要因であります。

それでは、上段の表、歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、被保険者が年金天引きなどの特別徴収または納付書、口座振替による普通徴収により納付する保険料で、千葉県後期高齢者医療広域連合、以下広域連合とさせていただきます。この広域連合の試算を基に2億1,624万9,000円を計上しました。被保険者の増加などにより、前年度当初予算と比較して、額で3,276万1,000円、率で17.9%の増となりました。

5款繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度当初予算と比較して、額で680万4,000円、率で8.0%減となる7,827万1,000円を計上しました。

7款諸収入は、後期高齢者健康診査及び保険料賦課徴収帳票作成に係る広域連合からの受託事業収入、過年度分保険料の還付金等に係る広域連合からの交付金で、前年度当初予算と比較して、額で4万3,000円、率で0.3%増となる1,247万2,000円を計上しました。

続きまして、下段の表、歳出の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款総務費は、通常業務における被保険者証の作成や郵送料等の一般管理費、保険料徴収に係る各種帳票の印刷製本費、電算処理委託料などの徴収費で、前年度当初予算と比較して、額で346万5,000円、率で57.0%減となる261万1,000円を計上しました。主な要因は、職員給与費を令和2年度から一般会計予算に計上したこととなったことによるものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の1款後期高齢者医療保険料と5款繰入金のうち保険基盤安定繰入金分を合わせて広域連合に納付するもので、前年度当初予算と比較して、額で2,890万円、率で11.0%増となる2億9,232万1,000円を計上しました。

3 款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、前年度当初予算と比較して、額で8,000円、率で0.1%増の1,024万7,000円を計上しました。本健康診査は広域連合からの委託により実施するもので、その費用は全額が広域連合からの受託事業収入により賄われます。

4 款諸支出金は、過年度分保険料の還付金及び還付加算金等で、前年度当初予算額と同額の74万1,000円を計上しました。

主な予算につきましては以上でございます。

次の2ページと3ページは予算案の概要、4ページは後期高齢者医療費の動向を掲載してございますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算案及び令和2年度後期高齢者医療特別会計当初予算案の説明とさせていただきます。慎重審議を頂きまして、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第22号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 議案第22号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料4になります。

令和2年度介護保険特別会計当初予算案の概要により説明させていただきます。資料4をご覧ください。

それでは、1ページをご覧ください。

令和2年度は、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終年度に当たり、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援やサービス体制の整備を図る地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていくこととし、地域包括支援センターの機能強化及び介護予防・日常生活支援総合事業、認知症初期集中支援チームによる認知症総合支援事業の拡充を図ることを目的として事業の実施をしてまいります。

予算案の主な内容としましては、さきの議会議員全員協議会でもご説明申し上げましたが、令和元年度の実績見込みと第7期介護保険事業計画の推計データにより、高齢者人口の増加に伴う介護サービスの利用増による介護サービス給付費の伸びを見込んだほか、地域支援事業の推進を重視した中で、持続可能性を確保する予算編成といたしました。

下の表は歳入の款別予算表でございます。対前年度比5.4ポイント、1億3,000万円増の25億2,200万円を計上いたしました。

2ページ上段の表をご覧ください。歳入予算の構成比をグラフにしたものでございます。

1款保険料は、全体の16.6%を占め、第1号被保険者の増加を見込むとともに、令和元年10月の消費税率10%への引上げに併せ、令和2年度から低所得者への保険料のさらなる軽減強化の完全実施を行うべく、前年度比6.1ポイント、2,733万2,000円減の4億1,933万6,000円を計上しました。内訳は、特別徴収が3億8,591万3,000円、普通徴収が3,209万1,000円、滞納繰越分が133万2,000円であります。

2款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料であり、紙おむつを支給する家族介護用品支給事業、安否確認を兼ねた高齢者への配食サービス事業等の利用料として、前年度比13.3ポイント、20万9,000円増の177万7,000円を計上しました。

3款国庫支出金は、制度に基づき、介護給付費分として4億1,858万1,000円、調整交付金として1億1,855万8,000円、地域支援事業交付金として1,323万2,000円、地域支援事業交付金総合事業以外分として1,713万円、システム改修費として16万5,000円、保険者機能強化推進交付金として355万8,000円、過年度分として4,000円で、前年度比9.4ポイント、4,908万5,000円増の5億7,122万8,000円を計上しました。

4款支払基金交付金は、制度に基づき、介護給付費分として6億4,021万5,000円、地域支援事業交付金、総合事業分として1,786万3,000円、3ページをご覧ください。過年度分として2,000円で、前年度比8.3ポイント、5,049万2,000円増の6億5,808万円を計上しました。

5款県支出金は、制度に基づき、介護給付費分として3億5,204万8,000円、財政安定化基金交付金1,000円、地域支援事業交付金、総合事業分として827万円、地域支援事業交付金、総合事業以外分として856万5,000円、過年度分として3,000円で、前年度比7.3ポイント、2,508万8,000円増の3億6,888万7,000円を計上いたしました。

8款繰入金は、一般会計からの繰入れで、制度に基づき、介護給付費分として2億9,639万7,000円、地域支援事業交付金、総合事業分として1,157万8,000円、地域支援事業交付金、総合事業以外分として1,198万3,000円、その他繰り入れ事務費分として3,286万5,000円、低所得者保険料軽減繰入金として2,783万1,000円、介護給付費準備基金繰入金として1億2,200万円、過年度分として4,000円で、前年度比6.9ポイント、3,245万3,000円増の5億265万8,000円を計上しました。

説明以外の科目については、存目計上及び雑入でございます。

下の表は歳出の款別予算表でございます。歳出は、対前年度比5.4ポイント、1億3,000万円増の25億2,200万円を計上いたしました。

続きまして、4ページ上段をご覧ください。歳出予算の構成比をグラフにしたものでございます。

1款総務費は、介護保険コンピューターシステムの維持管理、保険料徴収のための印刷・発送等の事務的経費、山武郡市広域行政組合で共同処理を行っています介護認定審査及び介護認定のための事前調査に要する経費など、前年度比65.2ポイント、5,806万円減の3,103万2,000円を計上しました。

2款保険給付費については、歳出全体の94%を占めています。65歳以上の第1号被保険者数は毎年増加傾向にある中、65歳未満が減少する傾向にあつて高齢化が進んでおります。予算計上に当たりましては、第7期介護保険事業計画の推計及び実績を基に、前年度比8.4ポイント、1億8,419万9,000円増の23億7,104万2,000円を計上いたしました。主な内容としましては、介護サービス給付費21億9,347万9,000円、介護予防サービス給付費2,915万5,000円、高額介護サービス費4,600万円、高額医療合算介護サービス費480万円、施設入所者の食事・居住費の減額補填分として特定入所者介護サービス費9,600万円を見込んでいます。

3款財政安定化基金拠出金は、存目計上となっております。

4款基金積立金は、基金利子2万2,000円を計上いたしました。

5款地域支援事業費は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業、認知症総合支援事業などを実施するもので、前年度比3.4ポイント、385万2,000円増の1億1,584万8,000円を計上いたしました。主な内容としましては、介護予防・日常生活支援総合事業費5,776万円、一般介護予防事業費824万6,000円、地域包括支援センター運営委託費3,216万円、任意事業の配食サービス事業費445万6,000円、家族介護用品支給事業費、紙おむつ分です、579万7,000円、介護給付適正化事業のシステム保守委託料105万6,000円、認知症初期集中支援チーム運営委託料343万円を計上いたしました。

6款公債費は、存目計上でございます。

7款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料の還付のために205万4,000円を計上いたしました。

8款予備費は、前年度と同額の200万円を計上しました。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比5.4ポイント、1億3,000万円増の25億2,200万円

を計上したものでございます。

6 ページ、7 ページは、介護保険事業の状況を参考資料として添付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上で、令和2年度横芝光町介護保険特別会計当初予算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第23号について、産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、議案第23号 令和2年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料5、令和2年度農業集落排水事業特別会計予算案の概要をご覧願いたいと思います。

まず、1 ページの予算案の概要でございますが、現在の処理施設への接続率は、人口ベースで52.4%でございます。引き続き地元の維持管理組合の役員の皆様のご協力を頂き、農業集落排水事業の目的達成と財源確保のため普及啓発に努めてまいります。

歳出では、建設事業費に対する起債の償還金が予算全体の64.4%を占めており、令和16年度までの償還となっております。また、施設の維持管理につきましては、効率的な運用と適切な管理を計画的に実施し、経費削減に努めてまいります。

以上により、令和2年度の予算編成をいたしましたところ、歳入歳出予算の総額は5,470万円となり、前年度当初予算と比較して290万円、率で5.0%の減額となりました。

2 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の状況でございます。

1 款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上でございます。

2 款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の181件と3施設の使用料853万8,000円の計上で、前年度と比較いたしまして17万9,000円、率で2.1%の減額でございます。

3 款繰入金は4,515万9,000円の計上で、前年度と比較して272万1,000円、率で5.7%の減額となっております。主な要因といたしましては、設置後18年を経過し、老朽化が著しくなっている消毒槽の仕切り板の交換や中継ポンプの非常用発電機の導入など、維持管理費へ充当するための増額でございます。

4 款繰越金は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

5 款諸収入は、雑入で存目計上でございます。

3 ページの歳出の状況でございます。

1 款総務費は562万7,000円の計上で、前年度当初予算と比較して25万1,000円、率で4.7%の増となっております。人件費、協議会負担金等の一般管理費で、職員の給与、手当等を計上したものでございます。

2 款事業費は1,283万9,000円の計上で、前年度当初予算と比較いたしまして315万円、率で19.7%の減額となっております。発生汚泥を堆肥化し、有効利用するための経費や施設の維持管理に係る委託費、老朽化が著しくなっている消毒槽の仕切り板の交換や中継ポンプ非常用発電機の導入など、施設の運営管理に基づく経費でございます。

3 款公債費は3,523万4,000円の計上で、前年度当初予算と比較して1,000円の減、建設事業費に対する借入金の償還元金2,949万円、償還金の利子574万4,000円を計上したものでございます。

4 款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、令和2年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第24号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 向後和彦君登壇〕

○食肉センター所長（向後和彦君） 議案第24号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料6、令和2年度食肉センター特別会計当初予算案の概要で説明をさせていただきます。

なお、1 ページには歳入歳出の状況を、2 ページから4 ページまでには当初予算案の概要を記載しておりますので、この記載内容によりご説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

1 ページの歳入の状況、歳出の状況の合計欄をご覧ください。令和2年度の歳入歳出予算の総額は1億9,500万円となり、前年度当初予算額と比較しますと100万円、率にして0.5%の増額となりました。

歳入を説明させていただきます。

1 款、歳入の大宗をなす事業収入は、対前年1,358万4,000円減の1億4,498万2,000円の計上でございます。と畜頭数は、豚を10万2,000頭、牛を3,300頭と見込み、各種の使用料を算定したところでございます。



2 款県支出金は、対前年18万1,000円減の183万円の計上でございます。県からと畜合格した豚及び牛の枝肉への検印の押印を1頭当たり17.38円で作業委託されているものであります。

3 款財産収入は、財政調整基金利子で存目計上でございます。

4 款繰越金は961万7,000円の計上で、対前年845万5,000円の減額でございます。

5 款諸収入は、枝肉確認発行業務に係る委託料など33万円を計上したところでございます。

6 款繰入金は、一般会計から児童手当として繰入金24万円と財政調整基金からの繰入金3,800万円で、基金繰入金はH A C C Pに対応するための工事のほか、老朽化が著しい各種施設の維持補修費に充当するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費は8,424万4,000円の計上で、対前年92万6,000円の増額で、主なものといたしましては、一般職9名分の給与費6,921万5,000円、委託料243万5,000円、各組合などへの負担金補助及び交付金534万9,000円、公課費の消費税422万円でございます。

2 款施設管理費は9,978万1,000円の計上で、対前年396万9,000円の増額となります。施設管理関係の主なものとしましては、需用費の燃料費はA重油などで1,271万6,000円、光熱水費は電気料などで4,854万9,000円、修繕料830万7,000円、委託料は987万2,000円で、平成26年7月に要望しておりましたP C Bの廃棄物処理が実施できることとなりました。原材料費は160万円、備品購入費は273万7,000円で、H A C C Pに対応するための手洗い槽つきナイフ消毒器などの購入を予定しております。また、施設整備関係につきましては1,079万2,000円の計上で、豚内臓処理室の屋根の一部改修や手洗い槽つきナイフ消毒器設置のための水道管配管工事などを予定しております。

3 款公債費は797万4,000円の計上で、前年比389万5,000円の減額、借入数は2口でございます。

4 款積立金は、財政調整基金で存目計上でございます。

5 款予備費は300万円の計上で、前年と同額としております。

5 ページ、6 ページには年度別の決算状況とと畜頭数をお示ししておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、議案第24号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第25号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第25号 令和2年度横芝光町病院事業会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料7の令和2年度病院事業会計当初予算案の概要をお願いいたします。

まず、1ページでございますが、東陽病院の経営状況は、ここ数年は入院患者や外来患者が伸び、診療単価も向上したことから、医業収益は増収となっていました。しかしながら、令和元年度は、3階病棟の改修工事の実施により入院患者を抑制したため、入院収益は大幅な減収となっております。これに加えまして、人件費や最低賃金の引上げに伴い業務委託料等が増額となり、医業収益が増加していることから、非常に厳しい経営状況となっております。

令和2年度当初予算では、地域包括ケア病床の増床や、病床数が100床から95床に減少したことによる特定疾患療養管理料の増収、訪問看護ステーション収益増を見込み計上したところでございます。一方、費用につきましては、災害時停電対策として非常用発電装置整備事業費や、老朽化した各種医療機器の更新を図るべく投資的費用を計上いたしました。引き続き厳しい経営状況ではございますが、地域医療構想と時代のニーズに応えるべく、町立病院として地域医療の充実と安定に資する予算とさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、予算総額は収入支出ともに16億9,300万円を計上いたしました。

1款1項の医業収益は、1日平均患者数を入院で76人、外来では172人を見込んだほか、救急医療に係る一般会計繰入金、輪番制当番医受託収益など総額11億7,801万7,000円を計上いたしました。年間日数が昨年度より1日少ないことや、介護保険事業収益が訪問看護ステーション収益へ移行したことによる減、各種診療単価を精査、見直ししたことによる減収と併せ、前年度比較で2,053万1,000円、率で1.7ポイント減を見込んでおります。

2項の訪問看護ステーション収益は、昨年10月に開設した訪問看護ステーションの収益でございます。年間訪問日数243日で総患者数3,888人を見込み、3,314万4,000円を計上いたしました。前年度比較で1,898万8,000円、率で134.1ポイントと大幅な増額計上となっております。

3項の医業外収益は、一般会計繰入金、匝瑳市からの負担金に加え、患者外給食収益など総額4億8,183万7,000円を計上いたしました。前年度比較で4,074万3,000円、率で9.2ポイ

ントの増額計上となっております。

4項の特別利益は、存目計上でございます。

次に、2ページ中段から3ページにかけての支出でございますが、1款1項の医業費用の総額は16億475万7,000円を計上いたしました。給与費につきましては、医師8名、医療技術員15名、看護師56名、事務員11名、労務員20名の計110名の正職員のほか、パートの医師や看護師等の人件費となっております。

材料費は、診療に係る薬品、診療材料等でございます。経費は診療以外にかかる消耗品や光熱水費、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料等が主なものでございます。そのほかに固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費等を計上いたしました。各施設の老朽化による修繕費の増額、患者モニタリングシステムリースによる賃借料の増額のほか、人件費上昇に伴う各種業務委託料等が増額となり、前年度比較で1,080万9,000円、率で0.7ポイントの増となりました。

2項の訪問看護ステーション費用の総額は3,793万1,000円を計上いたしました。収益同様に年間分を計上したことにより、看護師の正職員4名分と会計年度任用職員の給与費が増額となり、前年度比較で1,653万4,000円、率で77.3ポイントの増となっております。

3項の医業外費用の総額は4,931万円を計上いたしました。支払利息及び企業債取扱諸費は長期資金7件の利息返済、その他雑損失は貯蔵品に係る消費税雑支出額を計上し、その他売店費用等は、実績を基に算出、計上いたしました。医師・看護師養成費、奨学金の貸付けとして、医師は1名増の2名と看護師10名を合わせた12名、2,620万円を計上したことにより、前年度比較で1,185万7,000円、率で31.7ポイントの増となっております。

4項の特別損失は存目計上で、5項の予備費は、前年度同様100万円を計上させていただきました。

続いて、3ページ下段から5ページにかけての資本的収入及び支出でございますが、収入総額は1億6,082万3,000円、支出総額は2億116万4,000円を計上いたしました。

収入の1款1項の企業債は、超音波画像診断装置、全身用X線CT装置ほか医療機器整備事業と非常用発電装置整備事業の財源として1億2,940万円を計上いたしました。前年度比較で1,430万円、率で10ポイントの減となっております。

2項の出資金は、一般会計繰入金及び匝瑳市負担金で3,142万1,000円を計上いたしました。前年度比較で1億283万3,000円、率で76.6ポイントの減となっております。

3項の補助金は、存目計上でございます。

次に、支出でございますが、1款1項の建設改良費は、病院改築事業費として非常用発電装置整備事業に係る設計監理委託費と工事請負費、さらに、資産購入費として各種医療機器の購入費、リース債務として臨床化学分析装置のリース料を計上いたしまして、1億4,849万4,000円を計上いたしました。前年度比較で3,678万7,000円、率で19.9ポイントの減となりました。

2項の企業債償還金は、令和元年度で5件の企業債償還が完済し、長期資金残り5件の元金返済で5,267万円を計上し、前年度比較で1億3,812万4,000円、率で72.4ポイントと大幅な減となりました。

支出に対し収入が不足する4,034万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することいたしました。

続きまして、6ページの繰入金の状況でございますが、令和2年度の総額は、前年度と比較し5,451万9,000円減の4億2,085万1,000円でございます。内訳といたしまして、町の一般会計から前年度と比較し3,000万円減の4億2,000万円と、病院建設時の企業債償還金が完済したことにより、匝瑳市からは前年度と比較し2,451万9,000円減の85万1,000円となっております。

収益的収入では、救急医療の確保に要する経費から不採算地区病院運営に要する経費までの7項目、資本的収入は2項目で、繰出し基準の項目ごとに金額を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、収益的収入の3、高度医療に要する経費は1,000万円以上の高額医療機器の維持経費を、5、経営基盤強化対策は医師の確保対策や研究研修に係る経費、6、財政再建企業等は職員の基礎年金拠出金に係る公的負担が主なものとなっております。また、7、不採算地区病院運営に要する経費は、総合事務組合負担金や資本的収入に係る繰入れのうち基準外部分が主なものでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上で議案第25号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、報告第1号について、教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） それでは、ピンク色の表紙の議案つづりをご用意いたします。議案つづり97ページをご覧ください。

報告第1号の補足説明をさせていただきます。

本件は、町長から提案理由説明がありましたとおり、町職員が起こした車両物損事故に関し損害賠償額を決定し、それを支払うことにより示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、議会へ報告するものであります。

次のページをご覧ください。

こちらが専決処分書で、令和2年2月7日付で専決処分したものです。専決処分の内容につきましては次のページでご説明いたしますので、101ページをご覧ください。

和解及び損害賠償額の決定について。千葉県千葉市美浜区新湊177番地先路上で発生した横芝光町職員と相手方との車両物損事故について次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

1、和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりです。

2、和解の要旨は、令和2年1月9日公務のため公用車で出張中に運転者の横芝光町職員が目的地入り口を通り過ぎてしまったため一旦路上に停車し、その後に後退したところ後方に停車していた車両に接触し、相手方車両前方が損壊した事故について、町はその損害を賠償するという内容です。

3、損害賠償額は14万3,385円で、損害賠償の主な内容はバンパー修理代、ナンバープレート取付け工賃、修理期間中の代車費用であります。

以上、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 専決処分の報告（和解及び損害賠償額決定について）は、ただいま説明のとおりで了承願います。

---

### ◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

2月26日から2月27日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、2月26日から2月27日までは休会と決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

2月28日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時24分)

3 月 定 例 会

(第 2 号)

## 令和2年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年2月28日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君



福祉課長	及川雅一君	健康こども	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	課東陽病院長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	事務局長	押尾良晴君
教育課長	椎名雄一君	教育長	川嶋修君
		社会文化課長	

---

職務のため出席した者の職氏名

局	長	市原通雄	書	記	齋藤美紀
---	---	------	---	---	------

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、マスクを着用することを議長のお許しを得ましたので、この姿で失礼させていただきます。その分大きな声でお話したいと思います。

今、全国で新型コロナウイルス感染症が広がり、この1、2週間の動向が急速に感染が拡大するか終息するかどうかの瀬戸際だと言われています。

そのような中、政府は3月2日から、小中学校、高等学校、特別支援学校は春休みまで休校という要請を発表いたしました。卒業式も最小限の出席者のみで開催をするということを要請しております。各種イベントについても、室内の飲食を含むものについては中止や2週間の延期という要請がされています。

厚生労働省によりますと、私たちにできることは、風邪などの軽い症状の人は自宅で療養すること、また症状のない人でもせきエチケット、手洗いは言うまでもなく、対面で人と人との距離が近い接触が会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り回避するよう呼びかけています。私も十分気をつけたいと思いますが、当町におきましても的確な対応で町民の皆様の健康、そして毎日安心して過ごせますようお願いいたします。

通告は大綱4点で、小学校統合について、ホストタウンの取り組みについて、町民からの各種相談・意見への対応について、特別職退職金手当についてです。

期数の浅い私にこのような状況で、このような貴重な場で4回もの機会を頂きましたことを感謝申し上げますと同時に、諸先輩議員の皆様、執行部の皆様には、既に把握されている内容についてお答えいただくお手数をおかけするかもしれませんことをおわびしながら質問に入ります。

1番目は、小学校統合についてお尋ねします。

町立横芝小学校と大総小学校、東陽小学校と南条小学校の統合に向けた準備の進捗状況はいかがでしょうか。来月から新年度が始まり、準備はほぼ整っていると思いますが、現状を伺います。

統合に当たり一番負担が強られるのは、やはり児童だと思います。ある程度の配慮も必要になってくるかと思われませんが、クラス編制はどのように進められているのでしょうか。また、日々児童に接する先生方の準備は整っているのでしょうか。特別支援を必要とする児童のための人員確保はできましたでしょうか、お聞きします。

児童数が増加するというところで、学校施設面での不足は考えられますか。教室やげた箱、机、椅子などの対応状況はいかがでしょうか。統合される学校からの事務用品や備品、生き物、植物等の移動はどのような段階ですか。また、閉校後の校舎、校庭等の利用計画はどのようになっていますか、お尋ねします。

そして、統合後は通学路や通学手段の変更がなされる児童がありますが、通学路の安全確認やスクールバス運行の確認は十分でしょうか。統合については何度も話し合われてきたことと思いますが、やはり児童や保護者は不安を抱えると思います。ただでさえ精神的に疲れる新学期です。統合に向けての児童や保護者の方々の不安の声は聞かれますか。そのような声に対して、児童たちを迎える学校はどのような点に注意されておられるのでしょうか。児童の不安が少しでも軽くなるような対応をお願いいたします。

次に、ホストタウンの取り組みについてお聞きします。

昨年の12月30日の朝日新聞で、「ベリーズ知ってる？中米の国ホストタウンに横芝光町」という見出しの記事を見ました。そこで、ホストタウン相手国のベリーズの詳細についてお聞きします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックでは様々な効果が期待される場所ですが、ベリーズホストタウンとなる当町において期待される効果はどのようなものなのでしょうか。メリ

ットが大きいと思われませんが、具体的にはどのようなことが挙げられますか。反対にデメリットとしても何か考えられるのでしょうか、お教えてください。

新聞記事では町民との交流を行ったとありましたが、どのような内容でしたか。また、今後の計画はどのように進められるのでしょうか。大会後の交流等の計画も含めてお答え願います。

3点目に、町民からの各種相談・意見への対応について伺います。

横芝光町広報やホームページで、町民の皆様に対して各種無料相談の機会が設けられています。行政相談、健康相談、人権相談、介護保険相談、教育相談、心配ごと相談など多くの相談窓口が設けられ、担当課や相談員の皆様には、日頃からお骨折りいただき感謝いたしております。非常にたくさんの窓口があり、町民の皆様にとっては心強いところではあると思いますが、実際の相談件数はどのように推移していますでしょうか。

その中でも、特に行政相談についてお尋ねいたします。行政相談の相談内容は、一般行政上の問題、苦情についてとなっていますが、どのような相談内容がありましたか。また、その対応はどのように当たられましたか。相談者の個人情報はどのように守られていますか。

次に、町長への手紙について伺います。

横芝光町役場、東陽病院、図書館等には町長への手紙というコーナーが設置され、この手紙は町長が皆さんから建設的な意見や要望を寄せていただいて、これをよく検討し、町の仕事に取り入れ、住民参加の町政を進めていくために行われているものとされ、A4サイズの用紙と封筒が用意されています。

以前は町のホームページでも町長への手紙が受けられていました。町民の皆さんのご意見を聞く一つの方法と思われませんが、今期中、町長宛てに何通のお手紙やメールが寄せられましたか。また、主な内容はどのようなものでしたか。

一部の利用者から返事が遅いとの声を聞きましたが、必ず返事はなされるのですか。返事までの期間はどのくらいかかるのですか。返事がなされない、またはできない場合もあるのでしょうか、お聞きします。

今まで実施されてきた中で、問題点がありましたらお答えください。

最後に、特別職退職手当についてお尋ねします。

厚生労働省の2018年の調査によりますと、勤続年数35年以上の定年退職者の退職金相場は中卒で1,997万円となっています。勤続年数5年では50万円前後が相場だそうですが、中小零細企業では支払われない会社もあるようです。

当町の特別退職金手当はどのように算定され、いつ支払われるのですか。一般の方の感覚からは任期ごとの支払い額が多いのではないかとの声も聞きますが、町長の所見を伺いたいと思います。

以上4点、壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは特別職退職手当についての、一般的に任期ごとの支給額が多いとの声があるが、町長の所見はのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

一般的に任期ごとの支給額が多いとの声もあるが、町長の所見はについてでございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である職員の退職手当の額は、千葉県市町村職員退職手当条例に規定されているとおり、組織団体全て同じ条件で算定されていることから適正であると考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） 森川貴恵議員の小学校統合についてのご質問のうち、対象校の現況と移ってくる児童たちを迎える学校の注意点についてお答えします。

初めに、対象校の現況についてのうち、統合後の各学校の学級数についてご説明します。

令和2年度の横芝小学校の学級数は、通常学級13、特別支援学級4、計17学級となる見込みであり、今年度の横芝小学校の学級数と同じで増減はありません。光小学校は通常学級12、特別支援学級3、計15学級で、今年度の東陽小学校の学級数と比較すると通常学級数は同じで増減はありませんが、特別支援学級で1学級増となる見込みです。この1増となる特別支援学級の教室については、現在多目的に利用している教室を活用することとし、施設整備をしなくてもいい計画としています。

次に、いわゆるクラス分け、クラス替えにつきましては、小学校ですと3学年と5学年への進級時に実施することが多いわけですが、横芝小学校と光小学校につきましては、令和2年度のスタートに際し基本的に全ての学年で行う方針とのことです。

現在の横芝小学校及び東陽小学校の児童も、クラス替えを行うことにより新たに加わる大総小学校及び南条小学校の児童も含め、みんなが新たな気持ちで新しい学校生活を始められるという効果が期待できます。

また、大総小学校から移動する児童については、全ての学年で複数の学級に分けるのではなく、1つの学級にまとめ、南条小学校から移動する児童については、1つの学年の在籍人数が少人数の学年については、複数の学級に分けるのではなく1つの学級にまとめる予定で、児童の精神的負担が少しでも軽減されるよう配慮するとのことです。

次に、教職員の人数ですが、教職員は千葉県公立小中義務教育学校学級編制基準に基づき各学校に配置されます。令和2年度横芝小学校の教職員数は、学級数の増減がないことから増減なし、光小学校については、特別支援学級1増分に対して1人増員されるのが基本となりますが、学校の統合に当たり統合加配教員の配置を県に要望しており、4月から各校1名ずつ統合加配教員を配置してもらえよう県教育委員会と調整中であります。

また、今年度、横芝小学校と東陽小学校に町で採用した心の教室相談員を各校1名ずつ配置しました。児童が不安や悩みを気軽に話すことができ、ストレス等を少しでも和らげることができる環境を整えるため、令和2年度におきましても横芝小学校と光小学校にそれぞれ配置できるよう準備を進めています。さらに県が配置するスクールカウンセラーにつきましても、横芝小学校と光小学校に配置してもらえよう、県教育委員会に要望しているところであります。

次に、統合に伴う備品類の整理につきましては、閉校する2校及び受入れする2校においてこのまま使用できるもの、軽微な修繕で使用できるもの、廃棄するものというように各物品の状態を区分して整理を行った上で、受入れ校において不足するもの、有効活用できるものを確認しリストを作成しました。今後、区分ごとに備品類へシール貼りなどの作業を行い、移転業務の準備を整え、引っ越し作業につきましては大総小学校、南条小学校、それぞれ閉校式典終了後に引っ越し業者に委託して実施する予定です。

次に、通学の関係であります。学校適正配置等検討委員会からの答申の中に、「統合した後、大総小学校と南条小学校の児童の通学は、スクールバスを運行して対応する。」と記載されており、その後策定された町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針にも同じ内

容が掲げられていることから、これに基づき大総小学校と南条小学校の児童の通学はスクールバスを運行して対応することとし、バスの購入やバス運行事業者の決定など、準備を進めてまいりました。

スクールバスの運行ルートやバス停の場所につきましては、大総小学校、南条小学校の教職員や保護者からの意見・要望を取り入れながら、小学校統合準備委員会において協議を重ねていただき、事務局で運行ルートやバス停の現地確認を行い、安全性を確認した上で決定したところであります。

今後、スクールバス利用者を対象にバス試乗会の開催を予定しており、利用する児童と保護者に実際の運行を体験していただきたいと考えております。本年4月からの運行に向け、教育委員会、各学校及び運行事業者と一層の連携を図り、児童が安心して通学できる体制を整えてまいります。

次に、統合に向けての児童・保護者の不安等の問題、移ってくる児童たちを迎える学校の注意点についてであります。学校の統合により急激に環境が変わるのを緩和するため、今年度は校外学習を合同で行ったり一緒に給食を食べたりといった交流事業を幾つも実施し、統合する2校の児童が一日も早く解け合い、仲よくできるよう取り組んでいます。

新年度におきましては、先ほども申し上げましたとおり、横芝小学校、光小学校に心の教室相談員をそれぞれ配置する予定であるとともに、スクールカウンセラーの配置を県へ要望しており、不安を抱える児童や保護者に寄り添える体制を整えてまいります。

また、大総小学校、南条小学校から移った児童が萎縮せず思っていることを発言できる雰囲気づくりを意識した授業の実施や、児童の精神状態や態度のちょっとした変化を見落とさないよう十分目配りするなど、学校長を初め教職員一丸となって取り組み、児童が安心して学校へ通い、保護者の皆さんが安心して通わせられるよう努めてまいります。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 私からは、小学校統合についてのご質問のうち、閉校する学校のその後の利用計画についてお答えをさせていただきます。

昨年7月に実施をいたしました大総小学校、南条小学校両校の活用事業計画の公募には応募事業者がなく、予定しておりましたプロポーザル審査が中止となったことはさきにご報告をさせていただいたとおりでございます。

町では利活用事業計画の募集は継続中であることを明確にするために、昨年11月1日から今月14日まで、町や県のホームページに実施要領等を掲載し、その旨を周知してまいりました。また、この間には遊休施設を有する自治体と遊休施設を利用したい企業とをマッチングする情報交流会等にも参加をいたしまして、施設の見学を希望する事業者には学校の協力を得ながら実施をしてきたところでございます。

今回の募集では、応募期限までに大総小学校、南条小学校ともに企画提案の参加申込みがございました。事業者から提出された企画提案書の内容につきまして、来月、各小学校のプロポーザル審査を実施いたしまして、それぞれ最優秀提案者を決定する予定としております。最終的には地元説明会を経まして、地区の皆さんの賛同を得た後に事業者及び活用計画を決定することとなります。

当初の予定どおり、できるだけ早く施設の利活用が開始できるよう、今後も教育課、企画空港課、産業課など関係課と連携しながら関係事務を進めたいと考えております。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 私からは、ホストタウンの取り組みについてお答えをいたします。

森川議員のご質問にお答えする前に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけますベリーズ国のホストタウンとなった経緯などについてご説明をさせていただきます。

平成28年6月に、ベリーズ国名誉総領事が親交のある町内企業社長、この方は日本ベリーズ友好協会の理事をなさっている方ですが、役場へ来庁されホストタウンへの打診を頂きました。町としましてはこの打診を前向きに受け止め、関係課によるワーキンググループを組織し、ホストタウン登録に向けた交流計画などの作成を行いました。

平成30年1月に、町議会にホストタウン交流計画などを説明後、事前キャンプ受入れに関する基本合意書を町とベリーズオリンピック協会とで締結し、同年2月には内閣官房からホストタウンに登録されました。

なお、事前キャンプでは、ベリーズ国の選手が競技に専念できるようできる限り応援していくことや、末永い友好関係を築いていくための各種交流事業を展開していくこととしております。

それでは初めに、ホストタウン相手国ベリーズの詳細についてですが、ベリーズ国は中米



東海岸ユカタン半島の付け根に位置し、密林に潜むマヤ遺跡、美しく神秘的なダイビングスポットを楽しむことができるカリブ海のリゾート地です。英語を公用語とし、面積は22.97キロ平方メートルで、日本の四国より少し大きく、人口は約37万人、亜熱帯気候で高温多湿でも貿易風が吹くので過ごしやすい気候となっています。

日本からの直行便は就航しておらず、航空機を利用して米国で乗り継ぎ18時間以上のフライトが必要となり、日本との時差はマイナス15時間、日本はベリーズ国より15時間進んでおります。

次に、期待される効果についてですが、ベリーズ国のホストタウンとなったことを契機に、1つ目としてベリーズ国の応援と交流、2つ目としてスポーツ健康都市宣言にふさわしいスポーツの活性化、3つ目として障害者スポーツの振興と障害者への理解の普及・啓発、4つ目として国際感覚を身につけた人材の育成を事業実施方針として交流を行うことで、誰もが生き生きと過ごせる社会の実現や、今後さらに進展するグローバル化に対応する国際的な視野を持った人材の育成などの効果が得られると考えております。

なお、現段階では、デメリットとして考えられることは特にありません。

次に、当町の取組内容についてですが、平成30年度はベリーズ国について詳しく知っていただくことを目的に、図書館や駅前情報交流館「ヨリドコロ」などで写真展を、さらにベリーズ国に興味を持っていただき異文化に触れていただくことを目標に、町内小学校・中学校で独立行政法人国際協力機構のご協力を頂きながら出前講座を実施しました。

また、今年度はベリーズ国に親しみを覚えていただくことを目標に、在日ベリーズ人による小学校、中学校での異文化教室、さらにベリーズ人と町民との交流する機会を設けることを目的に、ベリーズ国からスティールパンオーケストラを招聘し、カリブの音楽を体験していただきました。

来年度は東京オリンピック大会にベリーズ国代表として出場する選手との交流が実現できるよう関係機関と調整を進めるとともに、現段階で必要と思われる所要の経費を令和2年度一般会計予算案に計上いたしました。

最後に、大会後の交流等の計画についてですが、スポーツ健康都市宣言の町としてさらなるスポーツの活性化を図るとともに、ベリーズ国との人的・経済的・文化的な相互交流を深め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会だけの一過性の取組とせず、将来にわたり継続できるよう、ベリーズ国とも相談しながら検討していきたいと考えております。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 森川貴恵議員からの町民からの各種相談・意見への対応についてお答えをさせていただきます。

初めに、ここ数年の各種相談件数の推移についてであります。町で事務局等を行っている定期的な相談についてお答えをさせていただきます。

まず、総務課で事務局を所管している行政相談についてですが、総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が月に2回、行政機関の業務等に対する意見や苦情などの相談に応じています。

ここ数年の件数の推移は、平成26年度が年間46件、27年度が56件、28年度が44件、29年度が45件、30年度が39件、令和元年度は12月現在で36件となっており、26年から30年度までの5年間の年間平均は46件程度となります。

次に、住民課で事務局を所管している人権相談についてですが、法務大臣から委嘱を受けた人権相談員が月に2回、人権に関する悩みなどの相談に応じています。

ここ数年の件数の推移は、平成26年度が年間5件、27年度がゼロ件、28年度が2件、29年度が1件、30年度はゼロ件、令和元年度は12月現在で3件となっており、26年度から30年度までの5年間の年間平均は2件程度となっております。

次に、福祉課で実施しておりますお年寄り相談窓口についてですが、生活や介護に対する不安及び経済的な悩み等をお持ちの高齢者の方が、どこに電話をすればいいのか悩まれた際に解決する相談窓口として、平成25年6月から専用電話を開設しております。

ここ数年の相談件数につきましては、平成26年度が年間7件、27年度が3件、28年度が2件、29年度が6件、30年度が2件、令和元年度は1月末現在で1件となっており、26年度から30年度までの5年間の平均は4件程度となります。

次に、産業課で事務局を所管している消費生活相談についてですが、町消費生活相談員が毎週火曜日、多重債務、訪問販売などの相談に応じています。

ここ数年の件数の推移につきましては、平成26年度が年間71件、27年度が50件、28年度が33件、29年度が44件、30年度が58件、令和元年度は1月現在で42件となっており、26年度から30年度までの5年間の年間平均は51件程度となっております。いずれも顕著な増減傾向はなく推移しているところでございます。

また、本年度から開始された教育課で事務局を所管している教育相談についてですが、町教育委員会で採用した指導専門員が週に2回、就学、しつけ、不登校、いじめなどの相談に

応じております。本年度の今日現在までの相談件数につきましては、21件の相談がございました。

続いて、行政相談のうち、どのような相談がありその対応はと、相談者の個人情報はどうのように守られているのかについてであります。行政相談制度は総務省が行っている事業となっております。相談内容の秘密保持のため、受けた相談は行政相談員から直接、総務省へ送られるため、町では相談内容を知り得る立場になく、その対応についても行政相談員の業務範囲となります。相談者の個人情報は、総務省と総務省による研修を受けた行政相談員により保持されております。

行政相談を始めとした各種相談事業は町民にとって大切な窓口であると認識しておりますので、相談員の皆様と協力しながら、寄り添った対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

続いて、町長への手紙についてのうち、今期中の件数と主な内容はについてであります。町長への手紙は皆さんから建設的なご意見やご要望をお寄せいただき、よりよいまちづくりに向けた住民参加の町政を進めていくために行われているものです。

今期中の件数と主な内容についてであります。町長の現在の任期であります平成28年3月から現在までで合計113件頂いており、主な内容といたしましては、道路や駅、庁舎などの各種施設の整備、子育てや健康づくりなどへのサービスなどに対する要望やご意見、苦情となっております。

次に、返事が遅いとの声も聞くがについてであります。ご意見や問合せの内容によっては関係課と協議を行う必要があります。お時間を頂く場合もあります。責任ある回答とするため、ご理解をお願いいたします。

次に、返事をしない、またはできないこともあるのかについてであります。町政とは関係のない営業目的のものや、個人、団体への誹謗中傷などについては返事をしておりません。また、返事を送る先が明記されていないものもあり、こちらについては返事を送ることができません。

次に、実施についての問題点はないかについてであります。運用上のご意見等があれば改善に向け検討したいと考えております。町政への住民参加を進めるためには大変重要な制度であるため、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、特別職退職手当についてのうち、金額の算定方法はについてと、いつ支払われるかについてお答えをいたします。

初めに、金額の算定方法についてはありますが、当町は千葉縣市町村総合事務組合の組織団体であることから、千葉縣市町村職員退職手当条例に基づき支給されることとなり、退職時の給料月額に在職月数を乗じて得た額に在職1月当たり町長は100分の35を、副町長は100分の25を、教育長は100分の20の割合を乗じて算出されます。

次に、いつ支払われるかについてありますが、千葉縣市町村職員退職手当条例に基づき、退職した日から起算して1か月以内に支払われることとなります。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、通告順に再質問させていただきます。

初めに、小学校統合についてですが、様々な配慮をなさり滞りなく進んでおるということで、クラス編制での配慮等も大変配慮がなされておりますことに安心しました。ぜひこのまま進めてスムーズな生徒の受入れをお願いしたいところであります。

ホストタウンについて少し伺います。

佐倉市においても、平成31年4月26日、ベリーズ国名誉総領事との縁により陸上競技の事前合宿受入れ等に合意ということですが、これは本町と合同で佐倉市がホストタウンを行うということでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 佐倉市については協力してということなんですけれども、その後ベリーズ国のホストタウンとして今後もやっていけるかどうかについては、今検討しているところだと認識しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。12月30日の新聞の最後に、東京大会まで半年余り、16年のリオデジャネイロ五輪にベリーズは陸上と柔道で計3選手を送った。町は今回も同規模と見るが不安もある。実際に事前キャンプをやるのかどうかもまだ分からない状態だということだとありました。その後に、先方の意向を直接確かめるため、職員が年明け早々現地へ飛ぶとありましたが、結果はいかがだったのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今、ご質問にあったとおり、1月に職員がベリーズ国へ行って、ベリーズのオリンピック協会等と話をしてきました。オリンピック協会としてはホスト

タウンを前向きに受け止めて今後も交流していきたいということ、基本的なことはそうなんですけれども、こちらにありますベリーズの大使館との関係もありまして、その辺、今調整を進めているところです。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 年明け早々に現地へ飛んだのでしたら、そのような報告が議会にも、また町民にもあったらよかったのではないかと思います。

ちなみに、かつて町長は視察で台湾の桃園空港やヨーロッパの内陸空港へ行かれたそうですが、観光ではないのでこちらのほうも報告が必要ではなかったかと思いますが、いろんな視察に関しまして報告等、逐一入れて情報の共有をしていきたいところだと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先月末、桃園空港に2泊で回ってまいりました。桃園空港も今3本目の滑走路を建設しているところでございまして、今もう実際に用地の買収をしている状況の中で、特に桃園市というのは市といいましても実際日本で言う県に近いカテゴリーなのか人口も225万人ということで、そしてなおかつ桃園市と台北と高雄市というのは国の直轄市でございまして、非常に大きな地域の開発ができていくという部分でございました。非常に大変参考になったところでございまして、あそこについては、今までそういう部分について海外の視察もそうですが、また国内の視察もやっております。その部分については、議会に対してどのような形でお示しをしていくかについては、今後ちょっと検討させていただければと思います。

本当に確かにすばらしい取組も、数多く日本中、またそういったところから、外国からも、自分自身にもなっているし、それを今後の行政に生かしたい部分もございまして、議会に対するお示しについてはひとつ検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） まず、桃園空港の視察につきましては、空港圏自治体連絡協議会で行った事業として、9市町参加しておりますので、それぞれの市町から空港圏自治体連絡協議会の事務局に対して報告書を上げて、事務局が今全体の報告書を取りまとめているところでございます。

それとベリーズの関係につきましては、ベリーズでの経緯というか話し合った経緯をこちらでまとめて、それを英訳して、ベリーズのオリンピック協会に投げて、こういう内容でしたよねということで今確認を取っているところです。それなりに時間は経っているんですけども、日本の感覚と違いましてなかなか返事もいただけないというジレンマもございます。以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 先週の金曜日の新聞でしたか、やはりベリーズとの交流をした当町の小学生の様子が出ておりました。交流の費用の半分は国の補助ということで、今後も何かしらの活動が期待されると思います。よろしく願いいたします。

それから、視察旅行等の報告は必ず情報の共有ということで、よろしく願いしたいと思っています。

次に、行政相談について再質問いたします。

行政相談は、直接総務省へ行くので町は知り得ないような内容のお答えを頂きましたが、以前行政相談を行った方からメールを頂きました。少し読ませていただきます。

以前、近所の空き家、ごみ屋敷について町役場に対応を求めたが適切な対応がなされない。説明を求めても回答になっていない回答が繰り返し返ってきたり、回答返さなかったりと、全く説明責任を果たしていない。そこで、町で行われている行政相談に行ったが、相談中に礼節が全くない職員が、威圧的な行為をして行政相談を中止させられたということを知りました。

行政相談では行政相談員がその相談に当たり、全ての相談で相談者と相談員での秘密は守らなければならないと思いますが、相談員以外の人物が入り込んでくるなどということがあるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 相談の個別案件については、この場では発言は控えさせていただきますが、行政相談員さんのほうも行政に対する相談内容で、町のほうに伝達をして解決が図られる案件であれば、その場で相談者の了解をもって町の関係機関のほうにどのような対応を取っているのか、改善ができないのかという投げかけはございます。

そういう中で、あくまでも相談者の了解を得た上で、町の職員がそこでお話を伺うという場面もございますが、これはあくまでも相談者の了解を得た上での行為でございますので、個別案件の内容につきましては町のほうで答える立場にございませんので、発言は控えさせ

ていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） さらに具体的な書面を拝見いたしました。

行政相談員に説明している最中に、役場の職員を名のる男性が威圧的に役場職員と話せと急に言い寄ってきて大騒ぎになる、暴れるな、騒ぐななどと言われ、相談者はまるで犯罪者扱いをされているようだった。恐怖心と危険性を感じる旨を同席していた行政相談員に伝え、その場に残っていただき、不本意ながら役場職員と話すことになったということでした。2019年のことです。

もしこれが事実なら、相談そのものが成立しておらず、心配や不安を抱えていらした相談者に対しまして何の解決にもなっておらず、かえって不安な気持ちをあおることになったのではないのでしょうか。このような現状があったということに少し驚きを感じたのですが、実際にあったのでしょうか。一方のお話だけを聞いておりますと、どうもとてもひどい相談の現状のような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 先ほど来申し上げておりますけれども、個別相談の対応案件については公表しておりませんので、発言は控えさせていただきます。ただ、職員が相談員からの指示によりまして、相談される方の了解を頂いた上で面会をしたという事実はございます。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 行政相談は公平・中立な立場での行政相談員に相談することを総務省が定めているもので、このような行為は町民の権利を侵害し、行政の信頼を失墜させるものです。他の相談においても似たようなことが起こらないか危惧されます。町長はこの件についてご存じでしたか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 存じておりません。その報告は頂いておりません。

ただ、いろいろな各種相談等、問合せ等、町に来るわけでありませけれども、一般常識の状況の中での質問等については適切な答えができるわけでありませけれども、ただ逆に威圧的に町に対して要望等来る場合もございませ。そのときにはある程度毅然たる態度を取らなきゃならない場合もあるということについては、一言申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 相談者はこの件について、町長への手紙、メールをお書きになったそうです。回答はなかったとのこと。そして、さらにその相談者は、手紙の回答が得られないことを、職員が町長への手紙をもみ消しているのではないか、または町長が意図的に返事をしないのか不明だと非常に不信感を募らせておられました。しかし、これは町長への手紙である以上、町長に回答の責任があることは明白です。今後は回答を確実にお願いしたいと思います。

そして、町長への手紙、もっとこれを町民に親しみやすくするために、意見や要望などを公開してもよい場合は役場入り口等に掲示するなどの方法が、様々の方法、例えば大型スーパーの入り口などにお客様の声などのスペースが回答とともに貼られています。そのような方式ですと要望もしやすく、回答も見やすく、皆様に周知しやすく、複数の個別の答えに答える手間も省けると思いますが、もう少し簡素化した町長へのお手紙の方法は考えていらっしゃいませんか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まず、町長への手紙の回答の件でございますが、個別案件の対応につきましては公表いたしておりませんので、発言は控えさせていただきます。

ただ、頂きました案件につきましては真摯に関係課と協議をいたしまして、解決できる問題についてはすぐに取り組を行う、将来にわたって改善が必要なものについては、その旨の回答をさせていただきます。

ただ、回答を受けた方が自分の意に沿わない内容であるということで、それが回答になっていないというメールを受ける場合もございます。そのような個々の案件につきましては相談の内容の秘密保持ということもございますので、公表できない内容等も含まれておりますので、この場での発言は控えさせていただきます。

さらに、今ご提案のありました町長への手紙のそういう内容等を公表できないかということにつきましては、相談案件の内容等を精査した上で、今後の検討課題として検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 先ほどの町長へメールをなされた方へのお手紙は、町長はご存じない



とおっしゃいましたが、それは役場でもみ消したということですか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 先ほど町長が言ったのは、行政相談の対応に対してでございます。町長への手紙については、全て町長の決裁を受けて実施をしておりますので、そのような事実はございません。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、相談者のこの件がうそだということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 繰り返し申し上げますが、相談内容の個別対応については、この場での発言は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、お答えいただけないということで、さらに現在ホームページ上に町長への手紙という項目がないのですが、ホームページリニューアルによって、それ以前はあったような気がいたします。クリックしますとこのようなものが出てきまして、最後に返信を希望する、希望しないというのがありました。現在はホームページリニューアルとともに町長への手紙の欄が消えています。これはなぜでしょうか。それとも私が探せないのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 町長への手紙につきましては、議員ご指摘のように、紙による手紙を公共施設に置きます。さらには、ホームページにメールによる問合せができるようになっておりますが、今現在リニューアルもやっておりますので、私のほうもその辺については再度確認をさせていただきます。取りやめをしたという事実はございませんので、メール等についても日々送られてきておりますので、その辺は再度確認をさせていただきます。もし不都合がありましたら改善をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 今はホームページで簡単にスマホを使って相談したり返信したりするというほうがやりやすいという方も増えましたので、ぜひホームページ上の町長への手紙欄

は削除しないでお願いいたしたいと思います。

それから、町長もお仕事お忙しいでしょうが、一つ一つ町民の声ですので、丁寧に返信を頂けることをお願い申し上げます。

次に、特別職退職金について伺います。再度質問いたします。

例えば呉市の市長さんなんですが、市長退職金市民評価を取り入れ、市民に市政に対する行政評価と退職金制度を組み合わせ、市長退職金査定制度を創設なさるそうです。基準額を決め、4年の任期後すぐに退職金を支払うのではなく、一定期間において実績に対する評価を行い、成果に応じて退職金を支払う制度だそうです。例えば退任してしばらくして住民、議員、学識経験者などから構成される首長退職金査定委員会を開催し、選挙公約がどのくらい実施されたか、行政の改革はどのようであったかなどの項目ごとに百点満点で評価し、80点なら80%支払う、半分なら50%支払う、また反対に多くの業績が上がった場合には200%を支払うなどということ、とてもやりがいを感じられるような制度をお考えなさったそうです。

町長のご意見を伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今のそういう方法というのは、私存じておりませんでした。そうした中で、それが今千七百幾つある自治体の中で今後どういうふうになっていくのかということも注目していかなければならないでしょうが、私は毎日のようにこの横芝光町発展のため、そしてまた町民の幸せのために日々努力しているつもりでございますので、あくまでも先ほど壇上でお答えをさせていただきましたとおり、千葉県各市町村職員退職手当条例にのっとり、今現在54市町村全部の首長がそれにのっとりやっているという認識でございますので、今後そういうような流れがあるとすれば少し研究をして、検討していかなければならないのかなという認識でございますので、ひとつよろしく願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 何々しているつもりでは単なる自己満足の世界であって、町民がどう感じているか、また実績がどのくらい上がっているかにはちょっとつながらないと思います。

算定基準の月の給料を1円にして1,900万円の退職金を20円に大幅減額した愛媛の市長さんや、栃木県的那須塩原市長も20円にしたそうです。このような市長さんがいらっしゃいます。ぜひ何もしなくても大金頂けて終われるというのはちょっと言い方が悪いですが、その

ようなことではなくて、実績に応じた分がんと頂けるような、2倍の実績を上げれば2倍頂ける、そのような制度があったらいいなと私は思いました。

以上で質問を終わりにしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時58分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

---

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

[5番議員 宮菌博香君登壇]

○5番（宮菌博香君） 議長のお許しを頂きましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、日本国におきましては、中国で発生した新型コロナウイルスによる国内感染により、各種行事が計画変更や中止をするなど大変困惑している状況にあります。町内から感染者が出ないことと一日も早い終息を願うものであります。

また、町当局におかれましては、年度末を迎え、今年度のまとめや来年度に向かったの準備、さらには1月31日に国土交通省から成田国際空港の機能強化を図るための建設許可が出されたことに伴う、当町を含めた空港南側地域の発展のための各種施策の実施など、きめ細かな対応を早急にしなければならない状況にあります。

そのほかにも4月1日から統合される横芝小学校と光小学校のスムーズな学校運営や、児童の教育環境を考えた最終的な小学校の統合、老朽化した横芝小学校の早期の学校建設、小中学校児童生徒の学力向上対策、教職員の働き方改革に伴う部活動への対応、基幹産業である農業の活性化対策、合併当初から計画し、いまだに未整備の幹線道路網の整備など、根幹になる整備を行わなければなりません。

今、まさに町の力を試されるときであり、地域間競争を勝ち抜く絶好のチャンスでもあり

ます。真のふるさとを一刻も早く築くためにも職員の英知を集結し、住民の負託に応えられるよう頑張ってくださいことに大いに期待するものであります。

それでは、大綱2点について質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、東陽病院について4点お伺いするものであります。

1点目として、東陽病院の経営改善をどのように行っていくのかについてお伺いします。

現在の委員長は医師の確保や病院経営に前向きで非常に頑張っているようですが、現状は空回りしているようにも見受けられます。と言いますのは、合併当初の平成19年度の町からの繰入金金は約3億6,000万円でありましたが、管理者である佐藤町長が就任してからは繰入金金は増え、平成30年度の繰入額は5億3,000万円、令和元年度においては6億円という状況になってきています。このような状況で推移していくと、病院経営は成り立たなくなるものと思います。

このような状況を認識しているのか、また具体的にどのように経営改善をしていくのか、管理者である町長のお考えをお伺いするものであります。

2点目として、MRIの利用状況と維持管理費はどうなっているのかについてお伺いします。

MRIは地方創生事業の一環として平成21年度に購入したものと思いますが、平成23年度から毎年約1,000万円の保守料がかかっております。1日当たりの利用割合としては、脳外科の専任医師がいた平成24年度は4.1人、平成25年度は5.8人、平成26年度は3.6人というように利用されていましたが、平成30年度には2.8人という状況になっています。

MRIについて、今後どのようにしていくのか、管理者である町長のお考えをお伺いするものであります。

3点目として、東陽病院を核とした地域包括ケアシステムの確立はいつ頃になるのかについてお伺いいたします。

当町が位置する山武夷隅長生区域は、地域医療構想の中で回復期病床が大幅に不足することが見込まれており、今後町民が安心して生活できるよう、東陽病院が中心になり近隣の病院や診療所等と連携を図り、地域完結型の包括ケアの実現に向けて東陽病院内に連携室を設置するとともに在宅医療を行っているものと思われませんが、いつ頃地域包括ケアシステムを確立することができるのか、管理者である町長のお考えをお伺いするものであります。

4点目として、定住対策としての診療科目の開設などを検討しているのかについてお伺いいたします。

佐藤町長は子ども子育て支援に力を入れているようですが、一般的に考えると子供が病気やけがをした場合、安心してかかることのできる病院があるのか、子供をお産する場合、安心してかかる病院があるのか、これらが定住する大きな決め手の一つになることには間違いありません。

このようなことを管理者である町長はどのようにお考えになっているのか、お伺いするものであります。

続きまして、大綱2点目の行財政運営について2点お伺いするものであります。

1点目として、令和2年度の当初予算については、どのような考え方により編成したのかについてお伺いいたします。

言うまでもなく、当町は自主財源に乏しく、財政力指数は0.47という状況にあります。歳出では人件費、公債費からなる義務的経費や維持補修費等も増加しており、財政の硬直化を示す経済収支比率も90.8%となり3年連続上昇をしています。このままでは投資的な事業等も何もできなくなります。そして、今回の当初予算については、町長選挙が控えていることから、継続している事業や経常経費を中心とした骨格予算を編成し、今議会に提案しているものと思います。

しかしながら、予算額は104億2,000万円であります。参考までに申し上げますと、本年度の通常の当初予算額が100億8,000万円であります。そして、前回の町長選挙前の骨格予算で示した当初予算額が94億円であります。なぜ今回このような当初予算が提案されたのか理解に苦しむだけであり、予算というものを理解していない者が編成したようにしか見えません。言い換えれば、町長は4年前に公約したハード事業を何も行っていないにも関わらず、この4年間で財政が非常に悪化しているということです。

このままいきますと、近い将来、財政は破綻すると思います。まさにしっかりした考えや計画を持った予算編成を行っていかねばならないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

2点目として、令和2年度の当初予算に行政評価委員会の決定事項は、どのように反映されているのかについてお伺いします。

1点目に申し上げましたように、各種事務事業をきめ細かに精査し、その結果を予算に反映させていかねばならないと思います。厳しいことを言うようですが、真剣味と危機感を持たない現在の行政評価委員会なる組織は全く機能していないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

以上をもちまして壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

[5番議員 宮菌博香君降壇]

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、宮菌博香議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、東陽病院についてのうち、東陽病院の経営改善をどのように行っていくのかについてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

東陽病院の経営改善をどのように行っていくのかについてでございますが、今年度は3階療養病棟等の改修工事もあり医業収益の大幅な減収が見込まれますが、来年度以降につきましては来年度の診療報酬改定に備え、地域包括ケア病床を19床に増床、地域医療構想に基づき療養病床を45床から21床に縮小するなど、病床機能の変更と療養病棟の改修により、より高い診療報酬の算定が可能となりました。加えて病床数が100床から95床と少なくなることによる特定疾患療養管理料の診療単価が向上しますので、医業収益の増収が図られるものと考えております。

東陽病院は昨年9月に厚生労働省から発表された公立・公的病院の再編・統合の再検証の対象病院とされておりますが、自治体病院として地域医療構想の推進に資するよう、ダウンサイジングや機能分化等の経営改革により、引き続き地域医療を担ってまいりたいと考えております。

また、経営改革には医師の確保は大変重要な課題であります。内科医がこの3月から通常勤務3名となることから、平成25年度以来、常勤医師8名体制となりますので、外来患者並び入院患者増につながるものであり、医業収益の増収も見込まれるところでございます。常勤医師数につきましては、東陽病院新改革プランにも計画されておりますが、当院規模で常勤医師10名は必要となることから、引き続き医師確保に努めてまいりたいと存じます。

また、人間ドック等の健診事業やがん検診など、町の事業と連携を強化することで病院受診者の増加につなげ、医業収益増収はもとより、町民の皆様の健康づくりに貢献することも自治体病院の重要な役割であると考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 宮菌博香議員ご質問の東陽病院についてお答えいたします。

初めに、MRIの利用状況と維持管理費は、どのようになっているのかとのご質問でございますが、MRIの利用状況といたしましては、脳神経外科の常勤医師2名が在籍した平成25年度には1,419件とピークでございましたが、平成27年11月には脳神経外科常勤医師が不在となり、それ以降はピーク時の約半分の700件前後の検査件数であり、今年度も12月末現在で507件であり、700件弱の件数を見込んでいるところでございます。

それに対しまして、維持管理費はMRI保守業務委託料として年間1,033万3,200円を要しております。なお、MRI検査での検査料は1件約1万9,000円であり、年間おおむね700件で1,300万円程度となります。MRIだけに要する電気料は算出できませんが、現在は年間維持管理費とMRI検査料はほぼ同額となっているような状況でございます。

次に、東陽病院を核とした地域包括ケアシステムの確立は、いつになるのかとのご質問でございますが、地域包括ケアシステムは保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じてつくり上げていくものでございます。国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年、令和7年をめどに地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

地域包括ケアシステムは、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることが重要で、医療の面で東陽病院がその一端を担っております。

当院では、今年度、地域包括ケア病床の増床や訪問看護ステーションを開設し、急性期治療後の在宅生活に向け柔軟に対応できる体制を整備するとともに、町民が地域で安心した生活ができるよう、介護支援専門員や施設、医療機関、行政と連携し、訪問診療や訪問看護ステーション、在宅介護サービスや施設入所への調整等を医療連携室が中心となり支援をしてございます。

医療連携室は、退院調整部門の社会福祉士1名を専従として、看護師、事務等のスタッフが配置されております。また、令和2年1月に病院規則を改正いたしまして、4月1日から医師を必要とした組織として医療連携室を新たに位置づけ、医療連携の強化及び入退院支援の円滑化を図ることといたしました。

今後、在宅医療等の急速な増加が見込まれることから、東陽病院新改革プランに基づき、医療連携室が核となって地域の医療機関や施設との連携を強化し、在宅医療を推進してまいります。また、健康づくりや介護予防など、行政や地域包括支援センターと定例的に情報共有を行い、2025年を目標に地域包括ケアシステムの確立に向け、地域連携をより推進してまいります。

最後に、定住対策としての診療科目の開設などを検討しているのかとのご質問でございますが、定住対策として、子育て世代が必要とする医療である産婦人科や小児科の診療科目の開設は有効な手段の一つであり、地域住民からも望まれていることは認識しておりますが、医師の確保に苦慮しているのが実情でございます。新たに診療科目を増やすことは大変厳しい状況でございますので、まずは既存診療科目10科を維持していくことが肝要であると考えております。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 私からは、行財政運営についてのご質問のうち、令和2年度当初予算の編成の考え方についてお答えをさせていただきます。

当町の財政状況につきましては、普通交付税が合併算定替え増額分の段階的縮減による減額となる一方、合併特例債などに係る公債費の増加や医療や介護などの社会保障費の増加、また道路、橋梁を含む公共施設の老朽化への対応など、当町財政運営を取り巻く状況はより一層厳しさを増すものと考えております。

このような厳しい財政状況の中ではありますが、令和2年度予算編成に当たりましては、持続可能な行財政基盤の確立と第2次総合計画に掲げられた「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現を目指し、計画に基づいためり張りのある効率的な財政運営を進めるため重点施策を明確にするとともに、財源の積極的な確保と事業の選択と集中により、魅力あるまちづくりに向けきめ細やかな予算を編成することとしたところでございます。

また、令和2年度予算は来月に町長選挙を控えていることから、当初予算案においては継続している事業や経常経費を中心とした骨格予算として編成することとして、6月補正予算において政策的経費等を肉付けすることとしております。

ご承知のとおり、骨格予算は、首長選挙が行われる場合は、政策的な新規事業を計上せず



に継続的事业や経常経費を中心に編成するもので、当町の令和2年度当初予算案につきましても義務的経費や継続的に行っている事業のほか、年度当初から事業を行わなければ事業執行に支障を来すものについて年間の所要額を計上いたしました。

その予算規模は、一般会計が104億2,000万円、病院事業会計を除く6会計の当初予算案の総額は163億2,470万円で、今年度当初予算と比較すると率で2.7%、金額で4億2,810万円の増額予算となっております。一般会計では、今年度当初予算と比較して率で3.4%、金額で3億4,000万円の増額となっております。

その主な要因は、篠本新井地区における農用地の集積率に応じて、国・県から篠本新井土地改良区に交付される農業経営高度化支援事業補助金の約1億2,000万円のほか、令和元年台風15号及び19号による被災住宅の修繕を支援する被災住宅修繕緊急支援事業補助金で約8,200万円、令和元年12月から運行を開始した横芝光号成田便の運行費補助金で約4,800万円、横芝光消防署の改築に向けた土地購入費等で約4,400万円がそれぞれ増額となり、また公共施設の適正管理及び計画的な修繕を行うため、町民会館空気調和設備機能回復工事で約1億7,700万円、光B&G海洋センター修繕工事で約1億円、役場本庁舎耐震補強工事で約4,400万円が増額となったことから、これらの総額で6億円を超える事業費の増となっております。骨格予算ではありますが、いずれも前年度から継続している事業、年度当初から執行する必要がある事業であることから当初予算に計上したものでございますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 宮菫議員ご質問の大綱2点目、行財政運営についてのうち、令和2年度の当初予算に行政評価委員会の決定事項は、どのように反映されているかについてお答えをいたします。

平成26年度より事業再構築検討委員会を設置して、将来にわたり持続可能な財政運営を着実に推進していくことを目的に、一つ一つの事務事業について見直しを行いました。その結果、総合的な視点で、全庁的体制により事務事業の点検及び行政組織の再構築など一定の役割を果たしたことから、第2次総合計画の策定に合わせ事業再構築検討委員会を廃止しました。

今年度からは、行政評価委員会として、第2次総合計画の実施計画に位置づけられた140

事業について継続的に改善することを目的として評価しました。その結果、実施計画の初年度であるため、ほとんどの事業が現状維持との方針となりましたが、事業の見直し10件、休廃止6件との評価となりました。そのうち見直し事業の2件、休廃止事業の3件については、令和2年度当初予算案に反映をしています。

なお、令和2年度当初予算に反映できなかった事業については、補正予算を含めた今後の予算編成に反映してまいりたいと考えております。

[企画空港課長 平山貴之君降壇]

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） いろいろとご答弁ありがとうございました。それでは、通告順に質問をさせていただきます。

東陽病院の経営改善をどのように行っていくかについてですが、あんまり細かい数字言うと、町長いろいろな業務を持っているもので、そこまで分かっているかどうかということ分かりませんが、平成18年度の医業収益が8億3,703万円、平成30年度の医業収入は9億8,580万円ということで、比較すると1億4,877万円伸びております。

一方、18年度の医業費用は11億246万円、平成30年度の医業費用は14億8,036万円ということで、比較しますと3億7,790万円伸びております。言い換えれば、1億4,877万円を伸ばすのに3億7,790万円の経費がかかっているということでもあります。

このような状況を管理者である町長はまず把握しているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大体のところは把握しているところでございます。まずもって経費がかさんでしまっている状況の中では、やはり一番大きいところは人件費の問題があるかと思えます。特に医師不足、看護師不足、これがこの病院経営にとって一番大きい部分なのではないかというふうに認識をしておるところの中で、医師に対する手当、また看護師に対する手当等を充実させることによって医療従事者の充実を図る、それが段階的にできている中で医業収益も伸びていく状況であります。それに経費のプラス要因がやはり医療業界全体の中でそれがもう膨らんでいる状況の中で、今後もその部分について担保しなきゃならない、要するに経費を担保しなきゃならない状況の中で医業収益も上がっているんですけども、それが追いついていかない状況にあって、ある程度施設改修も終わった段階で、今後はそれがより経営的にいい方向に進んでいくものと認識をしているところでございます。

現実問題、宮菌議員さっきもおっしゃいましたとおり、本年度は当初予算の中で一般会計繰入金を4億5,000万円、プラス補正予算でせんだって1億5,000万円をお願いして、計6億円と言いながらも、来年度予算については4億2,000万円程度の繰入金でほぼできるであろうという状況の中で、しっかりと経営を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、管理者であります町長のほうから、医業費用における人件費がかかっているということなんですけれども、参考までに私が調べたものを申し上げますと、平成28年度が68.2%、平成29年度が67.1%、平成30年度は67.3%という状況になっています。ある程度先行投資をしているようですが、これが一般の個人病院であればこの比率が多分いいところは55%程度、他の公立病院においてもこんなに割合の高いところはないと思ひます。人件費以外にも各課にわたりきめ細かな分析を行い改善する必要があると思ひますが、町長のお考え、何かあればまたお願ひしたいと思ひますけれども。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいま人件費の割合が高いということでご質問いただきましたが、確かに経費に対する人件費の割合は高くございます。また、さらに収益に対しても人件費のほう70%後半ということで、依然として高い状況でございます。

経費に対しましては、経費節減を行う上でほかの部分削っている部分もございまして、そういった中では多少人件費が高いのは致し方ないのかなと思ひてはおりますが、収益に対しましては依然として高いので、今後は診療単価、そしてまた患者数の増を見込んで目指していきたいと思ひておりますので、収益の増を、率を上げることによって人件費のほうの比率を下げていきたいと思ひております。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 事務長頑張っておられますので、ある程度理解できるんですけども、逆に医業収入を伸ばす、そういうことをやっぱり考えなければならないと思ひます。ですから、公立自治体病院ですので、ある程度赤字が出るのはこれはしょうがないと、採算ベースと合わない診療科目を持っていますから。だけれども、外来患者を増やすことも必要なんですけれども、やっぱり病床利用率を上げることがまず一番というふうに私は思ひます。ですから、病床利用率についても、他の病院と比較しても多分、今低いと私は思ひます。で

すから、その辺についても医師等と連携を取り合い、やっぱりある程度入院患者を増やす必要があると思いますけれども、その辺のお考えあれば何か教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員おっしゃられるとおり、入院の病床利用率を上げることが病院の経営に直結する状況にあるのは、もう認識しているところでございます。それにおきましても、やはり何が肝要かという、人材の確保、医師、看護師、またそういう関係者の医療従事者の確保が非常に大きな問題になっているところでございます。

そうした中で、先ほど壇上でも答弁させていただきましたけれども、内科医師も3名の常勤体制が本当に久しぶりにできました。先ほど宮菌議員が、平成18年当初3億数千万円だった一般会計繰入金の問題でございますけれども、その当時、内科医の常勤医師は4名でございました。それが一時期1名にまで減っていつてしまっ、そのときはもう6億円規模の一般会計繰入金があったわけでございますけれども、それがやっ今年9月からですか、3名体制に採れたということで、いろいろな部分も含めて来年度は4億2,000万円の一般会計繰入金まで落とすことができたという状況でございます。

そうした中で、昨日、たまたま東陽病院の運営協議会を行わせていただきました。議長を含め議員さんにはご出席いただきましたけれども、その中で来年度予算の説明の中で、来年度の病床利用率をどれぐらいまで持っていくかということの中で、たまたま今年は57.9%を見込んでおりますが来年度につきましては80%、病床数を100から95に減らしたということも、それだけでも5%、6%の病床利用率が上がる状況になりますけれども、それを含め80%で病床利用率を考えて、これから病院長を初め病院事務職員一丸となって頑張っていくというふうな状況の中で進めておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 来年は病床利用率を80パーぐらいまでということだったんですけども、多分私もまだよく見ていないんですけども、新年度予算の中で70ぐらいしか見込んでいなかったんじゃないかな。

それで、いずれにしても今管理者からそういう話がありましたので、なるべくそういうことで医師と連携を取って、入院をさせて、医業収入が上がるようにしていただきたいと思

ます。

次に、MRIの利用状況と維持管理についてはどうなっているか。

先ほど事務長から説明いただいたところでいくと、ある程度それなりだということなんですけれども、MRIは既に10年が経過しております。今後は維持経費がかさんできます。故障等を含め、しっかりした考え方を持つ必要があろうかと思えます。ですから、最悪を考えた場合に、東陽病院でMRIが必要なか必要じゃないのか、そこまでの私は議論をする必要があるかと思えます。

なぜこのようなことを言うのかといいますのは、MRIは東陽病院が要望して購入したものでございませぬ。佐藤町長が欲しくて購入し、高額にも関わらず今後は負の財産になってしまう、こういうことが懸念されるから私はあえて言わせていただきます。

このようなことを管理者である町長は今後どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） MRIでもうけようというわけではなくて、MRIはあくまでも診察、検査をする一つの道具でございまして、今の医療に必要不可欠でございませぬ。

平成21年に入れましたけれども、その当時東陽病院100床の病院で、MRIのない病院というのは本当に数えるほどしかないというような認識の中で、やはり地域医療をしっかりと充実させるための一つの検査機関としてMRIが必要であるという認識の中で、やっぱりそうすることによって病院をよりよいものにしなければならないと思っていますし、現実そのときに思い切った判断がなければ病院経営ももっと悪い状況に陥っている可能性もあるという認識も持っているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私が言いたいのは、医療機器というものについてはかなり高額になりますので、そういうものを購入する場合については病院と十分な協議を行いながら費用対効果を踏まえる必要がありますよということを言いたかったわけでありませぬ。

次に、東陽病院を核とした地域包括ケアシステムの確立は、いつになるのかについてお伺いします。

先ほど事務長の説明である程度理解できたんですけれども、このシステムは自主性や地域の特性に応じて構築していかなければなりません。先ほどお話の中で2025年には団塊の世代が75%になります。ですから、私も同じく少なくともそこまでには横芝光町版地域包括ケア

システムを確立していかないと、また高齢者対策、そういうものが後手後手を踏むようになると思います。

ですから、私は本来であればもっともっと早くそういうものを確立していただきたいんですけれども、今一生懸命やっている状況だということでもありますので、今現在2020年でもあります。少なくとももうあと何年もしないうちにこういうようなシステムを確立していくのが、やっぱり地域間競争に勝つ行政の一つだと思っています。また、自分のところで持っている病院を有効活用させる一つの手段だと思っています。

ですから、そういうことを踏まえながら早急に確立できるようにしていただきたいと思うんですが、その辺についてご答弁いただければ有り難いなというふうに思うんですけれども。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 早い時期での地域包括ケアシステムの構築ということでの質問でございますが、東陽病院としても地域医療を担っている核となる病院だということ認識しております。

そういった中で、在宅医療、先ほども申し上げましたように訪問看護ステーション、また訪問診療等にも力を入れているところがございます。また福祉課で主催しております医療と介護の連携の研修会等にも参加したりとか、そういった形で他の病院、行政、あとは地域包括関係の業者さんとも連携をしながら、地域住民の皆様が住み慣れた地域で住み慣れた環境で療養ができるような状況をいち早くつくっていきたいと思っておりますので、関係機関との連携を今後とも強化してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 若干補足をさせていただきたいと思えます。

先ほど宮菌議員もご質問の中でおっしゃってくれておりましたけれども、この当町横芝光町は高齢化率はやっぱり全国平均よりも高うございます。そうした中で、やはり在宅の介護・医療・看護という、こういうものがしっかりまずベースができていかなければ、幾らこの計画をつくったところで絵に描いたもちになってしまう、そういう状況の中で今病院事務長が言いましたとおり、病院の中においても、そしてまた福祉課においても、介護の部分においても、しっかりとその基盤づくりを今進めているところがございますので、しっかりとした計画で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 管理者であります町長、また病院事務長から力強いお言葉を頂きましたので、横芝光町版地域包括ケアシステムを早急に確立していただくことを大いに期待しております。

では、続きまして、定住対策としての診療科目の開設などを検討しているのかについてであります。

これについては、公立病院であるのもうからない診療科目も行わなければなりません東陽病院、そういうことも十分分かっております。また、町長から再三お話がありますように、この地域で医師確保も難しいということも十分分かっています。

しかしながら、定住対策ということ考えた場合、次代を担う世代のことを考えると医療問題というものは避けて通れる問題では私はないと思っています。この問題はすぐに町長においても答弁できる問題でないということは分かっておりますが、子ども子育てという視点に立つと町立病院で小児科等、そういう町民が安心してかかれるような病院、これらが開設できるのが本当に望ましいことであると思っていますので、非常に難しいことかもしれませんけれども、その辺何とかなるように頑張ってくださいなければ有り難いなど。

それと、先ほど事務長の答弁でありましたけれども、診療科目を増やせということではないんです、私が言わんとすることは。私は地域に合った診療科目であれば少なくともいいんじゃないかということを書いたかったわけです。ですから、この地域に合った病院が核となって町民を守る、それがやっぱり定住につながるんだということ踏まえていただければ有り難いなどと思っています。

そして、いろいろと質問させていただきましたが、東陽病院は先ほど事務長からもありましたように、厚生労働省から発表された公立・公的病院の再編・統合の再検証の対象病院となっています。しかしながら、町民にはなくてはならない病院であります。現在よりも知恵を出し合い、町民の皆さんにおらが病院だと言われるように頑張りたいと思います。期待していますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それでは、続きまして、令和2年度の当初予算については、どのような考え方により編成したのかについてお伺いたします。

ちょっと今度、視点を変えて質問させていただきます。

財政調整基金の現在高は、平成26年度末現在高24億5,907万1,000円、令和2年度末現在高の見込額は11億1,659万2,000円という状況で、13億4,247万9,000円の減額になっております。経常経費は膨らみ、投資事業は行わず、基金は減少するなど、状況的には非常に悪い状況に

なっていると思います。

町長はこの現状をどのように思っているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 手元に資料がございませんので概略的な話になりますけれども、現実問題、宮菌議員おっしゃられるとおり、非常に今後厳しい財政運営を強いられる状況もおっしゃられたとおりでございます。

しかしながら、令和元年度、そして令和2年度の大きな変更の中に一言添えさせていただきたいとすれば、昨年9月の台風15号、19号による補正予算については大きく取崩しをさせていただいた事実もございますので、今後ともしっかり長期的に安定した財政運営を進めながら進めていきたいというふうに認識しておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、財政課長に、誠に申し訳ないんですけども、先ほどの答弁の中でも6月に本予算として補正を組むということであるんですけども、本予算になった場合には参考までにどのくらいの金額になるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 新年度予算につきましては、各課からは通年ベースで要求を出してもらいました。その通年ベースの要求額でいきますと、117億9,000万程度の歳出の要求額がございました。それに対しまして、通常の査定を入れた後の数字が111億9,000万程度でございます。

ですので、ここで約6億円の査定を入れたわけですが、おおむね6月の肉付け予算後の金額についてはこの程度、111億程度の規模になるのではないかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 過去のことでですからあんまり言いたくないんですけども、町長は新年度予算90億、10億削減と華々しくやってきた割には、全然状況的に非常にまずい状況になっているというのは今の状況じゃないかと思えます。



ですから、やっぱり町長は何も考えず人任せに予算編成をしたツケがこのように回ってきていると。やっぱり今後は真剣に考えて財政運営を立て直していかないと大変なことになってしまうと思いますが、その辺、町長、考えあれば教えてください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） なるべく予算は使わないって言いましょうか、少ないほうがいいでしょうけれども、そういう中においてもいろいろと社会情勢の変化等、また消費税等の変化もございます。あと権限移譲の問題等ございます中で、最近では90億円程度のこの数年間、そういう状況でないという認識の中で進めておりますし、私もやはり経済というのは日々動いておる中で、しっかりとこれからはただ単に数字が伸びたからいけない、悪いかという問題ではなくて、やはり国の一般会計も非常に大きく伸びている状況の中での予算編成をしているわけですので、それについてはご理解を賜ればと思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私が言いたいのは、町長は公約にも掲げた大型の投資的な事業を何もやらないでこういうふうには予算が膨れているんだよということを言いたかったわけです。ですから、そういうものをしっかりとやっていかなかったら、壇上でも言ったように予算はこれから予算編成ならなくなっちゃうと。ですから、今このような状況を見ていたら、多分この次誰が担当するか分かりませんが、財政、新年度組めなくなっちゃうんじゃないかなと私は思っておりますので、私が今後そういうふうには言わないようなふうに頑張っていたければ有り難いなと思っております。

次に、令和2年度の当初予算に行政評価委員会の決定事項は、どのように反映されているのか。

先ほど企画空港課長からもご答弁いただきましたが、私はもう少しやっぱり財政の予算編成方針の中身等を見るとしっかりした考え方でやるんだよという中で、そういうものが町民に示されているだけで、実際何も実行に移されていないのかなというふうに思っています。ですから、その辺についてはもっともっとやっぱり内部できめ細かくやっていかないと、事務事業の精査なんかできないということを言いたいと思っております。

それで、ちょっと時間残して時間ありますので、せっかくの機会でありますので、副町長のほうにお尋ねをしたいと思います。

副町長は当町に就任して3年になります。そして行政評価委員会の委員長も務めておりま

す。行政全般を見渡し、当町が他の自治体と比較して劣っている部分や今後どのようにしていかなければいけないのか、そういうところを簡潔にお示しできるのであればお答えを頂きたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまのご質問にお答えいたします。端的にということでしたので、短くさせていただきます。

3年間こちらの行政見させていただきました。今後、健全な行財政運営をしながら地域を発展していくためには、これは私の今思っていることですが、総合計画ですとか個別施設計画など、きちっとした計画がございますが、これらを実行して実現していくための組織体制、実施体制がもう少し明確なものにしていったほうがいいのではないかというふうに思っておりますので、今後その辺りを検討課題としていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ありがとうございます。

そうしたら、今後はもう3年になっているわけですので、副町長いつまでいれるかどうかというのは私には分かりませんが、そういうお土産を残していただければ有り難いなと思っていますので、よろしく願いをしたいと思います。

いろいろ言ってきておりましたお昼も過ぎましたので、この辺で私の一般質問を終了させていただきます。いずれにしても皆さん頑張ってくださいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午後 0時04分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

---

◇ 川 島 富士子 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

質問に先立ち、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の感染が猛威を振るい、世界的規模で対策に追われています。お亡くなりになられた全ての皆様のご冥福を心からお祈りするとともに、被患された全ての皆様、影響を受けられた全ての皆様に謹んでお見舞い申し上げます。感染の早期回復と終息を心よりお祈り申し上げます。町におきましても、町長、副町長、教育長がリーダーシップを発揮し、万全の体制をつくっていただきたく、よろしくお祈り申し上げます。

さて、国際社会の中で貧困や格差、気候変動、そして日本における人口減少、少子高齢化など、国内外で山積する課題の解決に向け、正念場を迎える2020年代が本格始動しました。新たな活力を生み出し誰もが安心して暮らせる社会の実現へ国との協調を推進し、我が町が果たすべき役割に総力を挙げて取り組まれることを切にお願いし、質問に入ります。当局の明快な答弁をお願い申し上げます。

第1に、教育行政について2点お伺いいたします。

1点目として、がん教育の取り組みについて伺います。

日本人の2人に1人はがんになるとされる昨今、子供たちががんと患者に対する理解を深め、命の大切さを学ぶがん教育が全国の小中高校で実践されつつあります。今や健康について考え、それが極めて大切なものだという意識を植え付けることが重要であることから、医療者やがん経験者などの外部講師と事前によく打ち合わせておく上で活用されてははいかがでしょうか。本町の取り組みについて、実情とご所見をお聞かせ願います。

2点目として、小学校における今後の統合について伺います。

本年4月から本町の7小学校のうち、大総小が横芝小に、南条小が東陽小に統合します。残る3小学校の保護者や関係者の方から今後の統合についての問合せが多くあることから、見通しについてお聞かせください。

第2に、優しさと活気あふれるまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、ロタワクチンの定期接種化に伴う本町の取り組みについて伺います。

ロタウイルスは、5歳未満の乳幼児におけるウイルス性胃腸炎の主な原因となるウイルスであり、感染力が強く、ごく僅かなウイルスが体内に入るだけで感染してしまいます。冬場

から春先にかけて流行し、発症すると激しい下痢や嘔吐などを引き起こすウイルスで、感染力が強く、ほぼ全ての子供が5歳までに感染するものです。発症した場合、抗ウイルス剤はなく、水分や栄養補給を中心に治療し、通常は1、2週間で自然に治ります。脱水症状がひどければ点滴や入院が必要です。合併症としてけいれんや脳症などが起こることがあり、先進国ではまれですが、死に至る場合もあります。

厚生労働省は、このほど、ロタウイルス感染症の予防ワクチンを本年10月から定期接種化する方針を決めております。ワクチンが有料の任意接種から定期接種となれば、全ての子供の健康が守られるのはもちろん、家族も守られることから積極的な取り組みを期待するものですが、当局のご決意をお聞かせください。

2点目として、「オーラルフレイル」への関心周知と取り組みについて伺います。

そもそもフレイルとは、健康な人より心身が弱っていますが介護までは必要としない中間の状態であり、オーラルフレイルはそのきっかけの一つで、高齢者の歯、口腔機能の衰えを意味します。口の健康に関心を持ち適切に対応・予防することが、健康寿命延ばす鍵になると言われています。オーラルフレイルは早めに異変に気づき適切に対応することで、予防・改善が可能です。自分で実践できる改善プログラムもあるそうです。

国は、新年度から、75歳以上の高齢者を対象にフレイル健診を実施します。運動能力や栄養状態などを確認し、フレイルの予防や回復に役立てたいとしています。そこで、年齢を重ねても食べる力を維持するオーラルフレイル予防の取り組みを、全体のフレイル予防による健康増進策の展開と併せてお示しし、取り組まれることを切望いたしますが、ご所見を伺います。

3点目として、「マイナンバーカード」の周知と普及について伺います。

国は、1964年の東京オリンピック前回大会の後には、大きく需要が落ち込み経済の勢いが損なわれた経験と、本年6月で終えるキャッシュレス時のポイント還元は効果があったことから、本年9月からはマイナンバーカードを活用したポイント還元の制度を実施する予定です。

そこで、マイナンバーカードの普及率向上にもつながることから、早期の周知と取り組みが必須であると考えますが、いかがでしょうか。ご見解を伺います。

第3に、地球環境を守るためのまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、地球温暖化対策に向けた取組について伺います。

地球温暖化の影響と見られる自然災害が国内外で相次いで発生しております。特に命に関わる猛暑、集中豪雨、巨大な台風などでその異常気象が連続して発生する原因は、地球温暖

化と都市部のヒートアイランドにあると言われております。グレタさんの訴えではありませんが、今を生きる私たちは次の世代、またその次の世代のためにさらなる対策を講じていかねばなりません。

そこで、あらゆる防災・減災のために本町の温暖化対策を推し進めていただきたく、改めて問うものであります。今後、気候変動に対しどのような対策を進めていくのか、当局の基本的な考えを伺います。

2点目として、食品ロス削減に向けた取り組み強化について伺います。

広報2月号の記事を拝見いたしました。当局のご努力に改めて感謝申し上げます。もったいないの意識で今日から行動できる個人や家庭での対策となり、大変よかったですと思います。

そこで、さらなる強化の対策を推し進めてはいかがでしょうか。例えばフードバンクの設置、セミナーの開催、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加などがございます。食品ロス削減の取り組み強化は企業にとってはコストの削減、消費者にとっても無駄な支出を減らすことにつながります。何より子供の貧困対策やごみ減量など、効果は幾重にも広がると考えますが、当局のご所見を伺います。

3点目として、SDGsの目標と達成に向けた取り組みについて伺います。

SDGsとは、2015年9月、SDGsの前身であるMDGs（ミレニアム開発目標）を継承し、国連で採択された持続可能な開発目標であります。貧困問題を初め、気候変動やエネルギーなど世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための国際目標です。2030年をゴールとし、17の目標と169のターゲットからなります。地球上の誰一人取り残さないために行動することを誓い、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものです。いよいよ本格的な取り組みをスタートさせるべきと考えます。

私たちが住むこの町、この社会の未来に向けて、持続可能なまちづくり、社会づくりのために考えるべき課題が多々ございます。その中で自治体の取組は全てSDGsに関係し、つながっているとと言っても過言ではないと思います。

SDGsの採用で大切なことは、SDGsの理念に立ち返って施策や事業を考えてみることでと言われております。また、公正・公共・循環の3つが将来的な応用にも役立つそうあります。まずはSDGsの理念と推進の必要性を多くの人に理解していただき、それぞれの分野で協力しながら具体的なSDGs推進と目標達成に向け進んでいく必要があると言えます。

また、町の総合計画を初め、今後策定する各分野の計画の根底にSDGsの理念を置いて

いくべきと考えます。町長にぜひSDGs先進町を目指していただき、町長を本部長とするSDGs推進本部を立ち上げ、関係機関との意見交換、町民に対する意識啓発など推進していただきたいと考えますが、町長のお考えを伺い、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、地球環境を守るためのまちづくりについてのうち、SDGsの目標と達成に向けた取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては教育長及び担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

まず、SDGsとは、2015年、今議員からもお話がございました9月の国連総会において全会一致で採択されました持続可能な開発目標であり、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも、経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの17の目標と、それを達成するための169のターゲットを掲げている世界共通の行動目標でございます。

我が国におきましても、SDGsを実施するためには、地方自治体と地域で活動する関係者による積極的な取り組みが必要不可欠で地方創生の実現にも資することから、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的な目標として掲げておるところでございます。

当町におきましては、健康的な生活と福祉の推進、子供に対する虐待防止、安定した雇用の創出、安心安全なふるさとづくりなど、既に取り組んでいるところでございますが、今後はSDGsの理念に基づき、第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略などを推進していくことで、ふるさと横芝光町を守っていきたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 川島富士子議員の教育行政についてのご質問にお答えします。

初めに、「がん教育」の取り組みについてであります。がん教育とは、健康教育の一環として、がんについての正しい理解とがん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共

感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ることです。

がん教育に関する内容は、教科「体育科」及び「保健体育科」を中心として、発達段階を踏まえて系統的に位置づけられています。平成29年に示された中学校学習指導要領解説保健体育編では、がんの予防が明記されました。

いずれにいたしましても、がん教育の実施に当たっては、小児がんの当事者や家族にがん患者がいたり、家族をがんで亡くしたりした児童生徒等がいることを前提とした十分な教育的配慮が不可欠であります。

令和元年度、本町では全ての中学校が3年生の保健体育科の授業の中でがん教育を実施し、また全ての小学校でも体育科保健領域の中で実施したと回答しています。さらには特別活動、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等でも実施をしております。

特に中学校においては、健康教育の一環として千葉県教育委員会が作成したリーフレット「がんについて学ぼう」等の資料を活用し、発達段階に応じた学習を行っております。

実際、がん教育を学んだ児童生徒からは、「健康と命の大切さについて主体的に考えることができた」、「がんに関する知識と理解が深まった」、「がん教育を強く印象づけられた」などが効果として挙げられています。

今後、町教育委員会といたしましても、本年度実施した外部講師を招聘したり、養護教諭とのチームティーチング授業を行うとともに、文部科学省の補助教材と教師用指導参考書などを使うなどして、がん教育の重要性を認識しつつ、授業参観や情報収集等に努め、児童生徒への配慮を踏まえた適切ながん教育について研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校における今後の統合についてお答えします。

小学校の今後の統合につきましては、横芝光町学校適正配置等検討委員会の答申を尊重し、平成30年7月に町が策定した横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針の中に示されており、その内容は過小規模校である大総小学校は横芝小学校と、南条小学校は東陽小学校と平成32年4月を目途に統合を進める、小規模校である上堺小学校は複式学級が生じると懸念される時期、もしくは横芝小学校の施設整備の状況を考慮しながら適正化を検討する、日吉小学校及び白浜小学校は複式学級が生じると懸念される時期、もしくは東陽小学校の学級編制の状況を考慮しながら適正化を検討するというものでございます。

今年4月に統合する小学校以外の上堺小学校、日吉小学校、白浜小学校につきましては、基本方針に沿って適正配置を検討してまいります。

統合の時期であります。上堺小学校については、今現在の就学前の児童数が変わらずに推移したならば、少なくとも令和7年度までは複式学級は生じません。しかしながら、横芝小学校新校舎等の建設を行うこととなりました。

また、日吉小学校については、今後転入などによる児童数の増がなかった場合、令和7年度に複式学級が生じる見込みとなっており、さらに光小学校の学級数も徐々に減っていき、令和7年度には2つの学年が2クラス、その他は全て1クラスとなる見込みです。

このような状況から、これらの小学校の統合の時期につきましては、来年度、改めて学校適正配置等検討委員会を開催して協議・検討いただき、その答申を踏まえた上で決定をしてみたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、優しさと活気あふれるまちづくりについてのうち、「ロタワクチン」の定期接種化に伴う、本町の取組について、「オーラルフレイル」への関心周知と取り組みについてにお答えいたします。

初めに、「ロタワクチン」の定期接種化に伴う本町の取組についてですが、厚生労働省では、本年1月17日付で予防接種法の一部改正に係る関係政省令が公布され、ロタウイルスワクチンを本年10月1日から予防接種法に基づく定期接種とすべく通知がありました。

ロタウイルス感染症は、ロタウイルスによって引き起こされる急性の胃腸炎で、乳幼児期にかかりやすい病気となっております。ロタウイルスは感染力が強く、ごく僅かなウイルスが体内に入るだけで感染し、おおむね5歳までにほぼ全ての子供が感染すると言われております。

ロタウイルスワクチンは、現在2種類が厚生労働省から承認されており、標準的な接種期間を初回接種は生後2か月から生後14週6日までとする方針であることから、本年10月1日施行の定期接種開始時に2か月となる本年8月1日以降に生まれた者を対象としております。

町といたしましても、厚生労働省や千葉県の動向に注視し、医師会や町内医療機関とも連携を図り、公費負担となる定期接種化へ向けた所要の措置を進めてまいります。

次に、オーラルフレイルへの関心周知と取り組みについてですが、オーラルフレイルは高齢になるにつれてしっかりかめない、うまく飲み込めないなどの口の機能の衰えを指してお



り、口腔機能の向上は健康寿命を伸ばし介護予防にもつながる施策として取り組む事業であると認識しております。

町では毎年5月に実施しております高齢者のよい歯のコンクールを初め、6月の歯と口の健康週間や、11月の「いい歯の日」に合わせた広報記事、12月に実施しました健康まつり、介護度重度化防止推進員研修会等への歯科健康教育により周知や啓発を図っております。また、住民健診時に合わせ、成人歯科集団健診を2日間実施し、歯科保健指導を通じて予防に努めております。

今後もオーラルフレイルの概念を踏まえ、継続して取り組んでまいります。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、優しさと活気あふれるまちづくりについてのうち、マイナンバーカードの周知と普及についてお答えします。

平成28年1月から、公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上を目的としてマイナンバーの利用が開始されました。

現在、当町におきましては、町ホームページや広報紙、まちナビ等を活用して周知を行い、住民課窓口においてはカード取得に向けて支援をしております。また、タブレット端末を活用した申請支援を行うため、機器の購入費用を3月補正予算案に計上させていただきました。

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認と顔写真つきの身分証明書として広く利用でき、税の申告、また全国のコンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑証明、課税証明などが取得できます。国においては、マイナンバーカードを利用したマイナポイントを活用した消費活性化策が令和2年9月から実施される予定であり、来年3月からは健康保険証として運用を目指す予定です。

マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定の上、一定額を前払いした方に対して国がマイナポイントを付与します。制度の詳細は現在検討中のため、国の動向を注視しながら関係部署と連携し、効果的なカード普及の周知に努めてまいります。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、地球環境を守るための

まちづくりについての地球温暖化対策に向けた取り組みについてにお答えいたします。

国では、身近に取り組める地球温暖化対策としてクールチョイスを推進しています。クールチョイスとは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するというパリ協定を踏まえた目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する賢い選択をしていこうという取り組みのことです。

町においても、今年度はこれらの取り組みの中から「我が家のLED化キャンペーン」、「省エネ家電買換えキャンペーン」などを広報紙に掲載したり役場窓口にチラシを配架するなどして、周知啓発を図ってまいりました。

今後につきましては、省エネ家電に買い換えて大きな省エネ効果を得る「5つ星家電買換えキャンペーン」や、宅配便の再配達削減に向けた「できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」など、まずは身近なところから取り組める運動を周知啓発してまいります。

また、役場内部でも引き続きクールビズ及びウォームビズの実施、庁舎内の冷暖房の温度設定や照明の一部消灯、毎週水曜日にノー残業デーなどを実施しております。

今後につきましても、いろいろな場面において周知啓発を行い、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、地球環境を守るためのまちづくりについての食品ロス削減に向けた取り組み強化についてお答えをいたします。

食品ロスの削減には、国民一人一人がこの問題を他人事ではなく我が事として捉え、理解にとどまらず行動に移すことが重要であると考えられることから、昨年10月と今年2月に町広報紙でPRするとともにホームページで呼びかけを行っております。

令和元年10月1日に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、今年3月に消費者庁から食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針が示される予定となっております。都道府県及び市町村は食品ロス削減推進計画の策定に努めなければならないとされていることから、当町の食品ロス削減の取り組み強化に向けて、千葉県や近隣市町の動向を注視しながら進めてまいります。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） それでは、再質問させていただきます。

教育長のほうから、がん教育の取り組みについてご答弁いただきました。質問は特にはないんです。質問しようと思っていまして、全て回答がありました。

全国の中学校は、文科省のほうから2021年度から全面的に実施しなければならないという、そういう通達があったと伺っておりますところ、我が当町では小中学校全校がやったということですので、本当に日頃から教育行政頑張ってくださいということがよく伝わってまいりました。

今後、講師による講演会、また講師による講演会を経た後2、3年目から、教員と外部講師がチームで授業を行うチームティーチング、これも実は提案しようと思っていまして、もう既に教育課のほうでお考えであるということをお伺いして心強く思った次第であります。どうか予定どおり実施していただけるように要望いたします。

次に、小学校における今後の統合でございますけれども、ここは町長にお聞きしたいというふうに思います。

今後、上堺小、日吉小、白浜小において、統合がまた考えなくてはいけない時期が来るといふふうに思いますけれども、地域住民の方、また保護者の方に早めの周知、説明、理解と協力を求めていただけるように早め早めの手を打っていただきたいということと、学校がなくなってしまうことで地域が衰退してしまう、このような恐れがあることも認識しておりますが、地域の活性化は学校だけがその役割を負うものではなく、学校も含めた地域全体でその役割を負うものと思います。地域全体で子供を育てるといった意識をさらに高めていくことが地域の活性化策の一つであると考えます。学校が担っていた機能の代わりに、自主防災組織の立ち上げとか地域コミュニティー活性化事業の実施などソフト事業を充実させることや、地域おこし協力隊の配置などを含めた支援や検討を行うことで、移住定住人口の増加や仕事・雇用の創出を図っていただきたいというふうに切に思いますが、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2点、今ご質問いただいたのかなというふうに考えております。

今後のスケジュールの問題でございますけれども、今教育長のほうからお話がありましたとおりでありますが、近い将来、当然のことながら人口の問題、また子供の数の問題等、いろいろと変化があるかと思えます。そうした中においても、今地方創生の絡みも含めながら、

そしてまた成田空港の容量拡大に伴う地域振興の問題等、これからやっぱり今まで思っていた流れとは若干の違う流れもこれから発生するのではないかという思いもございませし、今までと同じようにだんだん減少していくような人口構造で考えていくだけではいけないという思いの中で、しっかりと今後どうなっていくかを検証しながら、今おっしゃられたとおり、急にどうのこうのという問題ではなくて、やはり全体的なまちづくり、地域活性化を含めながら、この小学校の統廃合については慎重の上に慎重に、このことを考えていきたいと考えております。

それと併せて、やはり学校のないということで活性化が進まないというようなところもある意味理解をしているところでございますが、学校がなくなってもその地域にはやはり雇用創出だとか地方創生だとか、いろんな部分で企業の誘致ですとか、今一生懸命取り組んでいるところでございますので、今まで以上のものになればいいなという思いの中でしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしくお願いたします。

次に、ロタワクチンの定期接種でございますけれども、確認ですが、これは定期接種化ということで原則無料ということによろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 国の制度による定期接種となりますので、費用負担は全て公費ということになります。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 接種の時期を逃す、また接種漏れがないように、周知にはまた一段と努めていただきたいと思います。

1つだけ教えていただきたいと思います。

例えば8月1日以降生まれたゼロ歳児が接種対象とすると、4月から7月生まれの対象にならないお子さんが出てくるということで、この辺はどのように捉えたらよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 制度が開始されるのが10月1日からで、8月1日以降に生まれた方が対象となるという法の改正でございます。現在も任意接種ということでやってい

ただいている方もいるわけですので、その制度に基づいて、10月1日からで、8月1日以降に生まれた方を対象に、当町としては公費負担で定期接種ということで実施させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 分かりました。初年度に限り接種期間の延長というのができないのかなと個人的に考えましたが、分かりました。

次に、オーラルフレイルへの関心の周知と取り組みでございますけれども、様々高齢者に対する歯周疾患の検診とか口腔ケア、また誤嚥性肺炎の予防とか取り組んでいただいていると思いますが、作家の司馬遼太郎氏が、近代以前は歯が寿命の信号だった、肝心の歯が年齢という意味を兼ねていることでもそのことが分かるというふうに述べられています。

日本人の平均寿命は男性が81歳、女性は87歳まで伸びました。しかし、自立して生活できる健康寿命はこれより10年程度短いそうです。この差を狭めるには、年齢を重ねても食べる力を維持するオーラルフレイルの予防対策が必須で、口腔機能の維持向上により低栄養や筋力低下を予防することは、高齢者の健康寿命の延伸に大変重要です。実効性あるものとするため、条例や推進計画に位置づけてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 計画等への記載ということだと思いますけれども、現在の町の健康増進計画にも口腔の健康という、「オーラルフレイル」という言葉は使っていませんけれども、口の健康についての記載がございますので、それに基づいて事業を展開していきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よく分かりました。今まで取り組んでいただいたご努力に、またさらに実効性あるものにしていただきたいというふうに思います。

次に、マイナンバーカードの周知と普及についてであります。現在までのマイナンバーカードの交付件数と交付率の状況をお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） マイナンバーカードの交付枚数ですが、令和2年2月1日現在で2,926枚、率では12.42%であります。参考までに、全国では15%、千葉県で16.1%、このような状況でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 全国平均、県下よりも遅れているということで、全課挙げてぜひ住民課を応援していただければというふうに思います。

先ほど課長の答弁の中にちょっと説明があったかというふうに思うんですが、ちょっとよく聞き取れなかったということもあり、マイナポイント取得までの一連の流れをもう一度簡単にご説明していただけると有り難いんですが。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） 先ほどの答弁と一部重複する箇所もございますが、マイナポイント事業は国が実施する消費活性化策の一つで、令和2年9月から令和3年3月末までの約半年間にわたって実施予定の期間限定の施策でありまして、マイナンバーカードの普及促進にもつながるものであります。

マイナポイントの付与について現在決定しているのは、2万円のチャージまたは支払いに対して上限5,000円相当分のマイナポイントを付与という点のみですが、消費者にとってはメリットの大きい施策と言えられると思われまふ。予算案が国会で成立後に詳細が発表される見込みであります。

マイナポイントはキャッシュレス決済事業者を通じて獲得できるポイントでありまして、マイナポイントを取得するためには、マイナンバーカードを取得した上でご自身のパソコンやスマートフォンでマイキーIDを設定する必要があります。

現在、住民課窓口では、専用端末の活用やスマートフォンでの申請支援など、写真撮影を含めたカード申請支援を行っております。また、マイキーIDの設定方法がよく分からないという方のために、マイキーIDの設定サポート体制も整えております。

今後は国の動向を注視しまして、本事業の開始も念頭に入れて、住民課窓口でのマイナンバーカードの申請支援やカードの普及促進及び周知も含め、取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。町長はじめ担当課長の皆様に、これはぜひ要望なんですけれども、マイナンバー、先ほど課長から答弁がありましたように、交付件数、交付率、国・県よりも低いということでお聞きいたしました。マイナンバーの活用による町民サービスの向上を目的に、何か付加価値をつけて交付率向上に努めてはと考へますが、いずれにしても全課を挙げてよいアイデア、施策の取組に期待をしたいというふうに思ひます。他の自治体の事例を参考にしたり、今後マイナンバーカードを活用した情報の一元

化がさらに高まってくるのではないかというふうに予想されますので、ぜひお取り組みのほうをよろしくお願い申し上げます。

次に、地球温暖化対策に向けた取り組みについてであります。

これは課長のほうから丁寧に答弁いただきましたけれども、私もずっとボランティアやってきた中で、いよいよ待ったなしの本当にいろんな災害を目の当たりにして感じておるところでございます。

町長に答弁を頂きたいと思います。2つあります。

1つ目には、国の地方公共団体と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業による補助金を活用するには、町長が地球温暖化対策のための国民運動、さっき課長からありましたクールチョイス、このクールチョイスへの賛同を宣言する必要があるがございます。深刻化する気候変動問題に立ち向かうには、もう待ったなしです。町の特性を生かした地球温暖化対策への普及啓発活動の推進を目的にクールチョイスへの賛同を宣言すべきと切望いたしますが、町長の英断を求めます。

もう1点は、多分この宣言を町長がした場合に千葉県内初になると思いますけれども、地球温暖化の影響と見られる自然災害が国内外で相次いでいる現状と気候変動に対する危機感が高まる中、世界で気候非常事態を宣言する動きが広まっております。国では、今国会中に衆参両院で気候非常事態宣言の決議を実現する方針であります。気候変動問題に関して、国権の最高機関である国会が同じ危機感に立ち、同じ認識を共有することは大変意義深く、我が国では7自治体が宣言をしています。千葉県はまだと思います。宣言により温暖化対策の重要性に対する認識を一段と深めることにつながり、国民レベルの対応も加速することが期待できることから英断を求めます。

以上の2点、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） クールチョイスにつきましては、今なかなかちょっと私も認識がまだ薄いというのもございますが、今情報を頂いた環境省のホームページに載っているのは、このクールチョイスを宣言できるのはまず都道府県または政令市ということなんだそうでございます。

いずれにいたしましても、私どもで今この宣言ができる状況にないというような状況でございますが、地球の温暖化の問題につきましては、それイコール、今議員おっしゃられた気候変動にも直接つながっていくことでございます。

昨年9月、横芝光町も台風15号、19号、そして21号に伴う大雨等々、今までかつてない自然災害を被った当町といたしましても、このCO<sub>2</sub>の削減等、また気候変動に対してどのように取り組んでいるかというのはもう喫緊の課題として頑張っていかなければならない、対応していかなければならない問題だという認識を強く持っておりますので、ここの部分についても制度の問題等を含めながら、しっかり町庁舎全体となって、いろいろとこれからも積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、ひとつ議員にもさらなるご指導を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私も県と政令市ということはちょっと存じ上げなく、勉強不足でありました。ありがとうございます。

しかしながら、気候非常事態宣言については今国会で採択するというふうに、本当に国を挙げて今取り組んでいる中で、全国では白馬村、村でも宣言しているところがあるわけなんです。ですから、ぜひ今まで福祉日本一ということで町長掲げてやってまいりましたけれども、これからはもう本当に環境日本一になってもらいたいぐらい、今大変な事態でありますので、この宣言に対する決意はいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 白馬村、特に私も若い頃には行ってスキーをやったりなんかしたところでございますけれども、やはりこの温暖化による積雪の問題というのは、今後水不足等いろいろとダイレクトに私たちの生活にも及んでくるところでございまして、そういう思いの中から、白馬村ではまず最初に手を挙げてくださったのではないかという思いもございます。

今すぐにここでそれに対して手を挙げる挙げないという問題は、ちょっともう少し勉強させていただいてからの判断をしたいと思いますが、いずれにいたしましても、しっかりとした地球環境のよくなっただきたいというのは、もう地球に住む生物、生命体全ての願いであるという認識を持っておりますので、これからはしっかりとそれについて対応をしていきたいというふうに考えております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 気候変動との関わりが指摘される気象災害は、今世界各地で起きています。2019年の世界の平均気温は過去2番目の暑さだったと世界気象機関が発表しました。1980年代以降、10年間平均の気温は過去最高を更新し続けているそうです。昨年、国内



で深刻な被害をもたらした巨大台風や50年に1度と言われるような記録的な豪雨など、凶暴化する気象を見るにつけ、地球の温暖化が取り返しのつかないところまで来ているのではないかと恐ろしくなります。防災・減災対策と地球温暖化防止対策は、対応を急ぐ意味で表裏一体であります。地球環境を守るための取り組みは官民挙げて行うべきものと考えますので、全庁挙げてのお取り組みをお願い申し上げます。

次に、食品ロス削減に向けた取り組み強化であります。

この食品ロスに関しては、以前にも私質問させていただいたことがございました。一歩も二歩も進んで、また取り組んでいかなければならないというふうに思いますけれども、フードバンクの設置に関してはどのようにお考えでしょうか。民間がやっているところ、フードドライブとかフードステーションとか、いろいろな名目でやっているところありますけれども、世田谷区などはたしか行政がやっていたのではないかとこのように思います。

そういった意味で、今後社協との連携とかを考えながら取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 食品ロス政策、いろいろな政策があるということで、2月の広報紙、先ほど議員からお話ございましたけれども、もったいないという運動をまず考えながら食品ロスについて考えましょうよというので、まず啓発をさせていただきました。

先ほど申しましたけれども、この後削減推進計画をこの3月指針がありまして、来年度以降、千葉県も、それから市町村もつくっていくという方向に向かっております。その中で、いろいろな問題、ケースを研究させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしくお願ひします。環境問題を自分事として理解し、自らの仕事を環境配慮の視点から考えることができる人材を育成するというので、環境社会検定試験というのがあるのをご存じでしょうか、町長。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 勉強不足で申し訳ございません。まだ認識を持っておりません。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 何が言いたいかと申しますと、後手になりまして申し訳ありませんが、町が職員の環境教育として受検料、またテキスト代の費用を負担し、職員の皆様にエ

コ検定を受検していただいているかということをはかっていたわけなんです、環境社会エコ検定において環境の意識を高く持っていただける、そういう人材を育成するという機関であります。

また、先ほど質問の中で、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会というのを申しました。これは、おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動という趣旨に賛同する地方公共団体により広く全国で実施されている協議会です。平成28年10月10日に設立されたということになります。令和元年12月23日現在の千葉県内の参加自治体は18市町であります。自治体同士が情報共有しながら、全国で食べきり運動を推進するための自治体間組織です。食品ロス削減の施策内容とノウハウの共有など有意義と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 今回の食べきりという感覚につきましては、誠にそのとおりだというふうに思っておりますし、何度も申し訳ございませんが、2月号の広報にも食べきりということテーマに調理、それから買物等々も含めて記載して広報させていただきました。趣旨としては同じだと思っておりますので、今後もそれを続けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 国が2月1日までパブリックコメントを実施したというふうに伺っております。これを受けて、県また市町村の自治体が食品ロス削減推進計画を策定していくのではないかとこのように思いますけれども、県が今食品ロスに対してセミナーをしたり講演をしたり、企業の方に体験をやっていただいている、そういった催しをしている中に先日参加させていただきました。ぜひ遅れることなくやっていただきたいと思っております。この食品ロス、SDGsにも兼ねておりますので、ぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。

最後に、SDGsの取り組みでありますけれども、全庁的にこのSDGs、何回練習してもうまく言えないんですが、職員の皆さん全員理解をされているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 職員の理解についてはおおむね進んでいると思うんですが、さらに今後進めていきたいと思っております。

それで、川島議員に委員になっていただいております第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の案、今つくっていますけれども、その中でもSDGsに触れておまして、SDGs

を原動力とした地方創生に向け庁内体制等の構築を図る必要があるというふうにしておりますので、これから十分に図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 庁内体制等の構築を図る必要があるという、私もすぐ目に入りました、これを頂いたときに。たかが2行、されど2行、このSDGsの文言って2行なんです。正確に言えば1行ちょっとなんです。ですが物すごい重みがあると思います。よくぞこのSDGsの位置づけをしてくださったというか、載せていただいたなというふうに感謝、胸が熱くなった思いであります、文言を目にしたときに。

そこで、具体的にどう取り組んでいくかということがこれからは非常に大事かというふうに思いますけれども、これは私の意見であります、2024年度まで国は毎年30の未来都市を選定されているわけです。手挙げてくださって言っても本当に全庁で真剣に、じゃあうちの町はどういう方向からどういう取り組みをしていくかというのをやっぱりなかなか考えていかないと、そんなに簡単には手挙げられないというふうに思うんです。

そこで、積極的にやるために、国の未来都市計画着手のためにも、仮称でありますけれども町SDGs推進室とか推進課とか、各課の連携のために推進本部的な中心部署を設けてはいかがというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずもってこのSDGs、持続可能な世の中をつくっていかうという中で、やはり地球温暖化による気候変動等の問題が起きたり、または食品ロスの問題等、いろいろ広く多岐にわたって、これを問題提起しているのがSDGsだというふうに認識をしている中で、やはりこれは本当にもう一人一人の意識づけをどういうふうにしていくかということが一番肝要なところに行き着くのではないかというふうに思っています。

議員も今つけておられますけれども、私もつけておりますけれども、そのバッチの意味合いが、やはり今後ともこのSDGsを町内だけではなくこの町全体に、そしてまた国全体が、世界全体が意識づけを持ってやるのが一番肝要だというふうに認識を持っております。

今、たまたまでありますけれども、庁内に部屋を持つだとか部署をつくるだとかという問題もそうですが、それよりもまず全庁的にこのまち・ひと・しごと創生戦略の中で位置づけを、もう少し具体的にしっかりとしたものをつくり上げて今後進めていければなという認識でおりますので、今後それについては検討とさせていただきますが、これからもやはり本当

に必要なものだという認識を持っておりますので、今後ともよろしくご指導賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひぜひ全ての課が、やっぱりこの169のターゲット、17の目標に精通するというか関連していると思いますので、この町におけるSDGs取り組み体制づくりを積極的に一生懸命やっていただきたいと思います。

そして、毎月出ている広報、さっき食品ロスも載せていただきましたけれども、一定期間で町と町民が一体となってSDGsに取り組む姿勢というか、SDGsのウエートを上げるために特集を組んで広報に載せていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長、簡潔にお願いします。

○町長（佐藤晴彦君） いいアイデアだと思いますので、検討させていただきたいと存じます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません、ぎりぎりまで申し訳ありません。

あと、イマココラボが作ったSDGsカードゲームというのがあります。私も体験しましたけれども、SDGsを配られたお金のカードと時間のカードを使って実行する、また自分事として体感して実際の行動につなげることができるというゲームでありますけれども、ぜひ講師などをお呼びして、まずは職員の皆さんからこういったカード体験をしていただいて、もっとSDGsに関心を強く持っていて、町民のために前へ進めていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

(午後 2時00分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

---

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔6番議員 山崎義貞君登壇〕

○6番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

初めに、今、中国の武漢市から発生したとされる新型コロナウイルスの感染の拡大が止まりません。厚労省が対策強化をしているにも関わらず、感染の拡大は続いています。

昨日、安倍首相は、全国の小学校、中学校、高校、特別支援学校に対し、春休み中まで休校とすることを要請しました。大変な問題です。経済の問題では、内閣府が2月17日に発表した2019年10月から12月期の国内GDP比の速報値は、物価変動を除いた実質で対前期1.6%減となり、同じペースで下落が続いた場合の年率換算は6.3%と大幅な落ち込みとなりました。10月1日から始まった10%増税による影響で、個人消費は2.9%減と大幅な落ち込みとなっています。経済も家計も壊してしまう消費税の10%を5%に引き下げて、大不況を回避させなければなりません。景気の回復は町の財政にも大きく影響する問題で、民間業務委託に頼る傾向にある町の財政負担も消費税10%が重くのしかかってきます。国の政策方向がどこに目を向けているのかで国民の生活も大きく変わってきます。当町の問題にも大きく関係をしていきます。

今議会の一般質問では、国と町民の利害に関わる問題について質問をいたします。

初めに、東陽病院問題について質問します。

昨年9月26日に、厚労省が公立病院の再編対象全国424病院のリストを突然公表しました。今回名指しされた病院名に東陽病院も入っており、東陽病院がなくなってしまうのではないかとこの心配の声が町民から寄せられています。100床未満の中小病院の8割以上が再検討対象となっており、千葉県では千葉リハビリテーションセンター、千葉病院、千葉東、千葉市立青葉、南房総市立富山、鴨川市立、君津中央大佐和分院、多古中央、銚子市立、そして東陽病院、10の病院名が公表され、地域住民はあまりにひどいやり方だと、病院関係者や地域の住民は困惑をしています。

総務省が10月4日に開いた国と地方の協議の場では、平井鳥取県知事が本当ならリストを返上してほしいと述べ、厚労省が10月17日に福岡市で開いた自治体病院関係者との意見交換会でも、出席者から公表データを撤回してほしいと厳しく反発する声が上がっています。

今回名指しされた病院は、限られた分野の診療実験データを元に、地域や病院の個別事情は一切考慮せず機械的にリストアップされています。医師不足で困っているのに対象になっ

た病院に若い医師が来てくれるのか、非常に足かせだという厳しい批判です。

今回の病院名の公表は、地域住民の命と暮らしを守るため地域医療の確保に奔走してきた関係者の努力を踏みにじるものではないでしょうか。医療が消えれば地域に人が住めなくなります。民間では採算の取れない人口減少の進む地方だからこそ、公的責任で医療を確保、保障することが必要です。地方創生とは真逆の地方切捨てにつながる公立・公的病院の再編・統合をどのように考えるのか伺います。

次に、千葉県保健医療計画に基づく地域医療構想と、公的医療機関である東陽病院改革プランとの整合性についての問題で質問します。

東陽病院の医療圏は山武長生夷隅地域です。この医療圏は地域医療の過疎地域でもあります。地域医療調整会議では、東陽病院の改革プランが調整会議の中で評価されることとなります。東陽病院は、山武長生夷隅医療圏の一番東に位置し、香取・海匝医療圏とも深い関係をも有しています。

地域医療構想は露骨に病床数の削減を求めてきていますが、この構想は2025年の必要病床数実現のために過剰病床数を削減することです。この病床数削減のための地域医療構想と東陽病院改革プランの関係をどのように捉えているのか、お答えください。

次に、高齢化社会を迎える中で、当町は特に高齢化率が高くなっています。地域医療構想は医療供給体制の再編の象徴ですが、地域での医療・介護の受皿づくりを意味する地域包括ケアシステムの構築が重要となってきます。

今回の424病院の名指しされたリストは病床削減に焦点が当たりがちですが、地域包括ケアシステムを構築するためには、医療・介護従事者、地域住民、自治体職員の方々が医療保障や介護保障に関する共通認識を図り、将来像を描いていくことではないでしょうか。

公的医療病院と地域医療を考える上で重要なことは、地方自治と住民自治の観点で地域医療構想、地域包括ケアシステムを捉え、地域の実情を反映した中身にしていくことが大事だと思います。東陽病院改革プランと地域包括ケアプランとの連携についてお答えください。

大綱2点、ジェンダー平等問題について質問します。町長に伺います。

2018年12月に、世界経済フォーラムが最新のグローバルジェンダーギャップレポートを発表しました。政治的な意思決定への参加、経済活動への参加と機会、教育、保健の4分野で、14項目で各国の男女差別を評価したものです。

調査対象の155か国の中では、日本は過去最低の121位となっています。1975年に世界女性会議が開かれ、1999年に男女共同参画社会の国際的な相互協力を図る目的で男女共同参画基

本法が成立しています。2005年にODAはジェンダー視点が規定され、2015年9月の国連サミットに合わせた形で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsのことです。この持続可能な開発目標は17の目標のことで、5番目にジェンダー平等を実現しようというふうになっています。女性、子供、高齢者、障害者、全ての人々に対する配慮が必要なジェンダー平等問題、町長の認識をお聞かせください。

次に、町職員の管理職への登用を積極的に進めるべきとのご質問です。

女性の目線で行政を見る、行政に生かす、女性の持っている能力を大いに発揮してもらうことは町の発展につながると思います。女性幹部の登用が僅かだったことは、育てようとしていない今までの歴代町長にも責任があったと思います。人事権は町長にあります。女性の管理職を増やし積極的に進めるべきだと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

次に、町職員のジェンダー平等認識に対する教育について質問をいたします。

ジェンダー平等社会、これはみんなで実現させていく問題です。ある自民党の国会議員が、LGBTの人は生産性がないとの発言は、当事者だけの問題ではなく人間の尊厳を傷つけました。グローバル社会の中で、庁舎に外国の方々も来ます。LGBTの方々も来ます。多様な生き方を持った方との対応認識を確認し、ジェンダー問題の認識をいま一度新たにしていくなことが求められると思います。町の職員教育をお聞かせください。

次に、学校教育におけるジェンダー平等の取り組みは大きく前進してきていると感じています。男は男らしく、女は女らしくと教育され育ってきた私には、現在の教育は個人の尊厳を守る教育が進んできていると感じています。男女の役割分担の決めつけをやめる、発達の過程で性への目覚めの中で、ジェンダーアイデンティティー問題が出てきたりもします。的確な対応が求められるとき、生徒に対する先生は信頼される存在でなければならないものと考えます。どのような方針でいるのか、お聞かせください。

大綱3点、台風15号、19号による被災者支援について質問をいたします。

台風15号、19号による被災農家への復旧支援は、今後の町農業経営者が農業をこの町で続けていってもらうために何ができるのか、行政として最大限の支援をしていかなければならない問題です。特に施設被害の復旧を諦めることがないよう、積極的な支援が必要です。特にビニールハウスの被害支援の取り組みに関しては、高齢ということで支援を受けることを諦め、施設経営だけでなく営農そのものをやめてしまわないようにきめ細かな対応が必要です。水稻の準備が始まり、いまだ復旧されていない農家もある中で、できる最大の支援を求めるものです。お答えください。

次に、復旧支援には担当職員の対応時間も必要となってきます。被害を受けたのは農家だけではなく、担当職員も同じく被災されていたこととは思いますが、活気づく農業振興復旧を早く進めるためには担当職員が充足されていなければなりません。職員のスキルアップも必要ですが、どのように考えているのか、お答えください。

次に、台風15号被害は激甚災害指定され、追加の支援策や支援内容も変化し柔軟化してきました。支援説明会や相談会など、復旧に向けた取り組みも一定に進んできたと思います。被災された農家の被災状況はそれぞれ違います。その思いもまた違います。復旧に向けた支援策は被災された農家支援のためにくまなく知らせる工夫がされていたのか、知らせる方法は十分だったのか検証する必要があります。それぞれの町によって知らせる方法には大きな違いも出ています。どのように考えるのでしょうか、お答えください。

大綱4点、空き家対策について質問します。

総務省統計調査などの数値を参考にしたものですが、空き家の割合は年々増加し空き家率13.6%、全国の戸数では賃貸や別荘も含めると848万9,000戸になると言われています。

空き家の一般的な原因は、自宅を所有していた高齢者が老人ホームなどに入所したり、子供の家に転居したりが原因です。団塊の世代が高齢化を迎えるこれからは、さらに空き家が増えていきます。解体費用が重い負担となる空き家の放置は今後も増えていくものと推測します。空き家対策計画の策定と推進を急ぐ必要があるのではないのでしょうか、お答えください。

最後に、空き家の実態調査について質問します。

空き家といってもアパートや別荘、特定空き家に指定しなければならないような家から新しい家などいろいろです。町は空き家の有効活用を図り、移住定住に結びつけるような取り組みも考えなければなりません。活力あるまちをつくっていく上で空き家の実態調査をする必要があります。実態調査は進んでいるのか、お答えください。

以上、大綱4点についての壇上からの質問といたします。

[6番議員 山崎義貞君降壇]

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。



なお、私からは、ジェンダー平等問題についての町長のジェンダー平等に対する認識はと、女性管理職登用を積極的に進めるべきと考えるがご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

初めに、ジェンダー平等に対する認識はについてでございますが、ジェンダーにつきましては、生物学的な女性と男性に対して、社会的・文化的に形成され、女性と男性の役割の違いによって生まれる性別のことだと認識しております。また、ジェンダーが性別による固定的役割分担及び偏見などにつながっている場合もあり、例えば男は仕事、女は家事・育児、男はこうあるべきだ、女はこうあるべきだなど、これらが社会的・文化的につくられたものであると思われまます。なお、川島富士子議員のご質問にございましたSDGsの一つの目標として、ジェンダー平等を実現しようという設定もされております。

当町では、平成30年度に策定した第2次横芝光町男女共同参画計画で定めた基本理念「認めあう心 支えあう力 やさしさでつながる参画社会をめざそう」の実現に向け、誰もが生き生きと暮らし、優しさと笑顔あふれる男女共同参画社会を目指しながら、全ての人が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、女性管理職登用を積極的に進めるべきだと考えるがについてでございますが、平成31年4月1日現在、医療従事者を除き、課長、主幹、班長55名中、女性職員は7名で、率で17.7%となっております。第2次横芝光町男女共同参画計画及び横芝光町特定事業主行動計画におきまして、女性管理職の割合を15%以上にするを目標としておりますので、女性職員の個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組むとともに、女性の視点を生かした発想や意見が反映されることが求められていることから、引き続き意欲と能力のある女性の管理職登用を進めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 山崎義貞議員のジェンダー平等問題についてのご質問のうち、学校教育における取り組みについてどのように考えるかについてお答えをいたします。

日本の学校教育でも、昔は男女別の学級名簿、女子が家庭科の授業を受けているとき男子は技術等の対応がされていたこともありました。現代の学校教育では、男の子らしさ、女の

子らしさ、男の子のくせに、女の子のくせにという考え方をせずに、性別に関係なく個人の能力を伸ばす教育指導が実践されています。具体的には男女混合名簿の作成、児童会・生徒会役員の選出、運動会・体育祭の応援団長の選出、ロッカー等のラベルの色、呼名等、平等な教育を受けることはもちろんのこと、児童生徒の役割分担も男女同じにするなどの工夫がされています。

当町の小中学校では、男女混合名簿の利用については全ての小中学校で実施をしています。呼名についても、全ての小中学校で何々さんと敬称で呼ぶように努めています。

児童会・生徒会の役員は、小学校で総数61名中、女子が29名で、女子役員の割合は47.5%、中学校は総数38名中、女子が20名で、52.6%になっています。また、学級委員長は小学校で総数83名中、女子が45名で54.2%、中学校は総数21名中、女子が4名で19%という実態です。さらに、運動会・体育祭では、横芝小学校、南条小学校、大総小学校、日吉小学校、横芝中学校で、女子の応援団長や実行委員長が誕生しています。集団生活を前提とする学校教育においては、様々な新しい課題への対応や物理的な改善、制度の変更等が求められておりますが、何よりも大切なことは学校や教職員の意識変化、改革だと捉えています。「すべては こどもたちのために」を合い言葉に、日々の教育実践に努め、ジェンダー平等の基本姿勢を周知していきます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 山崎義貞議員ご質問の東陽病院についての厚労省発表の424病院再編統合問題についてお答えいたします。

昨年9月26日に厚生労働省から発表された再検証対象病院につきましては、2025年の地域医療構想の実現に向け、具体的対応方針に関する内容が地域医療構想の実現に沿ったものであるかを再検証することを目的としたもので、高度急性期・急性期病床の機能を有する公立・公的医療機関を対象に、平成29年度、病床機能報告のがん、心疾患、脳卒中、小児、周産期、救急、災害、僻地、研修、派遣機能といった9領域の診療実績や類似医療機関の近接性のデータを基に発表されたものでございます。

再検証の対象となった公立・公的病院は全国で424病院、千葉県では10病院となり、東陽病院もその対象となっております。

東陽病院を名指しされている、どのように考えるかのご質問でございますが、当院においては地域医療構想を踏まえ、平成29年3月に策定した東陽病院新改革プランに基づき、本年度、病棟等の改修などにより回復期病床の増床など、病床機能の転換と病床数の減少に取り組むとともに、訪問看護ステーションの開設など、在宅医療の充実を図っているところでございます。

既に山武長生夷隅地域保健医療連携・地域医療構想調整会議におきまして、当該区域の病床機能等の協議の中で改革案を提示し、千葉県を担当部局にも当院の方向性についてご理解いただいているものと認識しておりましたので、今回、再検証対象病院として発表されたことは全く予期していないこととございました。この発表により、地域の方や患者様から東陽病院の存続について不安の声が聞かれ、病院経営を行う上でマイナス要因であると考えております。

対象となった病院の地域医療構想における具体的対応方針の再検証については、令和2年9月末までに各地域医療構想区域の調整会議において合意を得ることとされておりますが、少しでも早く当院の改革の内容を再検証していただき、引き続き地域病院として存続することを発表していただきたいと切に願うものでございます。

次に、地域医療構想と東陽病院改革プランとの関係はとのご質問でございますが、東陽病院新改革プランは対象期間を平成29年度から32年度（令和2年度）の4年間とし、千葉県の二次医療圏を基本とした医療構想区域ごとに策定された地域医療構想を踏まえ、当院の果たすべき役割を明記しているものでございます。その中で、病床機能の転換や在宅医療の充実を図ることとしております。

続いて、東陽病院改革プランと地域包括ケアシステムの連携についてとのご質問でございますが、地域包括ケアシステムは高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の元で、可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指すもので、医療・介護・予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいと生活支援、福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えるものでございます。改革プランでは地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療に関する役割や住民の健康づくりの強化に当たっての役割を果たすこととしております。

現在、近隣の医療機関、行政、地域包括支援センターなどの事業所との連携を強化するため、医療連携室の機能性を高めるとともに、訪問看護ステーションの開設や訪問診療の充実を図り、在宅医療を推進しているところでございます。

今後も職員一丸となり東陽病院新改革プランを推進し、地域医療構想並びに地域包括ケアシステムの構築に向け、地域病院としての役割を担ってまいりたいと考えております。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、ジェンダー平等問題についてのうち、職員に対するジェンダー平等の教育についてお答えをいたします。

職員に対するジェンダー平等の教育についてであります。第2次横芝光町男女共同参画計画に基づき、町職員を対象とした男女共同参画に関する研修を毎年実施しております。

また、職員の仕事と家庭の両立が図られるよう、職場の意識や職場風土の改革と併せ、働き方改革に取り組むことを目的として、平成29年12月に「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を全職員に配布するとともに、特に女性の活躍を推進していくことが重要であることから、女性職員を対象に、毎年、女性活躍推進研修等に参加しております。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、台風15号、19号被災者支援についてお答えをいたします。

初めに、被災農家の営農再開に向けた、早急な支援をについてであります。昨年12月から本年1月にかけて、県の支援計画の妥当性協議に向けて事業要望された被災農業者の皆様に対し、見積書などの資料提出と併せ、その詳細について聞き取り調査を実施しております。その中で、業者の施工がかなり先となりそうですとか、水稻の育苗に間に合わせたいといった話を頂いておりますが、今後も被災農業者の皆様が安心して営農できるよう、関係機関と連携した支援を継続してまいります。

現在の進捗状況と今後の予定であります。本事業は国及び県の補助金を活用する事業であること、国の補正予算が本年1月30日に成立したことなどから、短期間に多くの事務手続を行う必要があります。現在、鋭意進めているところであります。なお、県から町への支援計画妥当性の承認と内示は3月上旬となる見込みであります。

事業が完了した農業者の皆様へは、制度に則し、可能な限り早急に確認・検査を行い、補助金の交付ができるよう努めてまいります。

次に、担当職員は充足されているかについてであります。過去に例のない被災規模であったことから、担当課一丸となって土、日、祝日も含めた対応をしてまいりました。各種イベント事業などを始めとする通常の業務のほか、被災した排水機場など農業施設への対応も進めなければならない中、被災農業者の皆様に対する支援事業を進めていく上では今後も長期の対応が必要な状況にありますので、対応する職員の健康管理にも十分留意し、総務課とも調整の上、課の枠を超えた体制を視野に事業を進めてまいります。

次に、支援制度に対する広報は十分だと考えるかについてであります。町の対応といたしましては、昨年12月の定例会で山崎義貞議員の質問にもお答えさせていただいたところがあります。その後、国・県から支援策や考え方に追加や変更がありましたので、千葉県や農業協同組合の協力による広報、町ホームページ等によりお知らせしたほか、産業課窓口や電話などによる説明で周知を図ってまいりました。被災農業者の皆様に対しましては、できる限りの広報、周知はできたものと考えております。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 私からは、山崎義貞議員ご質問の大綱4点目、空き家対策についてお答えいたします。

初めに、空き家対策計画の策定についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、当町におきましても横芝光町空家等対策計画の策定に向け事務を進めているところで、平成30年11月と令和元年7月に空家等対策協議会を開催し、計画素案について協議を行ってまいりました。

現在、空き家バンク登録希望者にアンケートを実施しているところで、その結果がまとまり次第、計画素案に関わるパブリックコメントを行い、3回目となる空家等対策協議会に諮り進めてまいります。

次に、空き家の実態把握は進んでいるのかであります。平成29年度に横芝光町空家等実態意向調査を行ったところで、空き家戸数を地区ごとに申し上げますと、大総11戸、横芝108戸、上堺77戸、日吉15戸、南条20戸、東陽104戸、白浜121戸、町全体では456戸でありました。

この空き家456戸のうち、所有者が特定できた196件に空き家等の意向調査（アンケート）を行いました。その結果、所有者の住所は85%が町外または県外であり、年齢は74%が60歳

以上でありました。

建物が空き家になったきっかけと現在も空き家となっている理由については、「相続」、「病院や施設などへ入所」、「買い手がいない」、「利用予定がない」との回答が多くなっています。

空き家の今後については、「売却したい」に最も多く回答があった一方、「賃貸として運用」や、「また居住する」の理由でそのまま保有したいとの回答もございました。空き家を維持管理していない理由として、「遠方に住んでいる」、「高齢化や健康上の理由」との回答が多くなっています。

また、空き家の実態把握につきましては、今申しあげました実態調査・意向調査結果や、町内定期パトロール及び町民の方からの通報による現地調査を行い把握しているところでございます。

なお、収集した情報の管理につきましては、空き家等情報データベースにより1件ごとに管理・更新しております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、東陽病院の再編統合問題なんですが、事務長、病院改革している中で困った問題だということだと思いますが、国の一般病床の要するに利用率が非常に落ちているということでの評価でこれ出てきているのかなと思うんですが、そのところはどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 今回、国のほうが指摘していたところが、高度急性期・急性期病床の機能を有する公立・公的病院ということで、その中で先ほど申しあげました、がん、心疾患、脳卒中、小児、周産期といった実績が少ない病院、また近接で同規模の病院が車の移動範囲で20分以内にあるというようなものの中で機械的に抽出されたものでございまして、病床の利用率等については特に考慮されていないと聞いております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町にとっても東陽病院の再編統合があつては非常に困るし、なおかつ名前が出たということで、非常に病院経営としても大変になってきているのかなと思います。具体的に発表になってから、病院のほうで何か変化はありましたか。医師が辞めたり、それ

から看護師が辞めたり、希望する人が来なくなったりというような具体的な状況があれば教えていただきたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） この発表があつてからの東陽病院の状況ということで、こちらの発表が直接関係しているかどうかというのはちょっと検証はできないんですが、10月以降、若干外来の患者数が減ってきていたりしている部分があります。あとまた、たまたまいろいろな事情で退職される看護師さんがいらっしゃいまして、その中で看護師不足が発生している状況の中で、今新たに看護師を募集しているという状況なんですが、ちょっと今までよりも看護師募集に際して応募が少ないというような状況もございまして、ただこれが一概に再検証だけではないということで、近隣の状況では新たに大きな病院が成田市内にできるとか、そういったものもありますので、そういったいろいろな状況もあるとは思いますが、現在ではちょっと看護師の確保が難しい状況とはなっております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の事務長のお答えに補足させていただきますとすれば、まず一番その前の問題で、病床利用率の問題につきましては、たまたま今年度少し病棟の改築等で下がってしまったというのものもある中でも、本当ずっと上昇してきたところもございまして。そして、また今成田で大きな病院が開設するというので、非常に多くの看護師さんを募集しているという状況の中で流れていっているというのは、東陽病院だけの問題ではないというふうな認識をしているところでございましてけれども、今回の統合・再編の問題がそのように行ったという認識は、管理をしている私としてはございません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、発表されたということは大変な問題だとは思いますが、これに対して大したことないよというようなことなのか、意識なのか。それともやっぱりこれはもう大変なことだから取り下げてね、東陽病院の名前を取り下げてほしいというようなことなのか、どちらでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これは厚生労働省が出したものでございまして、千葉県の直接の監督官庁でございます千葉県がこのように思っているかということ、それはまた別の問題だということも認識しておりますし、実は東陽病院長と一緒に近く取り下げといいたまいますか、千葉県も

今回の新型コロナウイルスの対応する状況と病棟の改築等で東陽病院ができている状況などを含め、千葉県の方としては今の東陽病院の存在意義を非常に高く認識していただいているのも、せんだって県の保健所の所長さんが来てお話がありましたとおり、東陽病院の今回の整備がこういう状況になって非常にタイムリーで極めて有り難いというような状況もございますので、私どもとしましては、県に対して、厚労省に対して、ぜひこれを取り下げただけのような方向ができるものかどうか、それについては今後相談をしていきたいというふうに考えておるところでございました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、この地域医療構想調整会議で東陽病院の今までやってきた改革プランといえますか、改革が評価されているという認識だということですね。はい、分かりました。ぜひリストから外してもらえるように、強く要望してほしいというふうに思います。

続きまして、病院改革にちょっと特化しちゃうかと思うんですが、地域包括ケアシステムの問題ですね。東陽病院はやはりこの2次医療圏の中で重要な役割を払っていく、地域の町民の要望に応える形で東陽病院を充実させていかなければならないというふうに思います。その中で地域包括ケアシステムの問題ですが、なかなか大変なことだとは思いますが、それで、やはり地域包括ケアシステムを構築するには、先ほど壇上でも発言しましたが、介護の従事者、それから医療の従事者、それから地域住民、そして自治体職員、地域包括センターとの連携とか、これが非常に大事になってくると思うんですね。

その中でちょっと確認だけしたいんですが、東陽病院改革プランの中で、在宅医療問題とそれから介護施設との連携が書いていないわけなんです、事務長、先ほど連携しながらということは話はされたんですが、連携していくということでもよろしい、書いていないけれどもされていくということでもよろしいですかね。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 各施設とも連携を図っていきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。宮菌議員の質問にもありましたように、ぜひ時間をかけてと言ったら語弊がありますが、中身の濃いケアシステムの構築をつくってほしいというふうに思います。



続きまして、ジェンダー平等問題に質問します。

町長、先ほどの女性管理職の登用では17.7%あるということで、15%以上が目標としてい  
る中でということなんですが、これでも非常に少ない数字だと思います。もっともっと多く  
登用していくことが大事だと思いますが、町長どうですか。十分ですか、これで。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その前に、壇上でちょっと私のほうで発言にミスがございましたので、  
訂正させていただきます。

先ほど女性職員の登用が課長、主幹、班長で55名中、女性職員は7名で、今現在12.7%で  
ございました。失礼して、おわびして訂正させていただきたいと存じます。

そうした中で、今、この第2次男女共同参画計画の中では、女性管理職をせめて15%まで  
に引き上げたいという思いでございますので、そういう状況の中でございますけれども、今  
ご質問いただいたとおり、今後もやはり女性の登用についてはこれからもしっかりと努力を、  
女性だから努力するしないという問題ではないですけれども、職員一人一人が努力をしてい  
ただいたことによって、当然能力とやる気のある方には上級職に就いていただきたい、管理  
職に就いていただきたいという目で、常にそれは思いながら人事を遂行しているところでご  
ざいます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 女性の登用が少ない中で、新たにそういう管理職になるということが  
大変なことだとは思いますが、ぜひ女性職員も頑張ると言いますか、率先して目指してい  
くといいですか、管理職になっての職務を果たせるように頑張りたいというふう  
に思います。

それと、ジェンダー平等問題での庁舎内でのセクハラ問題ということなんですが、これは  
今まで起きたことはありませんか、課長。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 特にセクハラ問題として相談を受け付けたことはございません。

ただ、やはりセクハラにつきましては、言われた当事者が不愉快に思うということであれば  
それはセクハラとなりますので、そういう概念につきましては職員によく研修を通じて周知  
をしております。やはり従来、ちょっとしたからかうつもりで発言する言葉がセクハラと取  
られる、このような場合もございますので、やはりそういうものは十分研修を積んで、不快

な思いをさせないような、そういう仕組みづくりについては努めております。特に相談を受けた事例はございません。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました、すみません。時間がなくて何か焦っちゃって申し訳ないんですが、学校教育における取り組みに関しては非常に理解していますし、これからも大いにまた新たな取り組みを進めていただけるようにしていただきたいというふうに思います。それと台風15号、19号の被災者支援の問題です。

被災証明が出された件数とか、それに伴って相談された人数をちょっと教えていただきたい。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 農業関係の被災証明の発行件数でございますが、262件でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 262件の中で、町に相談に来られた方というのは何人くらいあるんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 相談といいますか、証明の発行については262件で、相談だけですとそれ以上になりますので、ちょっとそこの把握はしてございません。ただ、12月のときにもちょっとお話をさせていただいたかと思うのですが、当初は予算確保のために多くの方の申請、要望を受けておりました。その後、12月から1月にかけて、実際に営農に復帰できる、営農をするんだというような計画を持っていただく人がございますので、そういう人のためのヒアリングを改めて実施してございます。ですから、要望された方全員にご連絡を申し上げまして、12月、1月、土、日含めまして、全員に対応をさせていただきました。その結果、妥当性協議という形で県に進達するのですけれども、それで進達をさせてもらった方が196名いらっしゃいます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。262件の中で196人ということなので、非常にそういう点では優秀なのかなというふうには思いますが、262件の証明書があるので、なるべく多くに近づけるような形でこれからも支援をしていただきたいというふうに思います。

最後に、空き家対策についてちょっとだけ質問させていただきます。

空き家対策の計画の素案ができているわけなんですけど、早く決定したものにしていかねければならないと思いますが、いつぐらいに決定のめどというふうになりますか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、先ほども一部スケジュールについてご説明しましたが、今後のスケジュールについてご説明いたします。

現在、空き家バンクを希望している方にアンケートを実施しております。それをまとめまして、ホームページにて3月当初に素案のパブリックコメントを行う予定でございます。それでまとめまして、第3回目の空家等対策協議会を6月頃に行う予定で、その協議会の中で承認を頂き計画策定となるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） じゃあ最後に、空き家対策の実態なんですけど、先ほど課長からも言われました。私も出されたのを見ました。この意向調査業務委託調査結果報告書ですが、これを見ると集落ごとの空き家が出ています。しかし、ちょっと調査をしてみますと、こんなはずじゃないかと、もっとあるはずだということが見受けられます。これは業務委託ではなく地区住民と協力して再度調査をしていく必要があるかと思いますが、そのところを最後に質問して、答弁を求めて終わりにいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 空き家の調査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、29年度に全町調査を行ってございます。そのほかには、定期的に空き家と思われるところ等、または町民からの要望、苦情、発見等があった場合には、その情報に基づいて実施しているところで、実際問題、目の届かないところも町内にはあるかと思われまして。

そういった中で、空き家計画の中では今回の計画は5年間の計画としているところで、5年ごとに空き家の全町調査を行うというようにしておりますので、令和5年にはまた全町調査を行っていきたいというふうに考えております。

また、それまでの間につきましては、苦情、要望による現地調査や、または道路パトロール、町内パトロールに出た際に空き家等と思われるところ等を確認するなどしていきたいと。また、場合によっては行政総務員さんのほうとも相談していきたいというのを検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

---

#### ◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

2月29日から3月5日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、2月29日から3月5日までは休会と決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時11分)

3 月 定 例 会

(第 3 号)

## 令和 2 年 3 月 横芝光町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 3 月 6 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 1 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町附属機関に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 10 号審議 (質疑・討論・採決)  
横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 11 号審議 (質疑・討論・採決)

町道路線の認定について

- 日程第12 議案第12号審議（質疑・討論・採決）  
令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第13 議案第13号審議（質疑・討論・採決）  
令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第14号審議（質疑・討論・採決）  
令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第15号審議（質疑・討論・採決）  
令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第16号審議（質疑・討論・採決）  
令和元年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第17号審議（質疑・討論・採決）  
令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第18号審議（質疑・討論・採決）  
令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第19号審議（質疑・討論・採決）  
令和2年度横芝光町一般会計予算について
- 日程第20 議案第20号審議（質疑・討論・採決）  
令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号審議（質疑・討論・採決）  
令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号審議（質疑・討論・採決）  
令和2年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号審議（質疑・討論・採決）  
令和2年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号審議（質疑・討論・採決）  
令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第25 議案第25号審議（質疑・討論・採決）  
令和2年度横芝光町病院事業会計予算について
- 日程第26 陳情の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1 番	小 倉 弘 業 君	2 番	森 川 貴 恵 君
3 番	印 東 彦 治 君	4 番	秋 鹿 幹 夫 君
5 番	宮 菌 博 香 君	6 番	山 崎 義 貞 君
7 番	越 川 一 雄 君	8 番	庄 内 賢 一 君
9 番	鈴 木 和 彦 君	10 番	鈴 木 輝 男 君
11 番	川 島 仁 君	12 番	川 島 富 士 子 君
13 番	鈴 木 克 征 君	14 番	鈴 木 唯 夫 君
15 番	八 角 健 一 君	16 番	川 島 勝 美 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	林 雅 弘 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君
財 政 課 長	椎 名 富 士 男 君	環境防災課長	萩 原 浩 己 君
税 務 課 長	鈴 木 正 広 君	住 民 課 長	大 木 敏 江 君
産 業 課 長	熱 田 雅 之 君	都 市 建 設 課 長	川 島 敏 彦 君
福 祉 課 長	及 川 雅 一 君	健 康 こ ど も 長	椎 名 淳 君
食 肉 セ ン タ ー 長	向 後 和 彦 君	東 陽 病 院 長	渡 邊 奨 君
会 計 管 理 者	秋 葉 義 臣 君	教 育 長	押 尾 良 晴 君
教 育 課 長	椎 名 雄 一 君	社 会 文 化 課 長	川 嶋 修 君

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市 原 通 雄	書 記	齋 藤 美 紀
-----	---------	-----	---------



---

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

---

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

初めに、本日、総務経済常任委員会委員長から、継続審査陳情第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

---

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

これより議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第2、議案第2号 横芝光町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第3号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第4号 横芝光町附属機関に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第5号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第6号 横芝光町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、分からないところがあるので、教えていただきたいと思いますが、2の「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる」とありますが、別段の定めとはどのようなものになるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 提案理由の中でもご説明させていただきましたが、別段の定めとは、内部に規定の訓令等を想定しております。これは、一般の正規職員の採用につきましては、町長の前で宣誓並びに宣誓書への署名を求めております。しかしながら、会計年度任用職員につきましては、その任用形態が様々であることに鑑み、宣誓書に署名したものを提出することによって、それをやったものとみなすというような規定を想定しております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第7号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、1条と2条で引上げと引下げということになっていると思います。

それで、1条では5ポイントの引上げ、2条ではマイナス2.5ポイントの引き下げ、合計で年間2.5ポイントの引き上げということになると思いますが、具体的に今現在引き上げは金額的には幾らになるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まず、この条立ての構成でございますが、第1条は元年度分を規定しております。元年度分につきましては、12月1日に適用することによりまして、0.05月を引き上げるといふものでございます。第2条は令和2年度の規定をしております。令和2年度におきましては、それぞれ0.25月を6月期、12月期に分けて年間合計で0.05月を引き上げるものとする改正内容となっております。

金額につきましては、今手元に計算内容がございませんので、補正予算のときにご説明をさせていただきますので、調べてご回答させていただきます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

金額的には今は分からないということなんですが、いずれにしても引き上げるといふことには間違いがないということによろしいですか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 0.05月引き上げるといふことに間違いはございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

それでは、0.05月がこの条例によって引き上がるということ間違いはないということで理

解しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第8号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ここでいう特別職なんですが、町長、副町長とか教育長とかとありますが、どの職になるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 本条例で規定しておりますのは、町長、副町長、教育長でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

3名の特別職ということで間違いはないということですね。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） そのとおりでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第9号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第10号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第11号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第12号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。



順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、何点か質問させていただきます。

14ページの一般寄附金2,946万3,000円ですが、この一般寄附金はどれくらいの人から頂いたものなのか、教えていただければと思います。そして、何月以降とか、時期が分かればそれも一緒に教えていただければと思います。

続いて19ページの歳出なんですけど、財産管理事業の役務費のところですが、この手数料、どのような事業だったのかというのを教えていただければと思います。

次に、20ページの地域振興費のふるさとまちづくり基金積立金2,180万円ですが、基金の合計、幾らになっているのか、教えていただければと思います。

26ページ、介護施設等整備事業のところですが、1,603万5,000円の開設準備支援等事業補助金、この事業内容を教えていただければと思います。

続いて、27ページの民生費の子ども・子育て支援事業124万3,000円、委託料です。どのような支援事業の策定計画の業務委託になっているのか、教えていただければと思います。

続いて、29ページ的环境衛生費、浄化槽設置促進補助事業、負担金、補助及び交付金、減額補正なんですけど、どれくらい設置したのか、設置実数と、それからどれくらいの見込みオーバーだったのかということで、そのところを教えていただければと思います。

31ページの農業振興費のところ、**「輝け！ちばの園芸」**次世代産地整備支援事業補助金992万7,000円の減額補正ですが、どうしてこの減額補正、大きい金額になったのかを教えてください。

最後に教育費で38ページになります。38ページの要保護準要保護児童生徒就学援助事業、減額の214万円補正ですが、減額のどれくらいの見込みが不足ということもないのですが、あったのかということで、このところの理由と伺いますか、そのところを教えてください。

以上で1回目の質問とします。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 14ページの一番下になります。一般寄附金のご関係でございますが、寄附者の人数はというご質問でございましたが、この一般寄附金、主にふるさと納税のご関係でございます。ですので、ふるさと納税、今年度の見込みにつきましては、年度末で約4,900件ぐらいあるのではないかなということで見込んでいますところでございます。また、

寄附金の時期というご質問でございましたが、これも年度末までを見込んでの金額調整ということでご理解いただけたらと思います。

それから、19ページのその他財産管理臨時事業の役務費の関係の内容はということですが、ここにつきましては、手数料は町有地のいわゆる処分に係ります不動産鑑定の手数料、それらの実績見込みによる減額調整ということでございます。

20ページ、中段になります基金積立金のふるさとまちづくり基金の残高ということでしたが、今回2,180万円を積み増しいたしまして、今年度末の残高見込みは1億1,300万円ほどを見込んでおります。

なお、今回のこの積立金の原資でございますが、これは先ほどありました一般寄附金の中のふるさと納税分、その中で寄附者の皆さんが特にご自分の寄附の資金使途を明示していない分、それを今回の基金積立のほうに充てさせていただいております。

なお、ふるさと納税につきましては、例えば1万円寄附いただきましても、その5,000円相当につきましては、返礼品あるいは事務費でかかってしまいますので、その経費分を除いた額、そちらを充てているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） それでは、開設準備支援等事業費補助金の減額ですが、平成30年度に募集しました小規模多機能型居宅介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護保険の施設ですが、その募集をかけ、令和元年度において小規模多機能型居宅介護事業所建設事業が完了しましたので、その完了による減、工事費が当初予定したものより低かったので、補助額の見直しの減によります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、私からは資料の27ページ、民生費の子ども・子育て支援事業の委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の内容はということですが、こちらにつきましては、令和2年度から5か年計画になります第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定委託となります。アンケートを実施いたしまして、今後の子ども・子育て支援事業の必要性、需要等々を調査し、計画に反映させたものであります。現在製本させていただいておりますので、完成した際には、議員の皆様には、計画書のほうを配付させていただきたいと考えております。

減額につきましては、当初予算に対して指名入札を行った結果、見積り金額より契約金額が安価になったことによる減額ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 私からは29ページ、環境衛生費の浄化槽設置促進補助事業でございますが、1,474万2,000円、こちらの減額補正でございますが、当初予算には40基の当初予算で予算を計上させていただきました。これについては、今までの実績と年度末までの見込み16件、16基を見込みまして、24件分の減額補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 私からは31ページ、地域園芸活性化事業の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金でございますが、これにつきまして、一番大きな要因は、昨年度の台風災害によりまして、自己資金の計画が変更となったために取り下げたということが一番多いものでございます。その後、実績の差額によるもの、それとあと他制度と併せて実施したほうが有利であるということを確認いたしまして、他制度へ回ったものというものでございまして、減額とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 38ページ、要保護準要保護児童生徒就学援助事業の減額の理由でございますが、準要保護児童生徒数及び入学準備費支給児童が見込みより少なかったためであります。

準要保護児童生徒数につきましては、152人を見込んだところ、これが140人、小学校の入学準備費につきましては、19人見込んだところ、これが4人という状況でございました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、先ほどご質問のありました議員報酬に係る給与改定の影響額でございますが、ページとしましては17ページになります。

議員報酬の中の議員期末手当、減額では161万8,000円となっておりますが、これは議員改選による支給割合の減額分が180万9,000円ございました。今回、給与改定による増額分は19万1,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

それでは、2回目の再質問なんですけど、順番が順番どおりにいかないのですが、まずは環境衛生費のところ、40基の計画で16基が実施されて、24基の減額だということでした。何か非常に予算の立て方、組み方として甘いのではないのかなというふうに思ってしまうのですが、そのところはどのように考えるのか、意見として伺いたいと思います。

それと、あとはおおむね理解しました。これからはほかのところ、教育課の子ども・子育て支援事業に関しては質問するとは思いますが、受けられるというか、受けてほしい児童に対して、先生がよく見て受けられるような、そういう体制とございますか、そういうものもぜひ心配りをしていただければというふうに教育課のほうにお願いしたいと思います。

以上で、環境防災課のほうの回答をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 私からは、今の山崎議員のほうの当初計画が40基で実績見込みとして16基ということで24件の減額、当初計画が甘いのではというご質問でございますが、こちらにつきましては、横芝光町の汚水処理計画といたしまして、5年間で毎年40基ずつの計画というのを汚水処理計画でも計画申し上げております。

令和元年度におきましては、昨年災害関係もありまして、町のほうからも推進等の啓発活動も少し弱かったのかなということで反省はしております。合併浄化槽での汚水処理につきましては、横芝光町の汚水処理について推進していくということになっていきますので、当初の計画どおりというか、見込んだとおりの推進が図られるのが弱かったということで反省はしております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

課長、そういうことでしたら、合併浄化槽を推進してもらって、くみ取りの家庭もあるだろうし、そうでない普通の浄化槽のところ、簡易浄化槽もありますので、ぜひ合併浄化槽の設置がまだされていない家庭に対しては、勧めていただくように啓発活動をしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 質問に先立ち、全協等で説明を受けていたにもかかわらず、聞き漏れして再度伺うことがありましたときにはお許しいただきたいと思います。

まず、歳入11ページ、固定資産税、この減額理由を教えてください。

13ページ、一番上の社会資本整備総合交付金の減額理由、そして19ページの地方創生のシ  
ティマネージャー報酬1名ということではありますが、説明は受けたと思うのですけれども、  
改めまして減額理由を詳細に伺いたいというふうに思います。

27ページ、児童手当給付事業、一番下の減額理由、29ページ、予防費の中の個別接種委託  
料の詳細、4目の健康増進対策費のがん検診の検診状況ですか、伺います。

それと、34ページ、観光費の中の海水浴場監視業務委託料、この減額理由、35ページ、舗  
装修繕事業の減額理由、最後に39ページなんですけれども、コンピュータ賃借料、減額なん  
ですが、その減額理由を教えてください。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 私からは、固定資産税の減額についてお答えいたします。

まず、固定資産税は土地、家屋、償却資産に分かれておりますが、おのおのについてご説  
明いたします。

まず、土地でございますが、非課税地の増加、これは6,758平方メートル見込んでおりま  
す。これは道路用地などの増加でございます。

それと、もう一点は宅地の下落地点が増加したことによります。これは37地点ございま  
して、100円の下落が29地点、200円の下落が8地点あったものでございます。また、これを  
310万6,000円の減額と見ておりました。

それと、家屋につきましては、350万5,000円の増加と見まして、これは消費税の増を見込  
みまして、駆け込みの建築があったものと思われまますので、これを350万円増加というふう  
に見ております。

もう一つ償却資産につきましては、平成28年から平成30年の増加率、これにつきましては、  
当初予算では12.1%と見込みまして、これだけの太陽光発電が増えるというふうに見込んで  
おったのですが、この太陽光発電、ある程度この伸長はないというふうに見込みまして、  
10%と見込んでおりましたが、さらにこれが低かったというところでございます。これを  
2,304万6,000円減額といたしまして、合計で2,264万7,000円の減ということで計上させてい  
ただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、私からは、まず13ページの歳入の国庫補助金の社会資本整備総合交付金等の減額でございますが、こちらにつきましては、補助事業の補助金額の確定による減額でございます。

ちなみに令和元年度の補助事業につきましては、当初補助金要望に対する国庫の確定率でございますが、25.1%というふうに非常に低い率で採択されたことによります事業費減による補助金の減という状況でございます。

続きまして、35ページの歳出の舗装修繕工事の工事費の減額でございますが、こちらにつきましては、当初計画の中で4路線を予定しておりました。大総新道、古川地先、スクールライン、または鳥喰下地先でございますが、そちらの事業の執行残による減額でございます。以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 19ページ、地方創生対策事業のうちシティマネージャー報酬33万円の減額についてお答えいたします。

シティマネージャー、千葉大の鈴木准教授ですけれども、もともとの予算では48日間を見込んでおりました。この補正予算によりまして37日の実績となる見込みであるため、その分を減額するものでございます。当初の48日につきましては、今年度が第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取りまとめの時期でございますので、そういう要求をしたところであります。

その減額ですが、ご本人が都合がつかないとき等もございました。それと会議がうまく進んで、それほどの日数を要しないということもございました。また、メール等で用が足りることもございましたので、そのような日数となったところです。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、資料の27ページの一番下になります。

児童手当の減額理由ということですが、こちらにつきましては、出生から中学校修了までのお子様に支給する手当でございます。当初見込みのときには、月当たり2,425人ということで見込んでおりましたが、補正対応ということで、実際には2,300人程度の児童の数ということで、減額というふうにさせていただきました。

続きまして、29ページの一番上になります。

個別予防接種事業の減額ですけれども、こちらにつきましては、当初見込みよりお子さん、赤ちゃんが生まれた数が減少したということで、ほぼお子さんに対する定期予防接種の数が減したということの減額及び補正で対応させていただきました風疹の追加的対策、37年4月2日生まれから54年4月1日生まれの方に対する風疹の抗体検査及び予防接種、こちらは国の試算がございましたもので、補正のほうを対応させていただきましたが、実際にはその数には至らなかったということで減額というふうになっております。

続いて、29ページの中段になります。がん検診事業の減額でございますが、こちらにつきましても、当初見込みよりもそれぞれの検診で実際には受診者数が減になるということで、減額というふうになっております。

がん検診につきましては、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんにつきましては、3月末まで個別で開業医のほうでやっていただけるということもございますので、最終的には昨年度並みの受診率になろうかなというふうには考えております。当初予算に比しての減額ということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 34ページ、海水浴場監視業務委託料でございますが、これは今年度の海水浴場を開設するに当たりまして、海流調査、海の状況を確認いたしまして、木戸浜海水浴場が開設できなかったということによりまして、その分の監視業務の減額でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 39ページ、中学校情報教育推進事業のコンピュータ賃借料の減額理由でございますが、昨年9月、中学校2校のパソコン等の更新に当たり入札を実施した結果、予定価格より安価に契約できたためであります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 様々ありがとうございました。

1点だけ教育課長にコンピュータの件でございますけれども、国がプログラミング教育を既に中学校からスタートしているのではないかと思いますけれども、今回の国の補正でも全ての子供たちのために、この機会を絶対に逃さず補正予算を積極的に活用し、ICT環境の

格差を解消することが必要だということで、補正がついているわけでありましてけれども、うちの町に限っては、子供たちのコンピュータ環境は、十分に整っているということで安心してよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） まず、今回国が補正予算で措置したというのが公立学校情報機器整備費補助金のことであろうかと思いますが、この補助金につきましては、児童・生徒1人1台端末を整備する。これに向けて国が補助するというものでございますが、今回の補助事業が1台当たり上限4万5,000円の定額補助でありまして、かなり安い補助額となっております。

さらに国が示すモデル仕様に見合った端末を見つけなければならないことから、国は市町村の端末選択を支援するため、都道府県による共同調達を推奨しております。これを受けまして、当町を含む県内の多くの自治体が千葉県による共同調達を望んでいるところでありますが、県はいまだ検討中とのことでありますことから、今回補正予算での計上を見送ったところであります。現在は、県の検討結果を待っている状況です。

当町の環境が十分に整っているかというご質問でございますが、情報通信ネットワークの部分につきましては、かなり程度の高い環境が整っているというふうに認識しています。

パソコンの配備につきましては、中学校におきましては、各校生徒用パソコン80台ずつ、昨年9月、今年度の方針で導入しましたので、厳密には3点何人に1台、おおむね4人に1台の整備となっております。これで十分かと言われると、そうとも言えない中、国は令和5年度までに1人1台パソコンを整備するよという方針でございますので、それに向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ちなみに、地域ごとの整備状況ということで、非常に全国で県ごとに格差があるということで、教育長始め教育課長もご存じだと思うのですが、千葉県は全国でワースト2ということで、非常に悪うございます。そういったこともありますけれども、とにかく全ては子供たちのためということで、今後またしっかり取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。



(午前10時49分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

---

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 私からは、先ほど山崎義貞議員の質問の環境衛生費の浄化槽設置促進補助事業の答弁の訂正をさせていただきます。

私は、先ほど町の汚水処理適正化計画によって40基と申し上げましたが、汚水処理の適正化計画におきましては、合併浄化槽の普及促進をしていくんだということで、基数自体の明示はありません。基数の明示につきましては、汚水適正化処理計画に基づいた循環型社会形成推進交付金事業、これの実施計画において40基ということで明示してございます。

訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 先ほど川島富士子議員の部分と重複する部分がございますが、35ページの舗装修繕事業、先ほどご説明の中で4路線の計画があつて、その執行残という説明だったかと思ひます。

こちらは予算から見ると約8,000万円ぐらいの予算であつたものに対して、約2,000万円ぐらいが執行残ということでございますので、例年のこの補正予算の金額というものは、私今分かりませんが、この辺の金額の中でおおむねどのような形でこれだけの大きな金額が執行残になつたのか、分かれば説明のほうをお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 舗装修繕工事の関係でございますが、先ほどの答弁の中で大きな路線は4路線というようなお話でさせていただきました。

そういった中で、まず舗装修繕工事につきましては、今年度は10本以上の舗装修繕の工事を発注させていただいております。予算の計上につきましては、設計して予算を計上いたしますが、実施の段階でもう一度設計をします。そういった中で入札にかけますと、予算の執行残、いわゆる入札差金ですとか当初設計していたものよりも安価で設計ができた等々ございまして、それらを含めて最終的に今年度につきましては、1,981万3,000円の減額になると

いう見込みが立ったもので、今回補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 先ほども申し上げましたけれども、約25%が返ってきているというような感覚になったので、詳細をお伺いしたまででございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第13号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

歳入なんですが、県支出金の保険者努力支援分ですが、6ページになります。6ページのところの歳入の県支出金のところ。保険者努力支援分、減額で171万円ですが、これの171万円、それに関して説明していただければと思います。

それと、現年課税分の徴収率、それで最初お願いします。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） それでは、山崎義貞議員からご質問の国民健康保険県補助金の保

険者努力支援分の減額についてであります。こちらは交付決定によります減額になりますが、当初想定していたポイントが一部獲得できない点とか、そういうのがございまして、今回減額となりました。その年度で評価基準が異なっておりまして、当初見込んでいたものより減額という結果でございます。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） ただいまのご質問で国民健康保険税の現年分の徴収率ということでございます。現年分の徴収率、12月末現在で64.7%でございます。昨年同じ時期で64.71%ということで、若干上回っているという状況です。昨年はちなみに最終的に30年度決算で現年分93.70というところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっとお聞きしたいのですが、医療給付費の現年課税分と滞納繰越分との関係というのは、どのような関係があるのか、説明できれば教えていただきたいと思っております。6ページです。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 現年度分につきましては、当年分ということで、令和元年度分というところでございます。また、滞納繰越分というところは、昨年というところでございます。

比べまして、もう一つ説明を加えさせていただければ、この減額につきましては、まず現年分につきましては、被保険者数の減でございます。それと税率改正の影響が影響したところでございます。これは所得割で7.2%を6.4%にしたもの、均等割で2万4,000円から2万2,000円にしたもの、平等割で2万6,000円から2万3,000円にしたもの、これが影響したものでございます。

それと、もう一つ滞納繰越分については、実績見込みによる減でございますが、この要因といたしまして、現年分の国保税を優先して徴収したことがございまして、これを102万4,000円ということで減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 私の質問の仕方が分かりにくい質問だったかなと思うのですが、保険者努力支援分の減額で171万円、これは県の支出分なんです。医療給付費現年課税分、そ

れから医療給付費滞納繰越分のこの金額が多いと、保険者努力支援分が減額になるのかどうか、そこら辺の関係があるのかというところだったもので、質問の仕方がうまくいなくて申し訳ありませんが、その関係があれば、なければないのですが、あればあるで教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） ただいまのご質問ですが、保険者努力支援分の中には、確かに収納率という項目もございますが、私手元資料で今この減額との兼ね合いがはっきりお答えはできないのですが、確かに収納率は関係している部分はございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 直接金額に関係ないんですけども、この補正の中でちょっと伺いたいと思ったのがジェネリックのシェア率だけ1点伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） ただいまのご質問、国民健康保険のジェネリックのシェア率ということでよろしかったですかね。直近になりますと、令和元年12月までの1年間平均で横芝光町につきましては78.3%であります。千葉県のほうが直近が元年の11月の数字になりますが、千葉県では76.8%、もう一つ加えますと、12月単月で見た場合、横芝光町は79.9%という数字が出ております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第14号 令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 度々申し訳ありません。先ほどと同じ後期高齢者のジェネリックのシェア率、それともう一点お伺いしたいのですけれども、補正予算書の7ページ、3款1項1目後期高齢者健康診査費なんですけど、受診者数と受診率を伺えれば教えてください。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） それでは、先にジェネリックのシェア率の関係ですけれども、後期高齢者医療につきましては、手元に直近だと30年度の数字になりますが、こちらは千葉県国保連合会のほうで年1回集計しているということで、一番直近のものが30年度になります。横芝光町で72.4%です。千葉県全体では73.5%であります。

続きまして、受診率ですね。すみません。後ほどお答えさせていただきたいと思います。

大変申し訳ありません。特定健診の受診者数です。後期高齢者の受診者数ですが、対象者数が4,340人に対しまして、受診者が992名でありました。受診率は22.9%でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予

算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 2点ほど質問させていただきます。

歳入のほうで7ページの介護保険災害臨時特例補助金ですが、この特例補助金、19号の台風の被害で3名の方の減免があったというふうに説明を受けたと思います。分かればでよろしいのですが、どのような生活状況の方が減免措置を受けたのかということをお答えできればと思います。

それと、10ページの歳出の特定入所者介護予防サービス費、一番下なんですけど、この利用見込みと世帯分類による負担増ということで説明を受けたかと思うのですが、どのようなサービスを受けているのかということをお教えいただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 初めに、歳入のほう、7ページですが、災害臨時特例補助金ですが、台風19号による減免ということで、建物が全壊された家庭の方に対して保険料の減免と、その時点で介護サービスを利用されていた方がおりましたので、そこで1名、保険料で2名、利用されている方で1名、これは全壊家屋で介護を受けている方になります。

それと、介護サービスの細かい内容については、手持ち資料がありませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 私は間違えて質問したのかもしれないのですが、介護保険給付費のところの高額の介護サービス費のところなんですけど、この高額介護サービス費というのは、増額補正になっていますが、利用の増ということだと思いますが、どのような高額介護サービスというのがあるのかということをお教えいただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 高額介護サービスの利用の内容ではなくて、サービスの規定量を超えた方に対して補填するというものでございますので、サービス内容ではなく、高額になってしまった方への補填分でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第16号 令和元年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第17号 令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 歳入のところで1点お聞きしたいのですが、事業収入が1,223万2,000円の減、冷蔵庫使用料が93万3,000円の減、豚カット室の使用料が48万円の減、ボイル使用料が178万6,000円の減ということで、これは処理頭数が少なくなってくればこのようになると思います。

問題として、どれくらいの数が見込みより減って補正になっているのか、頭数の見込みを教えてください。

それと、各センター使用料、それから冷蔵庫使用料、カット室使用料、ボイル使用料ですが、この使用料の単価も教えてください。

それと、この単価の設定なんです、町独自でこの設定ができるものなのかどうなのかも教えてください。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（向後和彦君） まず、初めにと畜頭数の減少の見込みの頭数といったところでございます。

当初予算見込みでは11万5,000頭を見込んでおりました。今回実績見込みといたしまして10万2,000頭、比較いたしまして1万3,000頭の減ということになっております。

続きまして、冷蔵庫使用料、カット室使用料、ボイル使用料の単価といったところでございますが、まず冷蔵庫使用料、先に豚を申し上げさせていただきます。豚につきましては、冷蔵庫使用料77円、カット室使用料220円、ボイル使用料83円でございます。牛につきましては、冷蔵庫使用料303円、カット室使用料は牛頭で33円、ボイル室使用料は396円でございます。

なお、この使用料につきましては、町独自で決定できるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

大分処理頭数が減っているということで、見込みも減っていたのですが、さらに減っているということで、町独自で設定できる冷蔵庫使用料やカット室使用料、ボイル使用料の変更ということは、考えてはいるのかどうかというのをお聞きしたいのですが。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（向後和彦君） 今年度につきましては、10月1日、消費税の増税があっ



たということで、消費税分のみの増額でございました。ただ、今後運営していく上では大変厳しい状況でありますので、センター使用料を含め全てを見直していければというような考えはございますが、今後これを見直すことにつきましても、問屋さんを初めとした同業の関係者の皆様と調整、協議をさせていただければ、なかなかうまく進んでいかないのかなといったところも考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

そういうことであれば、町独自でこの3つに関しては、変えることができるということですね。

センター使用料に関しては、そうじゃないということで、以前伺っていたと思うのですが、センター使用料に関しては、要するにその負担というのは全て荷主さんのところに来ます。冷蔵庫使用料やカット室、それからボイル使用料は問屋さんの負担になるかと思えます。なので、できるところというか、協力していただけたところから協力してもらえるような、そういうことも必要になるかなと、そういう努力もしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（向後和彦君） 関係者と相談、協議をさせていただきたいというふうに考えております。なるべく努力したいというふうに考えております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第18号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけ教えていただきたいと思います。

2ページの補助金のところですが、補正額として2,611万4,000円とあります。この合計2,611万6,000円なんですが、この補助金はどこから来ている補助金なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 補助金はどこから来ているのかというご質問でございますが、1点は国民健康保険の調整交付金でございます。

それと、もう一つはNAAからの教育施設等騒音防止対策事業助成金ということで、こちらは病棟等改築工事に係る増築部分の防音工事に係るものでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時40分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

---

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

午前中の質疑に対し答弁漏れがありましたので、答弁させます。

福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） それでは、午前中の漏れについて回答させていただきます。

令和元年度の横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）の山崎委員からのご質問に対してのお答えとなりますので、よろしくお願いいたします。

特定入所者介護サービス費の件ですが、低所得の人の施設利用が困難とならないよう申請により食費と居住費の一定額以上は保険給付されますが、所得に応じた負担限度額までを支払っていただき、残りの基準費用額との差額分を介護保険から給付される事業となりますので、よろしくお願いいたします。

それと、一つ訂正させていただきますが、全壊1世帯と回答いたしましたが、大規模半壊1世帯に訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第19号 令和2年度横芝光町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、初めに31ページ、民生費、予算概要のほうを開いてください。

それで、民生費、31ページ、1項2目のシルバー人材センター活動支援事業です。500万円、これは今年度の500万円の予算計上をしてあるのは決裁されたかどうか、教えてください。

そして、緊急通報体制等整備事業、1項2目、このところで業務委託料383万3,000円とあります。新規台数、見込みが10台というふうになっていますが、今年度はどれくらいの申込みがあったのかを教えてください。

それと、32ページ、1項3目障害者福祉団体育成事業、身体障害者福祉会補助金、11万7,000円、減額になっているのですが、減額の理由を教えてください。

次に、34ページ、町立保育所事務費になります。保育士・用務員業務委託料、保育士6名分、用務員2名分の各園ですかね。どこの園の人なのかを教えてください。

次に、学童保育事務費、2項5目児童クラブ指導及び運転業務委託料、これの委託業務の内容を教えてくださいということと、委託先も教えてください。

35ページ、衛生費、医師会助成事業とあります。こここのところで1項1目の旭匠瑳医師会への助成、そして下段の山武郡市広域行政組合負担金、両方の組合にそれぞれの負担金が払われているのですが、旭匠瑳のほうの二次救急医療機関運営事業負担金が158万2,000円に対して、山武のほうの救急医療事業費負担金が569万3,000円となっています。随分開きがあるので、どのようなことなのか、教えてください。

36ページ、1項3目の子育て世代包括支援センター事業、ここで709万3,000円の減額となっていますが、減額理由を教えてください。

次に、教育費、44ページになります。創生事業の学習支援事業です。3項2目のところで。夏季休業中の中学生を対象とした学習会の運営費、7万円ですが、減額になっていますが、その要因を教えてくださいというふうに思います。

そして、下段の4項1目の成人式開催事業委託料90万円ですが、この90万円をどのように使っているのか、教えてください。

45ページ、図書館カウンター業務委託料になります。減額で225万8,000円の業務委託料になっていますが、この減額理由を教えてください。

以上、最初の質問とします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） それでは、山崎議員のご質問のまず31ページになります。

シルバー人材センター運営事業費補助金、今年度についてですが、今の時点では交付しておりません。

続きまして、緊急通報装置事業、委託料ですが、今年度につきましては、新規5台を設置させていただいております。合わせて77台設置されている状況でございます。

続きまして、32ページの身体障害者福祉会補助金の減額ですが、令和元年度に比べまして、6名減の39名の会員になりますので、その会員数分の減と研修費等のその他の費用の減であります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、34ページになります。一番上になります。

町立保育所事務費、保育士・用務員業務委託料、保育士6名分、用務員2名分ということですが、保育士6名については、上堺保育所に6名、用務員につきましては、上堺保育所に1名、大総保育所に1名であります。

続きまして、同じく34ページ、学童保育事務費、児童クラブ指導及び運転業務委託料ということですが、こちらにつきましては、当町にあります5つの児童クラブの運営一切と児童クラブがない小学校から児童クラブまでの送迎を委託している委託料になります。委託先は、シダックス大新東ヒューマンサービスであります。

続きまして、35ページ2行目になります。医師会の助成事業、その下、山武郡市広域行政組合負担金でありますけれども、まず上の医師会助成事業につきましては、光地区の開業医、病院が旭匠瑛医師会に入っている関係から、二次救急、休日当番医等の負担金をお支払いしているものであります。

下の山武郡市広域行政組合の負担金は、横芝地区及び光地区の開業医の方々が山武郡の医師会に加盟しておりますので、郡の行政組合のほうで取りまとめ、負担金を払っているものであります。

負担金に差があるということですが、こちらはそれぞれの医師会と郡とで契約している内容になるわけですが、大きな違いは、山武郡市広域行政組合のほうは、救急の医療センターのほうを東金に建設してございます。そちらの負担金が多くなっているものと考えております。

続きまして、36ページになります。子育て世代包括支援センター事業709万3,000円の減額の理由でございますが、子育て世代包括支援センターにつきましては、この4月の開設に向け、今年度プラムの中を改修しましてセンターを設置することといたしました。元年度に改修工事があった関係で、大幅な減額となっているものであります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） それでは、44ページの学習支援事業7万円減の理由でございますが、これは勉強会の開催日数の減でありまして、参考までに今年度につきましては7月21日から8月25日までの月曜日から金曜日、祝祭日を除く24日間、勉強会を開催いたしました。

来年度につきましては、7月21日から8月24日までの月曜日から金曜日、祝祭日を除く22日間の開催予定となっておりますことから、7万円減額となったものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、山崎議員のご質問の44ページの成人式開催事業委託料90万円の使い道でございますが、こちらは成人式実行委員会に委託しているもので、使った内容といたしましては、記念品と郵送料などでこちらのほうは使っております。

続きまして、45ページの図書館カウンター委託料でございますが、こちらは3年に1回、カウンター業務の委託更新をしております。それが令和元年度が更新の年でございます、入札の結果、減額となりまして、減額補正したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員、答弁者に質疑がある場合には議長まで申し出てください。不具合があったときには私のほうから指示いたしますので。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、2回目の再質問というか、もう一度聞きます。

まず、民生費のシルバー人材センターの活動支援事業500万円、今年度はまだ決裁されていないということです。1年前の一般質問でもたしかやられていたかなというふうに思うのですが、なぜ執行されていないのかということが理解できないので、予算計上されているのであれば決裁を早くさせるべきだと思いますので、なぜこんなずるずるになっているのか、ずるずるになっている理由も何かあるのでしょうかから、教えていただきたいというふうに思います。

次に、緊急通報体制の整備事業ですが、今年度は5台の新たな設置で合計77台ということでした。この緊急通報体制等の整備事業、通報装置、今年のような災害のときには、非常に心強い、役に立つものだと思いますので、要望といたしますか、条件に合うところであれば、調査といたしますか、事情をよく聞いて、増やす必要があるところは増やしていただきたいというふうに思います。

それと、障害福祉団体の育成事業ですが、6名減で39名分だということなので、これは1名に対して幾らという形での基準があるのかどうなのかを教えてください。

次に、町立保育所の町立保育所事務諸費の減額ですが、先ほど質問し忘れたので、追加してもよろしいですかね。

○議長（鈴木克征君） 結構です。

○6番（山崎義貞君） 町立保育所事業のところなんですが、34ページです。

2項4目の子育てのための施設等利用給付事業のところですか。ここは皆増のところだと435万6,000円ということになっています。子育てのための施設等利用給付費、認可外保育施設入所者ということになっていますので、これは町外の認可外保育所に預けるための予算だと思いますが、どれくらいの利用といいますか、考えているのか、教えていただければと思います。

そして、その学童保育の運転業務委託に関しては、クラブからクラブの児童の移動に使っていると、シダックスに頼んでいるということで、私の認識が間違いなければ結構ですので、確かめてください。

それと、35ページの衛生費ですが、答弁の中では東金にある三次救急の病院ですね。東千葉メディカルセンターの負担金がここに増えていると、そのところの認識をもう一度説明していただければというふうに思います。

それと、包括支援センター事業に関しては、プラム改修のためということ、利用が少ないのか、今年度の予算で改修したにもかかわらず減額になっているのかというのは、もう一度簡単に説明、詳しくといいますか、説明していただければと思います。

それと、先ほど質問したかどうか、うっかりしちゃったんですが、37ページの基本健康診査事業のところですか。

1項4目の基本健康診査事業というところがありますが、ここの基本健康診査委託料、町単独事業分ということになっていますので、この事業、どれくらいの見込み人数を想定しているのか、教えていただければと思います。

それから、学習支援事業に関しては、開催日が今年度よりも2日間減るということで、このようになったということで、これは理解しました。

それから、成人式の開催事業なんですが、90万円、これは記念品と、それから送料も含めてということで使われているということです。

私も議員になってからずっと成人式に出させて、新成人の門出を見てきたわけですが、大人から見て、成人式の実行委員会形式でやっているということで、新成人の自主性に任せてやっているということは分かるのですが、横芝光町として合併した町の成人式ということなので、横芝地区、光地区、何か一緒になれていないなというふうに感じる場所もありますので、いまいちこのところの自主的にやっていただくことの工夫を新成人に求めてはどう

かというふうに思いますので、そこはどういうふうに認識するのか、町長にここのところを答えていただければというふうに思います。申し訳ありません。

それと、図書館カウンターの業務委託料は3年更新の入札結果で安くなったということですが、これに関して、安くなったはいいけれども、業務が悪くなったということがないのかどうか、入札、新しい業者になって質が落ちるといったことがないかどうか、そのところは確認したいところであります。

2回目の質問で回答をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 成人式のことだけお答えさせていただきたいと思いますが、私も3期終わるところでもう12回、横芝光町の成人式に出させていただきました。どの年も本当に成人になった若い人たちが立派に育って成人式を迎えられているのかな、そしてまた12回全てが今いろいろとマスコミで騒がれているようなふざけた状況にあるような状況もありますし、しっかりとした成人式が執り行われているというふうに認識しておるところでございます。今、山崎議員が横芝と光で何かあれが違うのではないかと、それは当然のことながら、巣立った学校が違う中で、それは別々の写真の撮り方をしておるところでございますけれども、そこの中において融和が図られている、図られていないという認識については、私については、ある部分致し方ない部分もあるのかと思いますけれども、それが大きな問題につながっているかという、それはまた別の問題であろうと。

要は昔のなつかしいときを思い出して皆さんがそこに集まるというのは、ごく自然な流れであって、別に横芝と光が別々だからどうのこうのという話ではないというふうに私は認識していますし、しっかりと皆さん、成人式に向かっていってくれている。そして、また実行委員会の中においても、そういうような報告は受けたこともございませんし、しっかりと実行委員会の中でやっていただいているのは、大変ありがたいものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） それでは、シルバー人材センターの補助金の未交付の件ですが、一番最初に平成30年2月14日にシルバー人材センターのほうに運営改善の要請をさせていただいております。平成30年度の補助金につきましては、理事の方々全員と一度お会いしまして、改善について検討いただきたいという話合いの席を設けました。そこできちんと話合い



をしますという約束の下、昨年度は補助金の交付をさせていただきましたが、令和元年度においても理事会でなかなか議題として上げられていないということを伺いました。

そこで、再度12月に改善要請をお願いし、会長、副会長、理事の方々が組織見直しを含め改善に向けた協議を重ねていただいておりますので、今後の交渉を見極めながら、執行していきたいなとは思っております。この間、理事会においても議題として上げられていなかったというところは伺っていましたので、そこら辺は役員の方々が現状をもう少し受け止めていただければという思いはございました。

シルバー人材センターの補助金の未交付については、そのような経緯でございます。

それと、緊急通報装置につきましては、広報等で周知をしておりますので、今後もそのようにして該当になられる方がいれば、即設置のほうをしていきたいと思っております。

それと、身障福祉会の補助金につきましては、1人年間3,000円掛ける人数で予算計上させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） まずは34ページ、子育てのための施設等利用給付事業、どのぐらいの町外の利用を見込んでいるかということでありまして、予算要求上は9名を見込んでおります。

続きまして、学童保育の運転業務につきましては、議員お見込みのとおりで、小学校から学童クラブへの移動のための委託料であります。

続きまして、山武郡市行政組合の救急医療の関係ですけれども、こちらにつきましては、行政組合のほうで山武郡市医師会に委託はしているのですけれども、救急の診療所を建てまして、そちらで平日の夜間、また休日の診療をやっていただいている建物が東金のほうにございます。ですので、山武健康福祉センターとか、東千葉メディカルセンターとはまた別で、組合のほうで運営している救急の診療所のことであります。

続きまして、36ページになります。

子育て世代包括支援センター事業の減額の理由ということでありまして、子育て世代包括支援センターは、今年度プラムのほうの改修工事を行いました。その31年度当初予算で工事費が787万6,000円ございました。工事については、今年度も終了しておりますので、令和2年度には、この分は丸々減額となります。4月からの事業が開始いたしますので、その事業に係る事業委託料等々が今年度の要求になります。施設改修が大きかったのが今年度

の減額の理由ということであります。

続きまして、基本健康診査、37ページになります。

基本健康診査の委託料でありますけれども、基本健康診査につきましても、メタボリックの予防ということで、基本的なものにつきましても、国保会計予算のほうで支出するようになりますが、国保会計で該当にならない部分、生活保護者受給者分、また町単独事業分というものが貧血の検査、心電図、眼底検査、尿酸等々の検査がこの国保会計の基本メニューには含まれませんので、その分町単独事業として実施している分をこちらの衛生費のほうから支出しているということであります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、図書館カウンター業務が安価で契約して質の低下にならないかということですが、図書館のカウンター業務ですが、そこには図書館の職員もおりますので、図書館の職員と一緒に仕事をする事で管理、監督、指導などを行いまして、サービスの向上を目指したいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、最後の質問になります。

最初シルバー人材の問題では、理事会でもなかなか取り上げられないと、12月に協議、改善となっていないということなのですが、問題はシルバー人材の中で解決しなければならない問題ではあると思うのですが、運営上、これは中に問題があっても補助金を出すべき問題ではないのかなと、運営上に問題があるからといって、不正があったとなればそれはまた別ですが、不正がないということであれば、これは支出して決裁させるべきという内容といたしますか、そういうことだと思うんです。決裁は町長が決裁することになると思いますので、町長に決裁を私は求めるものですが、どのように思っているのか、お聞きいたします。

それと、あとは分かりました。

それと、子育てのための施設、要するに町外の認可外の保育所の件なのですが、この予算というのが435万6,000円、9名分ということなので、結構な金額になるものなんだなという感じなのですが、具体的に認可外保育所というのは、そんなにあるとは思わないのですが、どの辺の地域、働いている人がその地域の無認可の保育所に預けるといことになるのかなと思うのですが、どのようにそのところは考えて、適正な金額ということで町ははじいて

いると思いますが、無認可保育所がどれくらい費用が1児童に対してかかるのか、私は分からないのですが、どの辺でこういうものを町としたら今度の予算の中でこういう要望があつて入れた、この地域でということになっているということで、そういう声があればそのところも教えていただければというふうに思います。

それと、医師会の助成事業に関しては分かりました。東金に診療所を建てたということで、その負担金があったということですので、分かりました。

それから、子育て支援センターの件もこれは納得しました。

それと、最後に成人式の開催事業90万円のことなんですが、もう一度私の考えとすれば、ただ合併して10年以上、今度13年ということであるわけですが、若い人にはそれぞれ別の記念品をもらって、それぞれがというようなそういうことでなくて、一つのものとして、横芝光町の新成人として記念品を頂くのであれば、そのところも含めて、新成人の実行委員会の役員にはそういう形で運営といいますか、行事を行うように、町のほうからも、こういう形でやったらどうかということをおアドバイスすることも必要だと思うんです。ぜひそのところは考えて、検討していただきたいというふうに思います。

図書館カウンター事業に関しては、職員がいるので、大丈夫だということなので、その言葉を信用いたします。

ということで、最後の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、シルバー人材センターの問題につきましては、先ほど福祉課長も答弁申し上げましたけれども、昨年2月には理事さん、監事さん、7～8名が公室で交付のお願いに来ました。その前から、以前よりこの議会においても、シルバー人材センターの今の運営状況については、いろいろな議員さんからご質問されて、答えてきているところでございました。

そのときに昨年の2月の段階で、必ず直しますから、ここは1回出しておいてくださいと、分かりましたといって交付させていただきました。それが今になっても現実問題として、今頑張っているところもあるんです。私もそこに対して期待したい。あと20日余り、二十数日の今年度の日にちが残っているわけですのでございますし、ぜひそれはきっちり、なかなかそれがどうなるかというのは、今流動的なんですけれども、私としては大きな期待を寄せているところでございます。

しかしながら、せんだって全員協議会でも、私はシルバー人材センターのことについてお

話をさせてもらったときに、千葉県総務部の政策法務課のほうから、町には立入調査する権限がございませんので、県のほうの実施結果について通知があったので、皆さんにお知らせさせていただきました。そのことについても、一切何ら回答もしていない状況、そしてまた町といたしましても、再度12月に改善要請を行いました。それについても何ら返事がない状況の中で、まだ交付ができていないというのが現状でございます。そのところをご理解いただければというふうに思っています。

それと、もう1点ご質問で、成人式の件につきましては、たまたま今年度の自主的な実行委員さんの中で記念品の問題が今年に限って別々の記念品だったという現実がございますが、それを取って、一応成人式の実行委員会の決定でございますので、その辺の自主性は持っていたければありがたいと思いますし、その中において、できれば一緒のものにしたいという気持ちはございますけれども、それは実行委員会の意志に従いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 34ページ、子育てのための施設等利用給付事業についてでございますが、こちらにつきましては、昨年の10月からですが、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、認可外保育施設に通所する保護者に必要と認定された場合は、3歳未満児は月額上限4万2,000円、3歳以上児は月額上限3万7,000円を支給することというふうに、国のほうの制度が制定されたものであります。

現在、当町でも4名の方が町外の認可外保育所に通われております。山武市、富里市等でございます。金額につきましては、当初予算を要求するに当たりまして、現在通われている方、2歳児が月上限額4万2,000円掛ける12か月掛ける1名で50万4,000円、3歳以上児が月額上限3万7,000円掛ける12か月掛ける3名で133万2,000円、令和2年度中の入所を見込みまして、見込みとして4万2,000円掛ける12か月掛ける5名分を見込みまして252万円で、合計して435万6,000円の計上とさせていただいたところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 5つお願いします。

まず、24ページの18款寄附金についてですが、ふるさと納税大幅増のこの理由は何でしょうか。

それから、27ページ、今のふるさと納税推進事業をするに当たって、収入の半分以上の経費をかけております委託料、このような収入を上げるために、その半分以上の委託料を出すというのはどういうわけでしょうか。

それから、27ページの生活路線バス運行事業のところ、横芝光号成田便運行費補助金、これにおきましての運賃の見込みはどのようになっておりますでしょうか。

それから、29ページ、下から3つ目、空港シャトルバスですが、町内には幾つ停留所がありまして、横芝は成田便もできましたが、その負担金算定の根拠はどのようになっているのでしょうか。

それから、ちょっと飛びまして、40ページの一番下の欄に、ヨリドコロ指定管理料というのがございますが、どこがこれは指定されて管理しているのでしょうか。

それから、43ページの消防費の2つ目、横芝光消防署改築事業で、土地購入費のところ、何坪購入いたしまして、坪単価はお幾らだったのでしょうか。

それから、物件補償費の具体的内容をご説明ください。

以上5点です。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） それでは、最初に概要書の24ページの18款寄附金のふるさと納税の大幅に増えた理由ということでございますが、まずふるさと納税を利用している方が全国的に増えたというのが一つの大きな理由だと思います。

それから、町といたしましても、このふるさと納税に係るいわゆる申込みのサイト、それを従来1社でしていたものを今2社に増やしております。そういったいわゆるPR、その辺りも広く周知をされているのではないかなというふうに思います。

また、町内の特産物を返礼品という形でご提供しているわけなんですけれども、その返礼品の数も最近大分増えてきてまいりまして、町内事業者さんの協力もいただいているところでございます。

それから、27ページの2行目になります。ふるさと納税推進事業、こちらで経費を何で半分かけるんですかということでございますが、ふるさと納税の場合、返礼品のいわゆる限度というのが寄附金の3割まで、またこの経費も目安といたしましては、寄附金の半額程度という一応の制限といいますか、縛りがございます。ですので、町といたしましても、返礼品の限度額の3割は、これは厳守しておりますし、また経費を含めた半額程度、目安、これも守って、国の縛り、それを守っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 概要書27ページ、2・1・8・4、生活路線バス運行事業のうち、横芝光号成田便運行費補助金に関しまして、運賃の見込みということでございますが、運賃につきましては、令和2年度に係る経費の消費税を除いた分の10%を想定してございます。経費から運賃見込みを差引いた分で、この補助金額を4,772万円計上しています。

次に、29ページ、2・1・11・15、空港シャトルバス運行事業に関しまして町内の停留所ですけれども、停留所については3か所です。屋形海岸と中台と遠山です。

負担金の算定方法ですが、従来旧の町・村単位で言いますと、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村でそれぞれ750万円を負担しておりました。それが現在にもそのまま来ておりました、芝山町750万円、山武市1,500万円、横芝光町750万円を完全に均等で負担していたところなんですけれども、それについて話し合いを数年かけてやっておりました、今回均等割20%、バスの走行距離割80%を入れまして、当町の負担については、令和2年度から750万円から540万円、210万円減らすという協議が事務方サイドのほうで調ったところでございます。

次に、40ページ、最下段のヨリドコロの指定管理料、これについては、今年度については、企画空港課の所管で持っておりますので、私のほうから指定管理者先をお答えいたします。一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） それでは、私からは概要書43ページ、消防費、8款1項1目横芝光消防署改築事業、土地購入費4,017万2,000円、まずこちらですが、大変恐縮ですが、坪単価というようなご質問であったのですが、積算のほうは平方メートルの単価で積算しておりますので、平方メートルの単価で申し上げさせていただきます。

こちらが国道づきのほうが2筆ございまして、こちらのほうの面積が1,026.21平方メートル、平方メートル単価が2万7,000円でございます。その奥側に1筆、これは国道についていない奥になるわけなんです、そちら側が1筆、484.99平方メートル、こちら側の平米単価のほうは2万5,700円となっております。都合面積のほうは1,511.2平米、3筆の土地購入の予算を計上させていただきました。

その下の同じく横芝光消防署改築事業の物件補償費でございますが、これについては、アスファルト舗装、コンクリートブロック、庭石、RCの壁、あと立木等、これは生け垣も含

みまして、そちらのほうの合計で補償のほうが364万9,000円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。よく分かりました。

ふるさと納税、できるだけ今サイトがメインですので、頑張って増えたらいいなと私も思います。ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） それでは、4点質問させていただきます。

予算書の72ページ、3款1項1目の民生委員会活動事業で民生委員が欠員になっている地域はあるのか、お聞きします。

次に、予算書の85ページ、86ページ、87ページの3款2項4目の大総保育所運営事業、横芝保育所運営事業、上堺保育所運営事業で、それぞれの保育所の定数と入所予定人数をお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） それでは、福祉課から72ページの民生委員会活動事業関係ですが、令和元年12月に一斉改選がございました。その時点では、2名の欠員が生じておりましたが、その後、地区から推薦いただき、令和2年4月からの委嘱となりますが、欠員する地区はなくなります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、予算書の85ページ、大総保育所運営事業の定数と入所予定人数ということでございますが、入所予定人数につきましては、新年度予算要求時の町内児童の見込み人数とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

大総保育所は定数60、入所予定が26人であります。次のページになります。横芝保育所、定数が120、入所予定見込みが50であります。次が上堺保育所、定数が90、入所予定人数が34名ということになっております。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 最初の質問で、前年度までは2名少なかったということでよろしいですか。2名少なかったということだと思っておりますけれども、これからもサポートが手薄にならないように頑張りたいと思います。

次の質問で、保育所の定数と入所予定人数なんですけれども、これは減少の傾向にあるということでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 12月時点では、地区の事情もありまして、なかなか選べない地区があったわけですが、地区の方の総務員さんを始め、ご協力により推薦されましたので、今現在国のほうに上げて、2人の方については委嘱する準備をさせていただいているところです。今後も可能性はないとは言えませんので、福祉課のほうでも地区の方と連携を図りながら、欠員のないようにしていきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 保育所の入所者数であります。町立の3園を合わせますと現状では減少傾向でございます。ただ、大総保育所については、近年は減少していない、逆に増えているという現状も見えます。横芝はほぼ同数、上堺もちょっと減っているという個々の状況にあります。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 分かりました。丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時57分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時08分）

---

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 7項目について質問させていただきます。

全て予算書で申し上げます。予算書42ページ、2款1項4目町ホームページ運用事業の中のアプリコンテンツ利用料33万円、こちらは新たに加わっております。そのほかアプリシステム保守管理運用など、詳細な説明をお願いいたします。

続きまして、予算書43ページ、2款1項5目ふるさと納税推進事業、先ほど森川議員からご質問ございましたけれども、そのほかに印刷製本費19万8,000円、こちらは前年度予算



には計上されておりました。この説明と、同項目でふるさと納税インターネット申込委託料、前年度予算では17万6,000円に対して、本予算は176万5,000円でございます。歳入見込みが1.5倍の見込みに対してなぜ10倍になったのか、その辺の説明をお願いいたします。

続きまして、予算書45ページ、2款1項7日本庁舎維持管理事業、10節の需用費の中の光熱水費が前年度比較で170万円程度増加しております。その理由をお願いいたします。

続きまして、予算書50ページ、2款1項8目企画費の地方創生対策事業、シティマネージャー報酬が先ほど月4回で年間48回であったというふうに認識しておりますが、こちらが前年度は144万円の計上に対して45万円に減っております。仮に回数を減らすというような考え方なのであれば、その理由を教えてください。

続きまして、予算書51ページ、2款1項8目、同じく企画費、結婚新生活支援事業補助金120万円は前年度と同水準でございます。町外からの利用者状況等を教えてください。

続きまして、予算書103ページ、4款1項6目環境衛生費、環境美化推進事業の中で、印刷製本費や一日清掃収集物処理委託料が合わせて50万円程度増額しております。仮に新たな取り組みなどをするようなことであれば、その辺の理由もお伺いいたします。

最後7点目、予算書122ページ、6款1項1目商工振興費の中の企業誘致促進事業（創生）、前年度比較で普通旅費の金額アップと産業立地研修会が追加されておりますが、この辺はどのようなことをするのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まず、予算書42ページのアプリコンテンツ利用料33万円とアプリシステム保守管理費15万4,000円のこの主な内容でございますが、これは本年度、ホームページを今リニューアルしております。それに伴いまして、地方創生でつくりましたまちナビアプリ、これは本年度が最終年度となっておりますが、次年度以降どうするかということを検討した結果、ホームページとリンクした新たなアプリを導入して運営することといたしました。

具体的にはまちナビ2といたしまして、そのコンテンツ利用料が33万円でございます。アプリシステム保守管理料については、現行のまちナビ、こちらを4月、5月の2か月間、移行に伴いまして運営を行いますので、その2か月分の利用料でございます。

いずれにいたしましても、ホームページと統合した上で、新たな横芝光町まちナビ2として情報発信力を高めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） それでは、予算書43ページのふるさと納税推進事業の関係からお答えをさせていただきます。

この事業の需用費の印刷製本費、こちらが19万8,000円が新年度は皆増となっているその理由でございますが、ふるさと納税の寄附者にお送りする寄附金受領証明書用のいわゆる封筒の印刷代ということになります。予算上では5,000枚を予定しております。

今年度、元年度につきましては、確かに当初予算では計上していなかったんですけれども、今年度も大分予想以上に寄附者の数が増えておりまして、12月補正の段階で2,000枚の印刷をしたところでございますが、そちらの残も少なくなってきたという、そういう状況でございます。

同じ事業の委託料でございます。43ページの一番下の行になります。インターネットの申込業務委託料、前年の当初対比で約10倍に増えているということでございます。

実はこちらの予算につきましては、ふるさと納税、2サイト利用しておるんですけれども、そのうちの1サイトのいわゆる利用料ということになります。従来このサイトにつきましては、申込み金額の1%、5%、10%という3パターンのいわゆる自治体の申込みができるようになっていまして、私どもが一番低い1%に加入をしておりました。

ところが、新年度4月からこのサイトが3段階のいわゆるプランを真ん中の5%にサービスを統一するということになりまして、私どもからすれば1%から5%に上がってしまうということになってしまうわけです。ですが、5%に上がった分、その分サイトのほうのいわゆるPRを初めとする推進のサービスについては、現状よりもある意味力を入れてやっていただけるということになりますので、私ども職員のいわゆる事務負担、その軽減と、それからふるさと納税の業務の推進、これに関しては有効にはなるのかなというふうには期待をしております。

ただ、今ふるさと納税のサイトも大分増えてきておりますので、もしこの費用対効果が低いようであるならば、新しいサイトを開設といいますか、申込みをするなり、検討をしていきたいというふうに考えています。

それと、45ページの一番上の黒丸になります。

本庁舎維持管理事業の中の需用費、光熱水費が前年対比で160万円ほど増えております。こちらの光熱水費は、役場本庁舎の電気、ガス、水道の料金に係る予算でございます。このうちガスと水道につきましては、変わりはありません。結局電気料だけが増えてしまっ

いるという状況でございますが、この電気料につきましても、全館挙げて通年でいわゆる省電、節電には努めております。その関係で使用のボリューム、使用の量、これについては、そんなには例年増えてはいないんですが、料金のほう、これが年々単価改定になっておりまして、この辺りの影響が非常に強く出ておる関係で、電気料の増額を計上したものでございます。

ちなみに、利用の近年の実績からいきますと、28年、29年対比では、ボリューム的には2%ほどしか増えておりません。それが料金的には12%も増えてしまっているという、そういう状況になっているところでございます。

また、この電気料の増えている一つの要因といたしまして、北側車庫棟の利用も挙げられます。参考までに申し上げますと、今年度4月から先月、2月までの実績で申し上げますと、車庫棟の2階にあります第4会議室、また第5会議室、これの会議での利用につきましては、稼働率が6割程度となっております。また、台風の災害時のいわゆる自衛隊の詰所であるとか、そういう利用については、この割合には入っておりません。これらの会議室の利用を含め、北側車庫棟の利用は新年度も引き続き推進していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 予算書50ページ、黒丸の2つ目、地方創生対策事業のうちシティマネージャー報酬45万円についてですが、秋鹿議員からご指摘ありましたとおり、元年度の予算は48日間を見込んでいましたが、この45万円については15日間ということで、減をさせております。

これにつきましては、令和元年度、今年度は来年度から始まります第2次の総合戦略の取りまとめ等がございましたので、48日間分を確保しておりましたが、来年度につきましては、その取りまとめが終了いたしましたので、月1プラスアルファぐらいでアドバイスをいただければよろしいかなという考えで、このような予算設定となっております。

続きまして、51ページ、黒丸の2つ目の結婚新生活支援事業120万円の利用状況です。

令和元年度につきましては、3月1日現在利用のほうはございません。ゼロ件です。平成30年度につきましては1件の実績、平成29年度の実績は3件でございました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） それでは、私からは予算書103ページ、環境衛生費の環境美

化推進事業、印刷製本費23万6,000円ですが、これは前年度が10万6,000円ということですが、このごみカレンダーにつきましては、本年度までは山武郡市環境衛生組合、横芝地域のごみカレンダーの分しか予算計上はしておりません。

令和3年4月から、光地域のごみを山武郡市環境衛生組合で処理することとなっておりますので、令和2年度の予算におきましてごみカレンダー、このごみカレンダーというのは、可燃ごみが月曜日、木曜日ですよとか、あと資源ごみの分類等書いてあるものと、資源ごみについては第2・第4月曜日、粗大ごみについてはというような、そういったお知らせのついたカレンダーですけれども、これを光地域の世帯に配布するというので、令和2年度に予算を計上してカレンダーを配布することになっているための増額計上でございます。

同じく環境美化推進事業の委託料、一日清掃収集物処理委託料、こちらのほう180万4,000円、こちらは前年度より増額になっているものにつきましては、特に処理物の単価の値上げによるものでございます。廃プラスチック、植物廃材、こちらのほうが特に単価のほうが増上がりしております、その単価の値上がりによる増額分を予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 私のほうからは、予算書122ページの企業誘致関連でございます。

旅費につきましてでございますが、今現段階で企業誘致等を進めておるところではございます。こちらのほう、今圏央道でございますとか、いろいろな誘致要因、立地要因が高まっております、問合せ等が多くございます。それに関しまして、その希望をいただいた企業のほうへこちらからも出向いて、いろいろと交渉を継続させていただこうというようなもので旅費等を設けております。

そのほかにも企業立地等々に係るノウハウを勉強するために、企業立地センターに行って研修を受けるでありますとか、今年度も行って来たんですけれども、ビッグサイト等で開催される企業立地フェアということで、かなり多くの企業立地を東京都の外へ立地していこうという企業がたくさんいらっしゃるわけですけれども、そちらに町として参加させていただいて、そちらの企業さんといろいろとお話をさせていただきたいということを計画してございます。そのための旅費、それから負担金等が増えていると、そういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

では、初めから参ります。

町ホームページのスマホ対応による件でございますけれども、まちナビからまちナビ2でございましたでしょうか、こちらの件は十分分かりました。せっかくまちナビに入っていたユーザーですので、その辺のしっかりとした対応をお願いできればと思います。

ふるさと納税推進事業の件でございますけれども、印刷製本費、新たな何か取り組みをするのではないかなと思って質問させていただきましたが、見込んだ封筒がなくなるほどの大盛況ということでございますので、町長を筆頭にぜひ頑張ってくださいたいと、ほかのところに負けることのないように。

インターネット申込委託料なんですけれども、先ほども課長、費用対効果の件、おっしゃっていましたが、全くそのとおりでございますので、金額で言えば10倍、パーセンテージで言えば単純に5倍ですので、言ってしまうと5倍以上の費用対効果が見込めないといけないんだと思うんです。先ほどもサイトが増えてきていると、競争力が多分高まっているんじゃないかなと思うんですけれども、その選定なども含めて、おっしゃったとおり、継続して確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本庁舎維持管理事業ですが、電気料金が12%アップということでしたけれども、総務経済常任委員会の予算調査の会議録を確認させていただくと、これは同じことかどうか分からないんですけれども、LED灯の照明賃借料の件で、蛍光灯664灯をLEDに交換することによって、年間200万円程度電気料金等の削減ができる見込みの試算ということでありましたが、この辺も含めてこの金額になるということだと思っておりますけれども、なるということでしょうか、もう一度お願いいたします。

予算書50ページの地方創生対策事業シティマネージャー報酬、48回から15回ということでございますけれども、第2次総合戦略に当たってこのようにしたということですが、先細りにならないようにしっかりお願いします。今までシティマネージャーに頼ってきた部分もたくさんあるかと思っておりますけれども、シティマネージャーがいなくなって先細りになってしまうようでは本末転倒でございますので、よろしく願いいたします。

予算書51ページの結婚新生活支援事業補助金、私はすごくいい補助金だと思っているんですが、利用実績がだんだん減ってきて、元年度はゼロ件ということでもありますので、この内容を私が知るところでは、所得制限なんかもあるということでございますけれども、このボーダーラインを上げるとか、もしくは撤廃するとか、あとは補助金の利用目的をもうちょっと幅広くするとか、例えばリフォーム補助金というのが当町にもありますけれども、それに

上乘せできるような形で使えるようにするとか、そういった広い多角的な考え方で利用実績を上げていただければいいのかなと考えております。実際にこういったもので効果を上げている自治体はたくさんありますので、その辺の調査研究もお願いいたします。

予算書103ページの環境衛生費でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、何か経費をかけるものであれば、何か違う取り組みがあったのかなという期待も含めて申し上げたんですが、光地域のごみということで、それ以外も収集処理委託料ですか、処理物の単価の値上がりということでありましたが、それ以外にも環境美化に努めて、私一般質問でも再三申し上げておりますので、また新しい取り組みなども考えて、実績を出していただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

最後に予算書122ページの企業誘致促進事業（創生）でございますけれども、企業立地フェアへの参加なども含めて、マッチングを進めてまいりたいということであったと思いますが、この事業自体も私はすごくいいものだと思いますので、たくさんの企業に、問合せは増えているということでございますけれども、しっかりそれをつなぎ止める取り組みをしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、2回目の質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 庁舎管理事業の中の電気代の関係でございます。

LEDのいわゆる電気代低減については、予算上見込んでいるのですかということですが、新年度、役場庁舎のLEDの交換は予定をしておりますが、完成といいますか、工事の終わるのがおおむね秋口になってしまうかなと、ですから2年度につきましては、LEDの効果が出るのはおおむね半年間、ですので、低減額についても100万円程度を見込んでいるところでございます。ただ、その100万円の低減につきましては、電気代の予算上には、とりあえずは反映はしておりません。従来の見込みといいますか、それで計上しているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 企画空港課に対しまして1点目です。

シティマネージャーの報酬が減ったからといって、先細りにならないようにということですが、第2期の地方創生の戦略の素案では、今後20年人口が減らないというような意欲的な目標も定めておるところですし、回数は減りますけれども、シティマネージャーの知

見を十分活用していきたいと思っております。

それと、2点目の結婚の補助金の関係です。秋鹿議員からお話のあったとおり、要件が結構きつい、所得制限等があつてきついと思います。これについては国庫補助金がある事業でして、この要件を撤廃するという事は、この事業としてはできませんので、また違う形で結婚を促進したり、若い方に住んでいただけるような制度を今後考えていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、私のほうからも質問をさせていただきたいと思っております。

まず、予算書の73ページ、3款1項1目の成年後見制度利用支援事業、19節の扶助費133万8,000円を計上してありますが、かなり今現在に合った有効な事業だと思うんですけども、事業の内容と何人を予定しているのか、お伺いをいたします。

次に、予算書73ページ、同じく3款1項2目の敬老行事の敬老祝品4,730名分、要するに100歳にならない人の分なんですけれども、予算が逼迫している中で配布する費用対効果はどうか、併せて当初予算で計上した理由はなぜか、お伺いをいたします。

次に、予算書74ページ、3款1項2目のシルバー人材センター活動支援事業の運営事業500万円、これについては山崎議員からも再三質問がありました。そして、前年度は国・県の補助金500万円が頂けないような状況になっており、今年もまだ支出をしていないということで、ある程度の理由は分かりましたが、それであるならば当初予算でなぜ計上したのか、お伺いをいたします。

といいますのは、今回は骨格予算で計上しているというようなことで一般質問でも聞いておりますから、その辺の整合性が取れているのかどうかということの確認であります。

次に、予算書75ページ、3款1項2目の山武郡市広域行政組合負担金、これは入所者の減少による老人措置費収入の減ということですが、来年度以降の対応等、これはもう抜本的に考えていかなければならないと思います。いかがなものか、お伺いをします。

次に、予算書75ページ、3款1項3目の障害者福祉計画策定委託料375万1,000円の委託内容の説明をお願いします。

といいますのは、職員の資質向上を図るのであれば、委託事業を全部丸投げするのではな

くして、職員がしっかりとした自分のところの計画であるので、そういうものを盛りせるような、策定させるような機会というのを私は取る必要があるのかなというふうに思っております。

次に、予算書、先ほど小倉議員から質問がありました大総保育所と横芝保育所と上堺保育所の定員と入所予定者数というのは分かりましたけれども、今手持ち資料であるかどうか分かりませんが、参考までに私立の保育園の定員と入所予定が分かればお伺いをしたいと思います。

次に、予算書89ページ、3款2項5目の学童保育費全般で、今回のような特殊事由により学校が臨時休校になった場合や保護者の就業状況等により、小学校高学年までを対象とする必要性もあると思われませんが、来年度以降の対応についてどのように考えているのか、お伺いをするところであります。

次に、予算書144ページ、9款1項2目の奨学資金事業、奨学資金給付分については高校生8名分、大学生5名分が計上されております。現在、社会は高学歴社会となっております。しかしながら、優秀で勉強したくても、金銭的な問題で大学に進学できない人もいますので、十分なる面接を行った上で、基金の有効活用を図っていただきたいと思いますが、お考えをお伺いするものであります。

次に、予算書145ページ、9款1項2目の学力向上推進計画実施事業についてですが、予算のほうとは若干考え方が変わってくるかもしれませんが、現在は塾などの兼ね合いもあり難しい問題であります。やる気のある生徒の個々の能力が向上するような対策を検討していただきたいと思いますが、お考えをお伺いするものであります。

次に、予算書162ページ、9款4項1目の視聴覚事業についてですが、現在の費用対効果はどのようになっているのか、お伺いします。今のままですと、教職員の人件費で終わってしまうような気がしてなりません。

次に、予算書166ページ、9款4項3目の大総会館維持管理事業についてですが、個別計画等を作成しておるということですが、大総会館については、何年も使用していない施設であるにもかかわらず、賃借料などの維持経費を計上することになっております。それであれば、平地にすることを前向きに考えていただきたいと思いますが、お考えをお伺いするものであります。

次に、予算書171ページ、9款5項1目の体育祭開催事業について、町民体育祭はある程度所期の目的を達成したものと私は思います。それならば、来年度統合する小学校もありま



すので、それらを含めた小学校の運動会に助成し、地域コミュニティーを形成するための一助にさせていただく方法もあると思いますが、いかがなものか、お伺いします。

といいますのは、町民体育祭は中止にはなりますけれども、小学校の運動会は一般的に中止になること等はないかと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） それでは、福祉課関係でございます。

初めに73ページ、3款1項1目の成年後見制度利用事業の内容につきましてですが、知的障害者や精神障害者等により、判断能力に欠ける者が不利益にならないように裁判所へ申立てをしまして、法的権利や財産の保護するために後見人を選任する制度でございます。令和2年2月末現在で施設入所者1名、在宅2名、3名を町で後見しております。

それと、現在施設入所者による申立て中が1件あり、裁判が決定されずと後見を開始することになりますので、計4名の後見になる予定でございます。

続きまして、73ページ、3款1項2目敬老事業の配布する費用対効果についてですが、1点目としまして、横芝光町のまちづくりに貢献いただいた感謝の気持ちと長寿をお祝いすることを目的として事業を実施しております。

費用対効果としましては、直接配布することで、安否確認や困り事の掘り起こし、生活環境などの実情把握ができ、併せまして、高齢者とのつながり強化等、副次的な効果になるものと思っております。

当初予算で計上しました理由としましては、敬老の日を配布終了日として考えておりますので、契約事務に係る期間や物品の作成期間等、執行に要する期間を考慮しますと、当初予算からの計上とさせていただきます。

続きまして、74ページの3款1項2目シルバー人材センター活動支援事業についてですが、山崎議員のときにもお答えさせていただきましたが、補助金につきましては、12月に再度改善要請をお願いし、会長、副会長と理事の方々が組織の見直しを含め改善に向けて協議を重ねていただいております。今後の方針を見極めながら、執行を検討していきたいと思えます。

国の補助金につきましても、県が予算を確保していただいておりますので、早く方針を定めていただいて、国分も併せて執行をもらえるようにしていければという願いは持っております。

令和2年度につきましては、役員改選の年でもあり、新組織体制の下、目的に即した透明

性の高い適正な事業運営等、高齢者への公平な就業機会の場を築き上げていただくことを期待するとともに、運営費補助の観点から、当初予算での計上をさせていただきました。

続きまして、予算書の75ページ、3款1項2目の山武郡市広域行政組合の件ですが、養護老人ホーム坂田苑は、近年入所者が少ない中で施設運営を行っている状況でございます。養護老人ホームは、市町村が措置により入所を委託してございます。

入所に係る経費については入所措置費として各市町、委託している市町が措置費として支出し、入所者の所得に応じて一部を徴収、負担していただいております。山武郡市広域行政組合負担金につきましては、その不足する措置費から取得する部分につきましては、構成市町の負担となっております。歳入につきましては、主に入所措置費の収入や空港からの交付金の減額があります。

その反面、令和2年4月から会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、臨時職員の人件費関係の増額や、隔年で実施されております特殊建築物調査委託料等により増額となっていることから、市町村の負担が令和2年度は主な増額となっております。

当町だけでどうにかなるものではございませんが、養護老人ホームの入所者確保は市町村の措置次第であり、負担金の増額に対しましては、施設側のみの改善は限界があると認識しております。また、山武郡市広域行政組合では、集中改革プランを策定し、行政改革の取り組みをしておりますので、施設運営の見直しを積極的に進めていただき、サービスの向上と健全化を図り、効率的かつ適正な運営に努めていただきたいと町のほうとしても思っております。

続きまして、75ページの3款1項3目障害者福祉計画策定委託料の件ですが、委託内容につきましては、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が令和2年度で終了することから、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定を計画しております。計画期間は、令和3年度から令和5年度となります。併せて、第3次障害者基本計画の改定を行う予定でございます。

業務としましては、アンケート調査に係る調査票返信用封筒の印刷や郵送料、調査報告書の作成並びに計画策定に関する調査員からの各種支援等、計画書の作成となります。

業者に対してある程度お任せというようなどころではということですが、業務委託につきましては、豊富な経験と専門的知識を有する業者に委託することにより、業務が効率的に遂行することができるというメリットがございます。アンケート調査の推計、分析、サービスの利用状況の分析、見込み量の推計など、受託業者の専門技術により進める業務もござい

すが、当町を取り巻く情勢を踏まえた計画の基本理念、基本方針、目標など、計画の根本部分となる方向性の設定、その実現のための策定を体系的に検討し取りまとめを行うのは、当然業者ではなく、町が主体的に協議、検討した上で設定していく予定でございますので、その部分は、町の職員が行っていくというふうにしております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、初めに私立保育園の定数と入所予定人員というのですが、こちらにつきましては、88ページの保育委託事業の積算に必要な数字となっております。

なお、入所予定につきましては、新年度予算要求時の町内児童の見込み人数とさせていただきます。

まずフタバ保育園、定数140人、入所予定人員が143人、こども園でありますまきご幼稚園は、定数110人に対して入所予定が48人、日吉保育園が定数60で入所予定が40、光町保育園が定数110、入所予定が126、光町中央幼稚園が定数90で予定人数が75、白浜保育園が定数80、予定人数が76ということで積算をさせていただいております。

続きまして、89ページ、学童保育事業の今年度以降の対応ということでございますが、受入れ定数に対しまして利用状況等から、現段階では4年生までの受入れとさせていただいているところでございます。しかしながら、今後は利用状況等を見極めながら、6年生までの受入れも検討していかなければならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 予算書144ページ、奨学資金事業のご質問にお答えいたします。

奨学資金給付金につきましては、奨学資金の給付を目的に頂きました寄附金を原資とするゆめ基金を活用して実施しているところですが、基金残高が減ってきたことから、新規の奨学生募集は一旦休止し、新年度予算には継続者分のみを計上させていただきました。

その下の奨学資金貸付金につきましては、教育振興基金を活用して実施している事業で、こちらにつきましては新年度、新規奨学生として大学生4人、高校生1人を見込んで予算計上したところです。この貸付金事業は、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、奨学資金をお貸しするという事業でありますので、基金を有効活用して事業を継続し、勉学に励みたいという生徒を今後も支援してまいりたいと考えています。

次に、予算書145ページ、学力向上推進計画実施事業の関係であります。町教育委員会では、やる気のある中学生の自主的な学習活動をサポートするため、夏季休業中、町民会館を会場に、夏休み勉強会を別の事業で実施しております。通年ベースでは授業中、先生が生徒個々のやる気や習熟度に応じて課題を提示し、その課題を解決させることにより、さらなるやる気を引き出すといった取り組みを実践しております。

今後も実現可能な学力向上策につきまして、引き続き調査研究してまいります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、宮菌議員ご質問の162ページ、9款4項1目の視聴覚事業についてお答えいたします。

組合の事業内容といたしましては、児童・生徒の理解の手助けとなり、指導に役立つよう、視聴覚教材及び機材の貸出し事業などを行っております。また、機材の製作や修繕費、人件費などに充てられていると思います。また、費用対効果につきましてはですが、児童・生徒の教育に有効な教材の選定から購入、維持管理など、貸出し業務などを町単独で実施すると考えますと、負担金については過度なものではないと考えます。また、生徒・児童がこの資料で学習したことが今後の成長に役立つものと考えております。

続きまして、166ページ、9款4項3目の大総会館維持管理事業になります。

そちらにつきましては、使用につきましては、現在、貸出しはしておりませんが、社会文化課関係の書類の書庫として利用している状況でございます。今後は行政センターに保管されております歴史的資料や文化財、横芝光町で出土しました土器などを令和2年度より文化財の収蔵庫として活用することから、来年度も最低限の維持管理費を計上させていただいております。また、施設の除却の検討につきましては、耐用年数や施設の状況を確認し、検討してまいりたいと思います。

続きまして、171ページの9款5項1目の体育祭事業でございます。

町体育祭事業につきましては、合併後、現在まで10回実施しております。幼児から高齢者まで幅広く参加できるようなプログラムを工夫する一方で、ブロック対抗にすることで競技性も高め、ふだん交流のない地区の方と協力することで、地域コミュニティーの育成に寄与していると思っております。しかしながら、現在の方法が負担になっているという参加者からの声もございます。今後の体育祭の実施方法につきましては、体育協会とも協議しながら運営方法や競技の内容を検討し、実施したいと思っております。また、小学校の運動会が、地域

コミュニティーへの助成の関係につきましては、町民体育祭とは別物と考えておりますので、そちらにつきましては今後検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、最初73ページの3款1項1目の成年後見制度利用支援事業でありますけれども、内容と状況については分かりました。

ただ、今一つの例で申し上げますと、たんぽぽに通所している子供たちというのは、親が先に順番からいけば亡くなってしまいうような状況になってきている。だけれども、今その後の問題というのがまだ県においても、そういうものが全然議論されていないのが現実である。だから、ああいう子供たちを救っていくような方法というのを福祉課として考えていかなければならないときに来ているというような認識を持っていただいた中での対応をしていただきたいというお願いであります。

次に、73ページの3款1項2目の敬老行事の敬老祝品であります。課長のほうからは、安否確認ということでありましたけれども、既に安否確認については、民生委員の方については月1回、地区の社会福祉協議会の方なんかみんなやっていると思います。

それで、今職員は仕事の業務量も増えてきている云々という中で、何回も何回も行ったりして、多分配っている現実があると思います。ですから、そういう労力云々、そういうものを併せた場合に、私は費用効果はどうかのかなということでしたわけですが。

それで、ある程度今年の新年度予算を見ても、縮小できるものは縮小していく。要するに、事業効果が上がったものについては、ある程度そういうものを見極めていかなかったら、町の財政、絶対よくならないということを言いたいと思っています。

それから、74ページのシルバー人材センター支援活動事業については、運営費補助ということでご答弁ありましたけれども、運営費補助であれば、それこそ年度始まったらすぐにも出すというのが私は運営費補助じゃないのかなと、ですから今この補助金については運営費補助にはなっていないということであれば、今回骨格予算ということをやっていますので、政策云々ということであれば6月の補正でも十分対応できるのかなと、ですからそういうものを見極めも全然されていないのかなというところがちょっと残念であります。

次に、75ページ、3款1項1目の山武郡市広域行政組合の負担金、確かに広域でやっている構成団体があるということで、これは難しい面があるかもしれません。しかしながら、各自治体は、こういうようなもので要するに負担するような状況ではなくなっているとい

う、そういう現実をしっかりと捉えてもらわないと、これからいろいろな予算の削減にはつながっていかないということでもあります。

それから、予算書75ページ、3款1項3目の障害者福祉計画については、当然本町の計画であるので、これは職員のほうでやる、作成するということであれ、それであればいいんですけども、要はこれからの職員の資質向上を図るには、そういうものを中心的に責任を持ってさせることによって自信がつく、そういうものの実態が現実には職員自らが分かるようになってくる。確かに、苦労はするでしょうけれども、苦労した分それだけの効果が上がる。そういうような職員を育てる絶好のチャンスだと思います。確かに、アンケートとか、そういうものを集計、これは私は当然業者の部分だと思っています。

ですから、そういうすみ分けをしっかりとした中で、こういうせっかくの機会でありますので、職員の育成にもつながるように考えていただきたいということを言わんとしたわけでありま。

次に、保育所の関係ですけれども、こう見ると、町の保育所というのは、かなり定員が少ないわけでありましたが、私立の保育園、幼稚園というのはかなり定員が増えてきている。ここは何か違いがあるのか、そういうものについても今後検討していく材料になってくるのかなというふうに思っております。

次に、予算書89ページ、3款2項5目の学童保育の関係であります。先ほども申し上げまして、課長のほうからは、今後の利用状況も踏まえた上で検討していくということでもありますけれども、各家庭、いろいろな家庭があると思います。共働きの家庭、そういうものについては、ある程度行政が救っていくような体制というのも当然考えていかなければならないと思っていますので、その辺のほうよろしくお願いをしたいと思います。

次に、予算書144ページ、9款1項2目の奨学資金制度の関係ですけれども、もう既に基金がないということで、奨学金給付分については、新規は受けていないということでありました。その辺はよく理解できました。

いずれにしましても、日本経済を支えてきたのは教育であります。そして、またまちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりというように、ある程度そういうようなことを踏まえた中で今後の少子化の中での子供を育てていかなければならないと思っていますので、どうしても財源的に余裕がないということであれば、仕方ないんですけども、制度としては今の現状に合っていると思いますので、またそういうものの余力が出た場合については、そういうものを活用するような前向きな施策を検討していただければありがたいなというふうに思っ

ております。

次に、予算書145ページ、9款1項2目の学力向上推進計画事業ですけれども、確かにやる気のある生徒を対象に行う、新年度予算でも説明がありましたように、夏季休業のとき実施をしている、その状況は十分分かっております。しかしながら、またやり方の問題もあるのかなと思います。

今も申し上げましたように、教育というのは人間が生活をしていく上で一番大切なものがあります。ですから、例えば英語科を一つ取ってみると、英語科の場合には小学校のときに塾に行っても、すごく勉強してきている子供、また中学校に行ってから初めて英語科の勉強をする子供、当初の段階から差が出てしまっている。そういうものについては、私が言うよりも、教育長、教育課長、専門家がいるわけですけれども、少人数学級等を利用していただくなどして、きめ細かくやることによって、能力の向上というのは図っていけるのかなと。

数学等にしてもそうです。小学校のときの基本がしっかり学ばなければ、中学校に行ったときに、またそういう授業が面白くなってしまう、そういうのは当然出てこようかと思えます。ですから、そういう子供たちも何とかできるように考えていただければありがたいなど、まさに私立ではありませんけれども、横芝光町独自のよそに負けないような教育、そういうものを考えていただければありがたいなと思っております。答弁は結構です。

次に、予算書162ページの視聴覚の関係ですが、効果は上がっているということであるんですけれども、参考までに言いますと、視聴覚事業、年間289万7,000円経費がかかっています。どのくらい活用しているのか、年間それであればどのくらい活用しているのかを教えてください。いただければありがたいと思います。

次に、予算書166ページの大総会館維持事業についてでありますけれども、大総会館は昔耐震、そういうものができていないもので、対応がなかなかできないというような意見も聞かれています。そういうものに大事なものを倉庫として使っていていいのか、そういうものも根本的な問題であります。

ですから、ただそういうことでなくして、逆にそういうことを考えるのであれば、同じ町内には自分の施設ではないんですけれども、一部事務組合の施設として、もっと耐震に優れていて、もっときれいな施設等ありますので、そういうものを有効活用する方法もあるんじゃないのかなというふうに思っております。

体育祭の関係でありますけれども、学校のコミュニティーを形成するのと町体育祭は別物だということであるんですけれども、私が言わんとすることは、何かないと要するに1回や

っていた事業については、なかなか取りやめをすることは難しいと、その代わり取りやめをするのであれば、その事業に代わるもの、もっと効果的なものを行政としてしっかり考える必要性があるだろう。

それで、今回はそれらを含めると、小学校の統合問題等、いろいろな機会である。ですから、そういうものを踏まえた中で、予算編成していくにはそういうものまで状況を踏まえた中で考えていく必要があるのではないかということをお願いして質問させていただきました。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） まず、成年後見制度に関係して、たんぼぼ、今後も親亡き後ということですが、今年度たんぼぼへ入所されている方の保護者とたんぼぼの支援員も含め、たんぼぼの現状と今後のたんぼぼの運営のことについて、数回にわたり協議を重ねてきました。

それについては、親亡き後の残されたたんぼぼの入所者が行き先を見失ってしまうということもありますので、そこら辺を含めて協議させていただいておまして、今後たんぼぼの利用だけではなく、障害者総合支援事業等を活用しながらたんぼぼを利用していくと、親が亡き後は、そういう施設ですとかサービスを利用しながら、入所者の方に生活を送っていただくというところで協議をしております。今後それをできたら反映させていければというふうには思っております。

成年後見制度の利用につきましては、障害者の部分でも制度があると思っておりますので、そこら辺は調査しながら、今後反映させていければと思っております。

続きまして、敬老祝品の件ですが、職員に負担がかかるというところですが、確かに職員に出向いていただいて安否確認というところもお話しさせていただきました。それも含め、そこら辺は民生委員の方々や社協ではやっているということですが、また高齢者と直接お会いすることによって、高齢者とのつながりもできますので、そこら辺を含め今後今の祝品の配布物等々含めながら、検討してまいりたいと思っております。

それと、シルバー人材センターの運営費補助の観点から、当初じゃなくてもよかったのではないかとありますが、そこにつきましては、新組織体制の下、適正な運営ができることを期待しておりますので、当初から計上させていただいて、総会終了し次第、執行できればと思っております。

続きまして、山武郡市広域行政組合につきましては、予算説明等もありましたので、その



時点で構成市町からそれぞれ意見を出ささせていただいて、今後の養護老人ホーム坂田苑の運営について見直しをきちんとして、適正な管理運営に努める要望はしておりますので、集中改革プランも令和2年度で一度期間が終了となりますので、それ以降の改革プランできちんとした方針を定めていただくことをお願いしていきたくと思います。

続きまして、障害者福祉計画の策定につきましては、その部分は宮菌議員おっしゃるとおりきちんとすみ分けをして、町でできるものは町職員が行っていくようにしておりますので、ご理解のほうをいただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 保育所の関係ですけれども、確かに町立保育所のほうの定数に対する入所児童数の減少ということは、近年続いている状況でございます。今後は、子供の数が増えるという見込みは余り厳しい状況であろうかと思っておりますので、私立の保育園との兼ね合いも含めまして、保育所についてどのように運営していくのかというのは検討していかなければならないというふうには考えております。

併せまして、児童クラブの関係につきましても、議員おっしゃられたとおり、いろいろな家庭を救っていくということが子育て支援の根本ではございますので、その辺も併せて検討していければなというふうには考えています。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、視聴覚事業につきまして当町の利用状況でございますが、今年度は1月末現在で教材で101点、機材で4件でございます。平成30年度が同じく1月末現在で教材104点、機材4件の利用実績でございます。文化財の保管につきましては町内各施設、有効な建物がございますので、議員おっしゃるとおり、そちらの建物を有効活用させていただきたいと思っております。

続きまして、小学校統合の関係につきまして、小学校統合をした後の運動会、地域コミュニティへの助成などにつきましては、今後周辺自治体の先進事例などを参考にしながら、体力向上や健康増進、地域コミュニティの育成など、効果的な実施方法について検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 多岐にわたりいろいろと質問させていただきましたが、いろいろとご

答弁ありがとうございました。

以上をもちまして私の質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時20分といたします。

（午後 3時11分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

---

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 予算書のほうでお伺いいたします。

まず、71ページ、一番下の避難行動要支援者名簿更新関連業務委託料であります。更新で何名になるのか、お伺いしたいと思います。

次に、予算書81ページ、中段よりちょっと上の後期高齢者人間ドック助成事業、委託料でありますけれども、国と県の補助が終わりに迫っていると思うんですけども、補助率の見通しをお伺いしたいと思います。

予算書92ページ、中段の子ども医療費助成事業でございますけれども、この件に関しては、私昨年も質問させていただいております。その中身は、中学3年生までは現物給付方式、受給券で申請せずにオーケーというわけです。高校生は償還払い方式ということで、現物給付方式にできないかという質問をさせていただきましたときに、今後検討というふうにおっしゃっていただきました。その進捗をお伺いしたいと思います。

予算書94ページ、中段よりちょっと上の個別接種委託料でありますけれども、子宮頸がんワクチンの勧奨が控えられていると思いますが、控えることによって、お亡くなりになられている方が増えているということで今ニュースになっておりますけれども、今後の見通しが分かればお聞かせください。

それと、予算書100ページ、がん検診推進事業でありますけれども、この前の課長からの説明では、通知だったかなというふうに記憶しているんですが、かなり前年度より増額ですけれども、個別にはがきや手紙による受診勧奨ということでしょうか、電話でのコール・リコールの取り組みは廃止されたんでしょうか、教えてください。

そして、予算書144ページ、一番上から3行目の要保護準要保護児童生徒就学援助事業でありますけれども、令和2年度も、小・中とも前倒しかどうかの確認をさせてください。

そして、予算書153ページ、先ほど今年度の補正でもちょっと触れたんですけれども、中段の小学校情報教育推進事業、コンピュータ賃借料がございますが、国の方針として2020年、令和2年度には小学校にプログラミング教育を導入することも決定していると伺っておりますけれども、この辺町の動向をお聞かせください。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 予算書の71ページ、一番下段の避難行動要支援者名簿更新関連業務委託料、委託料につきましては、システムの保守とサーバ保守の委託料になっております。今現在何名登録されているかという人数の手持ち資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。申し訳ありません。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） 予算書の81ページ、後期高齢者人間ドック助成の補助率の見直しについてというご質問であります。現在厚生労働省の保健局のほうから、後期高齢者広域連合を經由しまして、通知で人間ドックへの助成は平成30年度から平成33年度までの4か年で段階的に廃止されるとされまして、平成30年度で平成29年度の交付額の4分の3を上限とし、平成31年度で平成29年度の交付額の4分の2を交付の上限とする。平成32年、令和2年度で平成29年度交付額の4分の1を上限とする。平成33年度、令和3年度ですが、助成廃止という連絡はありまして、国からのこの補助金へ千葉県後期高齢者医療広域連合独自で各年度に4分の1の助成を現在行っているため、現状としては、平成30年度は平成29年度の交付とほぼ同額の交付でありました。

平成31年度、今年度、元年度につきましては、交付基準の29年度の交付額の4分の3程度を交付予定であります。来年度につきましては、新年度予算要求に入れてありますが、29年度の交付額に対する半分の4分の2ということで予算要求をさせていただいております。予定では平成33年度、令和3年度に助成が廃止という、そういった連絡は来ております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） まず、予算書の92ページになります。

子ども医療費助成の関係で、中学生までが現物給付、高校生までが償還払いということで、

中学生までの医療費助成につきましては、県が医師会等と県内の医療機関と契約、県と医療機関とで契約をして、県内全ての市町村が受給券で現物給付で受けられるということになっております。

しかしながら、検討しましたけれども、1町での高校生医療費の助成ということになりますと、一つの町が医療機関のある全ての市町村と契約を結んでいかなければならないという状況であるということでもあります。

したがって、県内高校生までの医療費助成を実施している市町村が大分増えてきましたので、県のほうでそのように統一して、県と県の医師会とで契約をしていただければ、高校生まで併せて現物給付受給券で受診できるようになるのかなということ、現在のところはちょっと難しいという結果であります。

続きまして、94ページの個別接種の子宮頸がんは、すみません、認識しておらないところですので、後ほど回答させていただきます。

続きまして、100ページになります。

がん検診推進事業、通知の関係ということでありましたけれども、令和2年度の予算で受診勧奨の個別通知等を新たに受診率向上のためにご案内させていただき予算、通信運搬費、印刷製本費等の増額で、全体的に増額になっているという状況であります。電話によるコール・リコールにつきましては実施しております、がん検診にかかわらず住民健診等、皆さんの健康増進のために受診率向上には努めているところであります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） まず、予算書の144ページ、要保護準要保護児童生徒就学援助事業の関係ですが、申し訳ございません。質問がよく聞き取れなかったのですが、令和2年度の人数につきましては、小学生91人、中学生61人、合計152人を見込んで予算計上をさせていただきました。

続きまして、予算書153ページの小学校の情報教育推進事業の関係でございますが、小学校の情報機器につきましては、平成30年度に更新を行いまして、児童用端末としてタブレット235台を配備しているところでございます。これを活用しまして、令和2年度におきましては、学習指導要領に例示されております単元、算数、理科、総合的な学習等の時間でプログラミング教育を実施するほか、文部科学省から出されております小学校プログラミング教育の手引等を参考にしながら、プログラミング教育を取り入れられる場面を各学校で位置づ

けていくこととなります。

教育委員会といたしましては、プログラミング教育に関する職員研修を実施するなどして、職員の資質の向上を図ってまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 予算書94ページ、個別接種、子宮頸がんの関係ですけれども、申し訳ございません、追加でお願いいたします。

中学生から高校生1年の女子に対して、以前は予防接種のほうを個別で実施しておりました。それが法が改正されまして平成25年6月から、現在は勧奨等を差し控えておるところでございますが、私どものほうにはそれによつての影響というか、問合せ等は来ていないという状況でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

住民課長から頂きました人間ドックの件でありますけれども、令和3年には国・県の補助が廃止ということで今伺いました。町の今後のお考えをもう一度お聞かせいただければというふうに思います。

そして、子ども医療費の件でありますけれども、健康こども課長からご答弁いただきましたが、高校生までやる自治体が増えてきたということで、統一されればまた現物給付になっていくことも可能じゃないかという将来の見通しをお話しいただいたと思うんですけれども、それであるならば、保護者のお手間を少しでも軽減させてあげるために、ファクスやネットなどの方法で、何か来なくてもというのができないかどうか、ぜひ聞いてほしいという町民の若いお母さんたちのお声でありますので、一応お考えをお聞かせいただければと思います。

子宮頸がんワクチン、確かに勧奨を控えていたわけでありましてけれども、最近よくテレビで亡くなっている人がかなり増えているという、そういう放送も流れましたので、ここところは賛否両論ありますが、しっかりアンテナを高くして、その開始時期の見極めというのをちょっと神経質にして見ていただければなというふうに、見極めていただきたいというふうに思います。

コール・リコールは、全般にわたって、がんだけでなくやっているということで、非常にうれしく思いました。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、教育課長から頂きました小学校91人、中学校61人ということで、就学援助費、前

倒しして準備できるようにというのを中学校が先に始まって、小学校が始まって、令和2年度も引き続き小学校と中学校とも実施されるんですよというご確認だったわけです。すみません。よろしくお願いします。

ここで聞かなくてもいいことなんですけれども、議員全員に補足資料を今回頂きました。その中であれと思ったところが4ページの東陽病院事業会計繰出事業でありますけれども、部署が健康こども課になっているんです。これは単なる単純な印刷ミスであれば結構なんですけれども、一応大事な予算議会でありますので、確認をさせていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 要保護準要保護の関係ですが、入学準備費の支給のお話かと思われます。入学準備費の支給につきましては、今年度も1月の下旬に支給しておりますし、新年度におきましても、入学準備費は支給するという予定であります。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） まず、子ども医療費の申請の関係でございますが、あくまでも申請に基づく補助金で、助成でございますので、領収書の確認もさせていただかなければなりませんので、実際にはお越しいただいてということになりますが、毎月毎月申請されなくても2年間さかのぼって申請できるという制度でございますので、ある程度、月をまとめて、申請には来ていただければ、多少手間は省けるのかなというふうには考えております。

子宮頸がんワクチンについては、今後研究させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、補足の資料の関係の4ページになりますでしょうか、真ん中辺にございますが、こちら東陽病院事業会計繰出事業につきましては、4款、一般会計の衛生費から東陽病院の事業会計に支出するという形になりますので、会計上は健康こども課の予算から東陽病院の事業会計に支出するということで、部署名は健康こども課という記載になっているかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） 私のほうからは、人間ドックの補助率が今後廃止になった場合、町の考えとしてはというご質問だったと思いますが、後期高齢者医療制度につきましては、被保険者数の増加及び医療の高度化等によりまして、さらに医療費等の増加が見込まれるた

め、健康増進や医療費の適正化対策を推進する必要があることから、令和2年度からは、市町村における高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が推進されることとなったことが人間ドック助成の廃止に影響しております。

段階的に国・県の助成が減ってきていることから、平成30年度から、町でも利用者に対する助成限度額の上限や助成対象項目などについても検討を行っております。人間ドック助成は、国民健康保険の利用者との兼ね合いもあるため、国保運営協議会でも継続的に検討を行っているところであります。

参考までに、近年の人間ドックの受診者の数でございますが、後期高齢者医療制度のほうでは29年度実績で69人、30年度実績で75人、今年度は3月3日現在で81人、新年度予算では85人と見込みました。国民健康保険につきましては、29年度実績で363人、30年度実績で348人、今年度3月3日現在で354人の受診者で、新年度予算としては360人を見込んでおります。

こういった状況を踏まえまして、近隣の市町でも国保と後期ともに減額する場合や後期助成のみ減額を検討している自治体もあるようですので、今後も人間ドック助成事業の継続的な実施に向けまして、近隣の市町の状況等も参考に、慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） すみません。書き留められなかったもので、課長が今言ってくださった数字、後で頂けませんでしょうか。

私のほうは、あと東陽病院の件は大変に失礼いたしました。説明いただきまして、ありがとうございました。以上で結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、2020年度の一般会計予算に対する反対討論をさせていただきます。

令和2年度の予算は、台風15号、19号被害による復旧のためにも、地域産業の支援に目を向けた予算にしていくことが必要です。横芝光町の財政力指数は0.49で、千葉県内の町村では41番目で、経常収支比率も90%を超え、財政の硬直化が進んでいます。町民が住みよい町だと言えるようになるためには、財源確保の取り組みが大事になってきます。

財源確保の一つに、国に対し地方の財源確保を求めることです。

地方交付税は、全ての地方自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な財源を保障する制度です。国は地方自治体が地方自治法に定められた住民福祉の増進を地方自治体の実情に見合う一般財源総額を拡充するよう政府に対し強く求めるべきです。

財源確保の2点目は、横芝光町の基幹産業である農業、商工業を活性化させ発展させることです。

農業予算は、経営基盤整備事業で、農用地の集積率に応じて助成する農業経営高度化支援事業補助金を初め、大布川排水機場管理事業、水田農業構造改革対策事業、需給調整推進対策奨励事業、多面的機能支払交付金事業など、前年度を上回っている事業となっていますが、6次産業化の取り組みは廃目となっています。農産品の開発、販売の取り組みに力を注ぎ、支援することが横芝光町に活力をもたらします。後継者の育成、中小企業小規模事業者の振興、地域経済波及効果の高い住宅リフォーム助成制度のさらなる支援、自然再生可能エネルギーの地産地消など、ありとあらゆる角度から地域活性化策に全力で取り組み、税収を上げていく必要があります。

次に、地域公共交通システムを充実させる取り組みです。

高齢化率の高い横芝光町では、地域交通システムは利便性のよい乗り合いタクシー、利用しやすい循環バスの特性を生かして充実させることです。最低限度の便数の確保は、利用者を安心させることにつながります。横芝・成田便の運行が開始されました。開始されたばかりですが、非常に利用が少ない現状を認識し、対策を講じる必要があります。

最後に地域防災計画の見直しで、防災計画を強化する問題です。

昨年の台風被害では、甚大な被害を受けた当町ですが、そのとき多くの教訓を得ました。緊急時の確かな伝達方法の確立、高齢者、障害者の避難所の確保とともに、住民の知恵と力で地域防災計画の必要な見直しを進め、地域に合った防災対策の強化が必要です。自分たちの町は自分たちでつくり上げていくという機会となります。このような取り組みを求め、改善点を指摘し、令和2年度一般会計当初予算に対し反対討論とするものです。

○議長（鈴木克征君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私は、議案第19号の令和2年度横芝光町一般会計予算について、賛成する立場から討論いたします。

本予算については、町執行部から説明があったとおり、歳入歳出予算の総額を104億2,000



万円とするものであります。

今月中旬に町長選挙を控えていることから、骨格予算での編成となっておりますが、継続している事業や経常経費を中心に、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて予算計上されており、前年度比3.4%の増額となっております。

予算案全体を通して見ると、地方創生や住民生活に密着した事業が各分野にわたり計上されており、また公共施設の適正管理に取り組むなど、基本構想等の実現に向け、計画的に事業を行うための予算と評価をいたします。

新型コロナウイルスによる経済への影響が懸念される中、医療や介護などの社会保障費や公共施設の維持補修費などの増加が見込まれますが、計上された予算が効率よく、そして効果的に執行され、行政サービスの向上と横芝光町の発展につながることを期待して、本予算案に賛成をいたします。

○議長（鈴木克征君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより、議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第20号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第21、議案第21号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第22、議案第22号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第23、議案第23号 令和2年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第24、議案第24号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第25、議案第25号 令和2年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第26、陳情の件を議題とします。

ここで、常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） それでは、総務経済常任委員会に付託されました12月定例会より継続審査となっております陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、2月25日午後4時35分から、委員8名全員出席の下、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、要約して申し上げます。

陳情第2号（継続審査）の議員報酬の改正に関する陳情書についてであります。 「議会改革特別委員会を設置し、6回にわたる協議結果を踏まえ、全議員へ説明し共通認識を図ることができ、議会改革特別委員会から議長に答申できる状況になったことから、今まで継続審査としてきた議員報酬の改正に関する陳情については、採択したいと思います」という意見が複数と、「議員報酬関係については時期尚早と思います」、「値上げに関しては、町民の理解が得られない状況にあると思うので、賛成しかねます」との意見があり、採決の結果、陳情第2号は賛成多数で採択されました。

以上、審査結果の報告といたします。

本会議においてご了承を賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま、総務経済常任委員会委員長から報告のありました継続審査陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより継続審査陳情第2号について採決します。

陳情第2号 議員報酬の改正に関する陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第2号は不採択することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年3月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 宮 菌 博 香

議 員 川 島 仁